

苫小牧市 福祉ガイドブック

2023年度版



とまちょっぴ

©2011 苫小牧市

は　じ　め　に

苫小牧市では、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを営み、あらゆる社会活動に参加し、共に生き、共に支えあう地域社会の実現を目指しています。

このガイドブックは、障がい児・者、高齢者、母子・父子・児童福祉のほか、地域福祉などについて、制度・事業の説明や、相談機関・関係施設の問い合わせ先などを、1冊にわかりやすくまとめています。

市民のみなさまひとりひとりが、必要な福祉サービスを利用して、より快適な日常生活を送るための、福祉の案内役となることができれば幸いです。

お読みになる前に

- *お読みになられた時点で、変更されている場合もありますことをあらかじめご了承ください。
- *制度や事業、関係施設等の情報は、要約した内容の場合もありますので、詳細につきましては、どうぞお気軽にお問合せください。
- *各種手続きには、マイナンバーおよびご本人確認書類の提示が必要な場合があります。各ページのタイトル横に目印を記しています。

マイナちゃん



も く じ

第1章 障がい児・者の福祉

1 はじめに	1
①障害者手帳の交付	
②障害者総合支援法による福祉サービス	
③その他の法律による福祉施策	
④市などが独自に行う福祉施策	
2 障害者手帳について	
(1) 身体障害者手帳	1
(2) 療育手帳	2
(3) 精神障害者保健福祉手帳	3
3 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス	
■ 施設利用・ヘルパー等のサービス	
(1) 福祉サービスの種類	4
(2) 障害福祉サービス利用までの手続きの流れ	7
(3) 障害支援区分と利用できるサービス	8
(4) 利用者負担	8
(5) 苫小牧市内の事業所一覧	10
■ 補装具・日常生活用具について	
(1) 補装具について	22
(2) 日常生活用具について	23
(3) 自助具給付事業	26
(4) 軽・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	26
4 その他の法律等による福祉政策	
■ 生活の保障について	
<年 金>	
(1) 障害基礎年金	27
(2) 障害厚生年金	27
(3) 特別障害給付金	28
<手 当>	
(1) 特別障害者手当	28
(2) 障害児福祉手当	28
(3) 特別児童扶養手当	28
(4) 在日外国人の福祉手当の支給	29
<その他>	
(1) 心身障害者扶養共済制度	29
(2) 生活福祉資金貸付制度	29
(3) 生活保護制度	29
■ 雇用の促進と安定について	
(1) 公共職業訓練	30
(2) 職場適応訓練	30
(3) トライアル雇用事業	30

(4) 事業主に対する諸制度	31
(5) 苫小牧心身障害者職親会	31
(6) 函館視力障害センター	31
(7) 障がい者就労相談員	31
(8) 苫小牧市障がい者就労支援事業	32
(9) 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター	32

■ 健康と医療の保障について

(1) 重度心身障害者医療費助成制度	32
(2) 自立支援医療	32
①育成医療 ②更生医療 ③精神通院医療	
(3) 医師等による巡回相談など	35
(4) 在宅難病療養者に対する歯や健康に関する訪問相談	35
(5) こころの健康相談	35

■ 難病患者の福祉サービス・医療費助成制度について

(1) 難病患者の障害福祉サービス利用について	36
(2) 特定疾患・難病などの医療費助成制度	36
(3) 小児慢性特定疾病児童等の生活用具の給付について	39

■ その他の在宅福祉について

<市の機関等による支援>

(1) 苫小牧市基幹相談支援センター	40
(2) 心身障がい者等の相談員の配置	40
(3) 苫小牧市福祉ふれあいセンター	41

<コミュニケーションに関する支援>

(1) 手話通訳員の配置及び派遣	42
(2) 要約筆記通訳員の派遣	42
(3) 入院時コミュニケーション支援事業	42

<自動車の利用に関する制度>

(1) 自動車の改造費に対する助成	42
(2) 自動車運転免許取得費に対する助成	43
(3) 障がい者に関する標識等	43
(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付	44
(5) 自動車税種別割・自動車税環境性能割等の減免	44
(6) 有料道路通行料金の割引	44

<その他の制度等>

(1) 障がい者住宅について	45
(2) 寝たきり在宅障がい者に対する紙おむつ給付について	45
(3) 緊急通報システムについて	45

5 税・公共交通機関運賃・公共料金の減免、割引

<税の控除>

(1) 所得税・住民税	46
(2) 相続税	47
(3) 個人事業税	47
(4) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割	47

(5) 少額貯蓄の非課税	48
<市で行う交通料金助成制度>	
(1) 福祉ハイヤー助成制度	49
(2) 重度障害者タクシー料金助成制度	49
(3) 市内路線バス無料乗車証交付制度	49
(4) 重度心身障害者通院交通費助成制度	49
<公共交通機関運賃の割引>	
(1) J R旅客運賃の割引	51
(2) 航空機運賃の割引	51
(3) バス運賃の割引	51
(4) フェリー運賃の割引	51
(5) タクシー運賃の割引	51
<公共料金等の減免>	
(1) 有料道路通行料金の割引	52
(2) NHK放送受信料の免除	52
(3) NTT無料番号案内	53
(4) 郵便料金の免除	53
(5) 携帯電話料金の割引	53
(6) 市のスポーツ施設利用料の免除	53
(7) 市の美術博物館観覧料の免除	54
<各種選挙における郵便等投票>	54

第2章 高齢者の福祉

1 介護保険について

(1) 目的（介護保険法第一条）	55
(2) 介護保険の保険者	55
(3) 介護保険の被保険者	55
(4) サービスの利用を受けるには	56
(5) 介護保険で受けられるサービス	57
■ 居宅サービス（介護予防を含む）	57
ア 在宅で受けられるサービス	イ 通所で受けられるサービス
ウ その他の居宅サービス	エ 地域密着型サービス
オ 介護予防・生活支援サービス事業	カ 福祉用具の貸与・購入・住宅の改修
■ 施設サービス	59
①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院	
(6) サービスの利用額	60
(7) サービスの自己負担	61
ア 高額医療合算介護（予防）サービス費	61
イ 低所得者に対する軽減措置	62
①社会福祉法人による利用者負担額軽減制度	
②民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度	
③特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の軽減	
(8) おむつ代の医療費控除証明書について	63

(9) 要介護認定者・要支援認定者の所得税・市道民税障害者控除について	63
(10) 地域包括支援センター	63
(11) 医療と介護に関する相談窓口	64
(12) 地域支援事業	65
2 高齢者の保健福祉サービス（介護保険制度以外のサービス）	
(1) 施設サービス	66
①養護老人ホーム ②経過的軽費老人ホーム ③ケアハウス ④高齢者福祉センター	
(2) 在宅生活支援サービス	67
①日常生活用具の給付 ②緊急通報システムの設置 ③ふれあいコール	
④在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニングサービス ⑤在宅寝たきり高齢者等紙おむつの給付	
⑥在宅寝たきり高齢者訪問理美容サービス ⑦車いす、福祉車両の貸出し	
⑧愛の一声運動 ⑨在宅介護者の集い ⑩救急医療情報キットの配布	
(3) 保健サービス	69
①健康教育 ②健康相談 ③検診事業 ④訪問指導	
(4) 健康づくり・生きがいくくり事業	70
①バス料金の助成 ②老人クラブ等への助成 ③町内会等への助成	
④シルバー人材センター ⑤スポーツ活動	
(5) 敬老事業	71
(6) 生活の保障について	71
①老齢基礎年金 ②老齢福祉年金 ③在日外国人福祉手当の支給について	
④生活福祉資金貸付制度	
(7) 健康と医療の保障について	72
(8) 税の控除	73
(9) 高齢運転者等専用駐車区間制度	73

第3章 母子・父子・児童の福祉

1 相談業務について

(1) 家庭児童相談	75
(2) ひとり親家庭相談	75
(3) DV・女性相談	75
(4) とまこまい子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」	75

2 児童の援護について

(1) 乳幼児の保育	76
ア 保育所・認定こども園・小規模保育施設 イ 子育てルーム	
ウ 子育て支援センター エ 子ども・子育て相談ナビ（利用者支援窓口）	
(2) 児童の施設入所時の相談	77
①乳児院 ②児童養護施設 ③障害児入所施設 ④児童心理治療施設	
⑤児童自立支援施設 ⑥自立援助ホーム ⑦里親制度	
(3) 児童センター	78
(4) 放課後児童クラブ	79

3 障がい児の療育・教育について

(1) 障害児通所支援	80
-------------------	----

(2) 児童生徒の特別支援教育	80
①知的障害学級、自閉症・情緒障害学級 ②肢体不自由学級	
③病弱学級・弱視学級・難聴学級 ④院内学習支援教室 ⑤通級指導教室	
(3) 特別支援学校	82
(4) その他	82
4 妊産婦の援護について	
(1) 助産施設	82
(2) 出産・子育て応援給付金	83
(3) 妊婦一般健康診査・超音波検査	83
(4) 妊娠高血圧症候群等療養援護費	83
(5) 妊婦歯科検診	83
(6) 産婦健康調査	83
(7) 産後ケア事業	84
(8) 多胎産後サポート事業	84
5 健康と医療の保障について	
(1) 乳幼児等医療費助成制度	84
(2) ひとり親家庭等医療費助成制度	84
(3) 重度心身障害者医療費助成制度	85
(4) 小児の医療給付制度	85
①未熟児養育医療 ②結核児童療育医療 ③小児慢性特定疾病医療	
④身体障害児育成医療	
(5) 乳幼児各種健診・検査等について	85
①4か月児健診 ②10か月児健診 ③1歳6か月児健診 ④3歳児健診 ⑤乳幼児すこやか健診	
⑥先天性代謝異常等検査 ⑦胆道閉鎖症スクリーニング検査 ⑧新生児聴覚調査 ⑨赤ちゃん訪問	
⑩赤ちゃん教室 ⑪親子デンタル教室 ⑫5歳児発達相談	
6 児童の手当について	
(1) 児童手当	86
(2) 児童扶養手当	87
(3) 特別児童扶養手当	87
(4) 障害児福祉手当	87
(5) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金	87
7 生活の援護について	
(1) 母子・父子・寡婦貸付制度	88
(2) 母子家庭等自立支援給付金支給事業	88
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	90
(4) 養育支援訪問事業	90
(5) 苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業	90
(6) その他奨学資金	91
(7) ひとり親家庭学習支援事業	92
(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業	92
8 雇用の促進と安定について	
(1) 公共職業訓練	93
(2) トライアル雇用事業	93

(3) 事業主に対する制度	93
---------------------	----

第4章 地域福祉

1 地域福祉

(1) 市民活動センター	94
(2) 苫小牧市社会福祉協議会	94
①苫小牧市ボランティアセンター ②市民相談所 ③福祉人材バンク	
④生活福祉資金貸付制度 ⑤生活応急資金貸付事業	
⑥高額療養資金貸付事業 ⑦愛情銀行事業	
(3) 苫小牧市ボランティア連絡協議会	97
(4) 民生委員・児童委員	97
(5) 人権擁護委員	97
(6) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護	98
(7) アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策	98

2 成年後見制度等について

(1) 成年後見制度	99
(2) 日常生活自立支援事業	100

3 その他の福祉的制度

(1) 生活保護制度	100
(2) 生活困窮者自立支援制度	100
(3) ふれあい収集	101

<資料>

相談機関

(1) 官公庁等	102
(2) 人権擁護委員	103
(3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員・地域相談員	103
別表1 身体障害者障害程度等級表	104
2 障害者総合支援法の対象疾病一覧	105
3 特別障害者手当障害程度表	106
4 障害児福祉手当障害程度表	106
5 児童扶養手当障害程度表	107
6 特別児童扶養手当障害程度表	108
7 生活福祉資金貸付条件一覧表	109
8 各種減免等制度一覧	110
9 障害基礎年金・障害厚生年金障害等級表	111
10 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について	113
11 苫小牧市福祉施設一覧・保育所一覧・認定こども園一覧・小規模保育施設一覧	114
障害年金リーフレット	119
関係機関所在地図	120
福祉ふれあいセンター周辺地図	121
あいサポート運動・ヘルプマーク	122

第 1 章



障がい児・者の福祉



おかねのことを知りたいとき

★各種減免・割引

・所得税・住民税	P 4 6	・自動車税、軽自動車税	P 4 7
・公共交通機関運賃	P 5 1	・有料道路通行料金	P 5 2
・NHK放送受信料	P 5 2	・携帯電話料金	P 5 3
・スポーツ施設利用料	P 5 3	・美術博物館の観覧料	P 5 4
・各種減免等制度一覧	P 1 1 0		

★医療費の助成

・重度心身障害者医療費助成	P 3 2	・自立支援医療	P 3 2
・特定疾患・難病などの医療費助成制度	P 3 6		

★年金・手当

・障害基礎年金	P 2 7	・障害厚生年金	P 2 7
・特別障害給付金	P 2 8	・特別障害者手当	P 2 8
・障害児福祉手当	P 2 8	・特別児童扶養手当	P 2 8

★その他

・生活福祉資金貸付制度	P 9 5	・生活保護・生活困窮者自立支援制度	P 1 0 0
-------------	-------	-------------------	---------



しごとのことについて知りたいとき

★雇用の促進・安定

・公共職業訓練	P 3 0	・職場適応訓練	P 3 0
・トライアル雇用	P 3 0		

★福祉サービス利用による支援

・就労移行支援	P 5	・就労継続支援A型	P 5
・就労継続支援B型	P 5	・就労支援事業所一覧	P 1 7 ~ 1 9
・函館視力障害センター	P 3 1		

★相談

・障がい者就労相談員	P 3 1	・基幹相談支援センター	P 4 0
・心身障がい者等の相談員の配置	P 4 0		



くらしのことについて知りたいとき

★生活上の介護・援助

- | | | | |
|---------|-----|--------------|-------|
| ・福祉サービス | P 4 | ・難病患者の福祉サービス | P 3 6 |
|---------|-----|--------------|-------|

★コミュニケーションの支援

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| ・手話通訳員 | P 4 2 | ・要約筆記通訳員 | P 4 2 |
|--------|-------|----------|-------|

★用具の購入・修理

- | | | | |
|-------------------|-------|---------|-------|
| ・補装具 | P 2 2 | ・日常生活用具 | P 2 3 |
| ・小児慢性特定疾病児童等の生活用具 | P 3 9 | | |

★相談

- | | | | |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| ・医師等による巡回相談 | P 3 5 | ・歯や口の健康に関する訪問相談 | P 3 5 |
| ・こころの健康相談 | P 3 5 | ・基幹相談支援センター | P 4 0 |
| ・心身障がい者等の相談員の配置 | P 4 0 | | |

★交通手段

- | | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| ・自動車の改造 | P 4 2 | ・駐車禁止除外 | P 4 4 |
| ・交通料金助成 | P 4 9 | | |

1 はじめに

障がいがある方のための福祉的制度は、根拠法別に整理すると、おおよそ次の4つの類型に整理されます。

- ① 身体障害者福祉法・精神保健福祉法等による障害者手帳の交付
- ② 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス（ヘルパーや施設の利用など）
- ③ その他の法律による福祉施策（障害年金の給付や税の控除など）
- ④ 市などが独自に行う福祉施策（市内路線バス無料乗車証の交付など）

第1章では上記①～④の福祉サービスについて解説します。

2 障害者手帳について

身体障がい、知的障がい又は、精神障がいのある方は次の手帳交付により、各種福祉制度を活用できます。（申請をしてから交付までに通常2か月程度かかりますが、審査状況により長引く場合があります。）

また、本人が申請に来られない場合、代理人による申請も可能です。



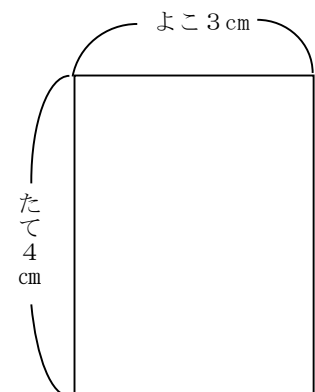
(1) 身体障害者手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能について、永続する身体障がいのある方に、障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。
- 障害程度
別表1（104ページ）を参照してください。
- 手帳の各種手続と提出書類等

区分	書類等	申請書 (届出書)	※診断書・ 意見書	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規		窓 口 で 記 入	○	○	
障害程度変更・ 追加			○	○	○
居住地・氏名等 の変更					○
再交付				○	
返還					○

写真のサイズ



※ 診断書・意見書は、作成日から3か月以内のものに限る。

(2) 療育手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 心身の発達期（おおむね18歳まで）に現れた生活上の適応障害を伴う知的障がいのため、医療、教育、福祉等の援助を必要とする状態の方に、障がいの程度により重度の場合は「A」、中・軽度の場合は「B」の手帳が交付されます。

＜判定＞ 手帳の交付申請の前に、年齢18歳未満の児童は室蘭児童相談所苫小牧分室（TEL：61-1882）にて判定を受ける必要があります。

また、年齢18歳以上の方は市役所窓口での聞き取り調査の後、北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）で判定を受ける必要があります。

- 障害程度について

① 「A」（重度）

知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）がおおむね35以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方

- ・ 食事・着脱衣・排泄及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方
- ・ 頻繁なてんかん等発作、又は失禁・異食・興奮・寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする方
- ・ 盲、若しくはろうあ、又は肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けている方（1～3級に限る）であって、知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）がおおむね50以下である方

② 「B」（中・軽度）

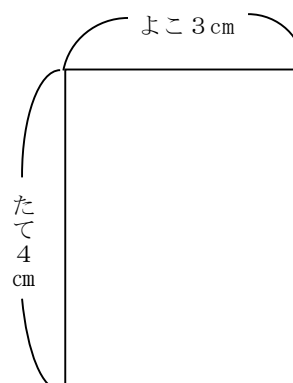
上記以外の知的障がいの方

※ 障害程度は、日常生活、社会生活等の能力を総合的に判断するため、知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）だけでは一概に区分できません。

- 手帳の各種手続と提出書類等

区分	書類等	申請書 (届出書)	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規		窓 口 で 記 入	○	
記載事項満了			○	○
居住地・氏名等 の変更				○
再交付			○	
返還				○

写真のサイズ



(3) 精神障害者保健福祉手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に、障害の程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。有効期限は2年間となります。

なお、更新申請は有効期限満了の3か月前から可能です。

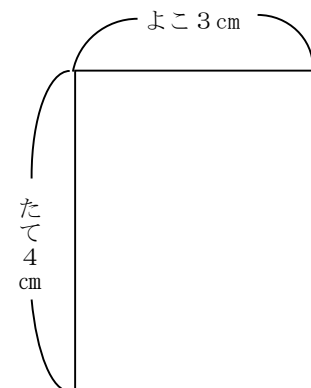
＜対象疾患＞ 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神障害、器質性精神障害等精神疾患のすべてが対象となります。

（ただし、知的障がいは含まれません。）

- 手帳の各種手続と提出書類等

区分	書類等	申請書 (届出書)	※1 診断書又は ※2 障害年金証書	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規		○	○	○	
更新		○	○	※3	○
障害等級変更		○	○	○	○
札幌市・他県等 からの転入		○		○	○
再交付		○		○	
その他の変更		○			○
返還					○

写真のサイズ



※1 診断書は、以下のすべての要件を満たすものに限る。

- ・精神疾患による初診から6か月以上を経過していること
- ・作成日から3か月以内であること

※2 障害年金証書は、精神障がいにより障害年金を受給している場合に限る。

※3 手帳の有効期限記載欄満了の場合は、顔写真が必要。

3 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

■ 施設利用・ヘルパー等のサービス

(1) 福祉サービスの種類

障害者総合支援法では、身体・知的・精神などの障がいの種別にかかわらず、ショートステイなど、どの障がいにも共通する福祉サービスの制度を設け、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

なお、障がい児に対する支援は、障害者総合支援法・児童福祉法の2つの根拠法に基づいて行われません。

また、福祉サービスの中には、ヘルパーの利用など介護保険法に同様のサービスが設けられている場合があります。障がいのある方が介護保険法の被保険者でもある場合、原則として介護保険のサービスを優先的に利用することとなります（以下「介護優先」と表記します。）ので、注意してください。

ア 相談支援(障害者総合支援法)・障害児相談支援(児童福祉法)

障がいのある方が地域で生活するに当たり必要となる相談援助を行うほか、当該相談援助やイ～エの福祉サービスを利用するに当たり、必要となる利用計画(介護保険のケアプランに相当)を作成します。

地域移行支援	施設に入所し、又は精神科病院に入院している障がい者に対して、退所・退院後の住居の確保など、地域生活に移るために必要な相談援助を行います。
地域定着支援	単身等で在宅生活をする障がい者に対して、その障がい特性のために起きた緊急の事態に対処するため支援を必要とする場合に、相談援助を行います。
サービス利用支援 継続サービス利用支援	地域移行支援・地域定着支援や障害福祉サービス（イ・ウの福祉サービス）を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる利用計画（サービス等利用計画）の案を作成します。 また、実際にこれらのサービス利用を始めた後は、一定期間ごとに、サービス利用の状況を点検（モニタリング）し、よりの確なサービス利用のあり方について連絡調整等を行います。 ※ サービスを利用する際にはサービス等利用計画の作成が必須となります。
障害児支援利用援助 継続障害児支援利用援助	障害児通所支援（エの福祉サービス）を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる利用計画（障害児支援利用計画）の案を作成します。 また、実際に障害児通所支援の利用を始めた後は、一定期間ごとに、サービス利用の状況を点検（モニタリング）し、よりの確なサービス利用のあり方について連絡調整等を行います。 ※ サービスを利用する際には障害児利用計画の作成が必須となります。

イ 介護給付（障害者総合支援法）

障がい程度が一定以上の方に対して、生活上・療育上必要な支援を行います。この項目にある福祉サービスで介護保険法に同様のサービスが設けられている場合は、原則として介護優先となります。

居宅介護	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり常に介護を必要とする障がい者に対して、居宅介護の項目で示した援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時の代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護を行います。区分の認定は必要としません。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
療養介護	医療とともに常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護等の援助を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護をする方が病気にかかる等の理由があり、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い方に対して、居宅介護、行動援護等の複数のサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、夜間に、入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

ウ 訓練等給付（障害者総合支援法）

サービスの利用を希望する障がいのある方に対して、事業所において、身体的・社会的なリハビリテーションや就労のための訓練・支援を行います。

自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言を行います。
就労移行支援 就労移行支援（養成施設）	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

エ 障害児通所支援（児童福祉法）

障がい児（療育を行う必要があると認められた児童を含みます。）に対して、通所先の施設において、必要な療育・支援を行います。

児童発達支援	主に小学校入学前までの児童に対して、療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、医療機関等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	原則小学校入学後、18歳未満の児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園などに通う児童に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育園等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

オ 地域生活支援事業

ア～エとは別に、市が障害者総合支援法に基づき行う各種事業として、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を行います。これは、障がいのある方がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう国の例示等に基づき、市独自の支援策を設けたものです。

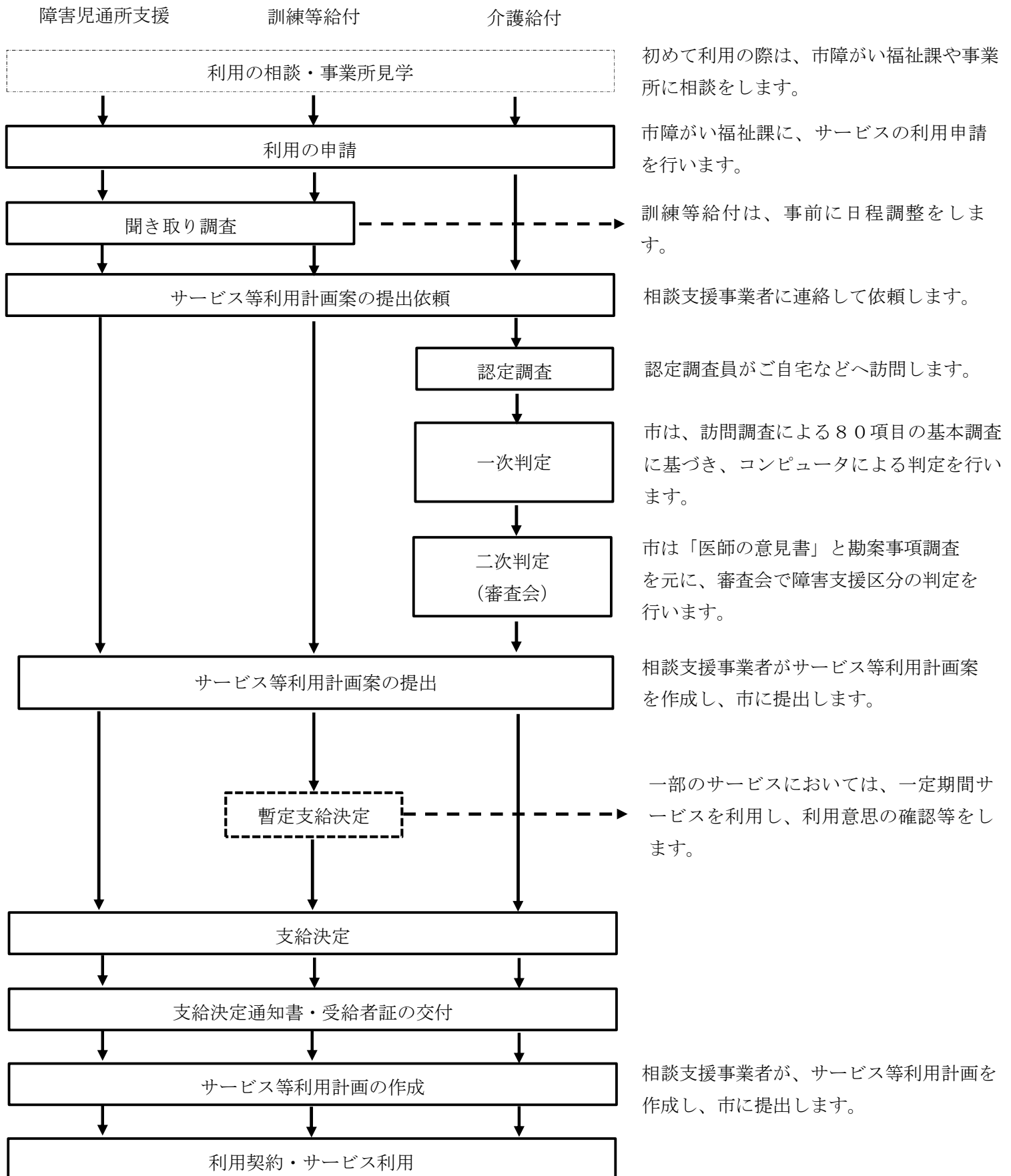
移動入浴車派遣事業	重度の身体障がいがある方で、家族の手や居宅介護などの他の福祉サービス（介護保険のサービスを含む。）の利用によっても入浴することが困難な寝たきりの方に対して、医師の確認書を踏まえ、移動入浴車を派遣します。なお、入浴作業は、居室に浴槽をセットして看護師とホームヘルパーが行いますが、家族の方の協力も必要となります。
移動支援事業	次のいずれかに該当し、かつ屋外での移動に著しい制限がある方に対して、外出のための支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の視覚障がい又は全身性障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 知的障がいのある方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
日中一時支援事業	自宅で介護をする方が病気にかかる等の理由があり、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、日中、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
地域活動支援センター事業	通所先の施設において、地域生活を支援する次のような事業を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的事業：手芸工作などの創作的な活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動など ・ 機能強化事業：雇用・就労が困難な在宅の方に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの提供
その他の事業	日常生活用具給付等事業や相談支援事業、手話通訳等のコミュニケーション支援事業等があります。詳細については、日常生活用具給付等事業は23ページを、その他の事業は40ページ以降をご覧ください。

カ その他の障害者総合支援法による福祉サービス

自立支援医療の実施（医療費の助成）や補装具費の支給の制度があります。詳細については、自立支援医療は32ページを、補装具費は22ページをご覧ください。

(2) 障害福祉サービス利用までの手続きの流れ

ア～エに掲げる福祉サービスをはじめて利用する方は、おおよそ次の流れに沿って手続きを行うこととなります。介護給付費（ヘルパー等）か、それ以外かによって手続きの流れが異なります。



(3) 障害支援区分と利用できるサービス

下表のサービスを利用できるのは、規定の障害支援区分の認定を受けた方です。
ただし、18歳未満の方はこの限りではありません。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)								
重度訪問介護						・二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便のすべてが「できる」以外 ・行動関連項目の合計が10点以上		
行動援護					認定調査項目の行動関連項目の合計が10点以上			
重度障害者等包括支援		※意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当するもの ①重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺がある者のうち、呼吸管理が必要若しくは最重度知的障がいがある ②行動関連項目の合計が10点以上						※
短期入所 (ショートステイ)								
療養介護							●	▲
生活介護	通所			■				
	入所				■			
施設入所支援					■			

次の印が付いている区分は、条件を満たしている方が利用できます。

- 印の区分は、筋ジストロフィー症又は重症心身障がいがある方
- ▲印の区分は、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- 印の区分は、50歳以上の方

(4) 利用者負担

原則として、利用したサービス費用の1割が利用者負担となります。

① 負担上限月額（原則）

障害福祉サービス及び障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり1か月当たりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は生じません。

区 分	対 象 と な る 利 用 者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
市民税課税世帯	一般1 (1) 共同生活援助・宿泊型自立訓練以外のサービスの利用者で、次のいずれかに該当する方 ア 施設に入所していない年齢18歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の市民税の所得割の額の合計が16万円未満となる方 イ 施設に入所する年齢20歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の市民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方 (2) 施設に入所していない年齢18歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の市民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	9,300円 ((2) の場合 4,600円)
	一般2	市民税課税世帯に属する方で、一般1に該当しない方

※ この表において「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が年齢18歳未満の児童又は年齢20歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

ただし、18、19歳で施設に入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。

② 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯の中で障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、65歳以降に対象の障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した方で、一定の要件を満たす場合は、申請により利用料が償還されます。

③ 利用者負担軽減措置

入居・入所施設の家賃、食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに金額が設定されます。ただし、低所得者に対する給付においては、これらの実費負担に対し、軽減措置があります。

また、通所施設においても、食費の実費負担について施設ごとに金額が設定されますが、①の表の低所得・一般1に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみが負担となり、本来の額のおよそ3分の1の負担となります。（月22日利用の場合、約5,100円）

これらの軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④ 多子軽減措置

市町村民税課税者である同一保護者により生計を維持されている児童が複数いる場合には、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

⑤ 未就学児童の利用料の無償化

令和元年10月利用分より、児童発達支援・保育所等訪問支援等を利用する児童（年少の4月から年長の3月までの3年間）のサービス利用料が無償化されました。なお、おやつ代などの実費負担については無償化の対象外です。

(5) 苫小牧市内の事業所一覧

① 相談支援【計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援】

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	計画 相談	障害児 相談	地域 移行	地域 定着
社会福祉法人 緑星の里 相談支援事業所 サポート	双葉町3丁目2番8号	36-2400 36-2411	○	○	○	○
医療法人社団 玄洋会 道央佐藤病院相談支援センター	若草町5丁目1番5号 (メンタルケアわかくさ内)	84-1601 34-2542	○		○	○
社会医療法人 こぶし 相談支援事業所とまっぷ	柳町4丁目12番20号	57-3322 57-5959	○		○	○
苫小牧市こども相談室あいす	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5823 34-5835	○	○		
株式会社 幸楽 サポートセンター すまいる	宮前町3丁目2番11号	84-3660 84-6134	○		○	○
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 相談支援センター とまるん	双葉町3丁目3番3号	56-5216 56-5416	○	○		
株式会社 オールスリー 相談支援事業所 オールワン	光洋町1丁目7番10号	72-9333 82-8597	○			
株式会社クローバーリング 相談支援センター t a k i b i	弥生町1丁目1番4号 グランドール弥生103号	77-0917 77-0693	○	○		
一般社団法人 V I V A C E 相談支援事業所 V I V A C E	東開町5丁目9番11号	080-9613-2355 050-3488-6216	○	○		
株式会社 泰雅 e k u b o	花園町4丁目12番4号左側	84-7716 84-7720	○	○		
株式会社 大空 相談支援事業所 ひまわり	日新町4丁目6番17号	84-6197 84-6198	○	○		

② 居宅サービス【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス				主たる対象者
			居 宅	重 訪	同 行	行 動	
社会福祉法人 苫小牧市社会福祉 協議会 指定障害者居宅介護事業所	若草町3丁目3番8号	38-2251 38-5181	○	○	○		特定なし
株式会社 健康会 ヘルパーステーションしらかば	しらかば町2丁目1番23 号 糸井駅前オフィス2階	84-5261 84-5269	○	○			身体・知的 児童
株式会社 進幸 POPケア苫小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2770 32-2778	○		○		特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター 苫小牧	光洋町1丁目5番17号	71-1511 73-5911	○	○			特定なし
医療法人社団崇仁会 苫都病院訪問介護ステーションわかくさ	若草町5丁目10番24号	38-2552 38-2553	○	○	○		特定なし
特定非営利活動法人ふれあい NPOふれあい	新富町2丁目6番21号	78-2800 78-2700	○		○		特定なし
株式会社 幸楽 ヘルパーステーション すまいる	日新町4丁目1番34号	71-6130 71-6140	○		○		特定なし
特定非営利活動法人 アルソーレ ヘルパーステーションきぼう	新中野町3丁目6番5号 華紋ビル201	56-5555 56-5561	○	○			特定なし
有限会社 ケア・サービス 苫小牧 ケア・サービス 苫小牧	青葉町1丁目2番3号	72-4811 72-4839	○	○			特定なし
有限会社 うらら 苫小牧 うらら 苫小牧	もえぎ町1丁目 15番2-102号	61-5220 61-5221	○	○			特定なし
有限会社 苫小牧メディカルサポート ヘルパーステーションいこい	美原町2丁目5番1号	56-5347 56-5382	○	○			特定なし
株式会社えにし ヘルパーステーション緑	元中野町2丁目4番14号	33-0577 33-0566	○	○			特定なし
合同会社 たんぼぼ 苫小牧	澄川町8丁目16番19号	61-5002 61-5006	○				特定なし
有限会社 マーウィン 訪問介護事業所 グリーングラス 苫小牧	見山町4丁目1番26号	78-2878 78-2879	○	○			特定なし
アースサポート株式会社 アースサポート 苫小牧	緑町1丁目22番15号	35-9800 35-9801	○	○			特定なし
社会福祉法人勤医協福祉会 勤医協ヘルパーステーション コスモス	山手町2丁目14番9号	84-1341 71-1732	○				特定なし
株式会社 さくら介護グループ さくら・介護ステーション 苫小牧中央	大成町2丁目7番18号 Life one 101号	76-2555 76-2556	○	○	○		特定なし
株式会社 にこ.にこ本舗 訪問介護 にこにこ	光洋町1丁目8番3号	71-3630 71-3631	○	○	○		特定なし
合同会社 マインドハート 訪問介護事業所マインドハート	のぞみ町3丁目2番19号	84-6302 84-6312	○	○			特定なし
株式会社 敬愛総合サービスセンター ヘルパーステーション 優らいふ	新明町4丁目20番22号	53-1515 53-1516	○		○		特定なし
訪問介護こころ株式会社 訪問介護こころ	のぞみ町2丁目9番24号	61-1993 61-1994	○				特定なし
株式会社 創合通商 訪問介護桃たろう	双葉町2丁目3番18号	84-8815 84-8816	○	○	○	○	特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
株式会社 クラウネックス 訪問介護事業所クラウネックス	住吉町2丁目2番4号	55-5115 51-2829	○	○			特定なし
有限会社 ライラック 介護サービスライラック 訪問介護事業所	有珠の沢町4丁目 14番10号	72-3600 72-2367	○	○	○		特定なし
株式会社 たいよう ヘルパーステーションたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433	○	○			特定なし
株式会社 ライフ・リバイバル ライフ・リバイバル	栄町2丁目1番23号	38-0060 38-0061	○	○			特定なし
合同会社 エヌ・エートレーディング 訪問介護ライフプラス	花園町3丁目3番21号	61-1691 82-8218	○	○			身体
株式会社 ミライ 訪問介護ミライ	音羽町1丁目11番13号	84-1357 84-1387	○	○			特定なし
株式会社 はるかぜ 訪問介護笹舟	船見町2丁目6番4号 ラフィナーネB 202号	82-8318 82-8319	○				特定なし
合同会社 カンパニユラ ヘルパーステーションたくゆう	拓勇東町3丁目13番16号	57-3750 77-6770	○	○			特定なし
医療法人社団 養生館 日翔訪問介護センター	青葉町2丁目9番19号	78-2333 78-2334	○	○			身体・精神的
株式会社 ラポール ヘルパーステーションらぼーる	美原町2丁目5番14号	82-7511 82-7575	○	○			特定なし
株式会社 ふらっと ヘルパーステーションふらっと	豊川町2丁目1番2号	84-3801 84-8112	○	○			特定なし
株式会社 オールスリー 訪問介護オールツー	光洋町1丁目7番10号	72-9332 82-8597	○	○	○		特定なし
合同会社 あおぞら 訪問介護事業所 あおぞら	花園町2丁目12番3号	73-4123 84-1018	○	○			特定なし
(株) 訪問介護事業所KAZU ヘルパーステーションまごころ	元中野町2丁目18番19号	82-9112 82-9116	○	○			特定なし
株式会社ONWARD NEXT 訪問介護ハートエール	澄川町4丁目9番22号 オーシャンヴィラ103号	61-1122 61-1188	○				身体
合同会社ひよこ 訪問介護ひよこ	川沿町5丁目10番4号 サンクタス川沿101号	77-6452 77-5579	○		○		特定なし
株式会社リガール 訪問介護事業所ぼかぼか	日新町1丁目5番4号	77-5409 77-5409	○	○			特定なし
合同会社 あいりん ヘルパーステーション みかん	しらかば町3丁目9番25号	84-7604 84-7605	○	○			身体・知的精神
合同会社aoi ケアサービス あおい	双葉町1丁目1番5号	89-3944 84-8783	○	○			知的・精神 身体・難病

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
合同会社しろいケア ヘルパーステーション ササエさん	日新町1丁目4番28号	84-6925 84-6926	○	○			知的・精神 身体・難病

③ 児童（18歳未満）サービス【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス			
			児発	放デイ	保育所等	居宅型
苫小牧市こども通園センター おおぞら園	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5821 34-5835	○	○	○	
株式会社 健康会 療養通所介護センターしらかば	ときわ町3丁目4番1号	67-3681 61-6007	○	○		
株式会社 緒方 くれよん音羽	泉町2丁目8番9号	82-9406 82-9407	○	○		
株式会社 緒方 くれよん高丘	字高丘6番地41	84-7412 84-7416	○	○		
株式会社 緒方 どんぐり	字沼ノ端44番地の35	84-3833 84-3854	○	○		
株式会社 緒方 もぐらんど	音羽町2丁目18番1号	84-7415 84-7425		○		
株式会社 緒方 ばんびーの	沼ノ端中央4丁目17番7号	84-3860 84-3861		○		
労働者協同組合 ワークスコープ・センター 事業団 放課後等デイサービス ワークスコープ ぽっけ	光洋町1丁目16番18号	84-3856 84-3857		○		
株式会社 Konfidence ぱれっと	見山町4丁目14番14号	61-1216 61-1217	○	○		
株式会社 Konfidence ぱれっと北光	北光町4丁目5番9号	84-5420 84-5421	○	○		
株式会社 Konfidence こどもデイサービス にじの とびら	緑町1丁目4番14号	82-9630 82-9631	○	○		
一般社団法人りあん りあん	ときわ町4丁目24番13号	61-1266 61-1266	○	○	○	○
株式会社 泰雅 e n j o y	新富町1丁目1番4号	82-7912 82-7913	○	○		
株式会社 泰雅 e n j o y L A B O	川沿町3丁目16番17号	82-8767 82-8768		○		

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス			
			児発	放デイ	保育所 等	居宅型
株式会社 泰雅 e n j o y P L U S	明德町2丁目11番2号	84-8522 84-8533	○	○		
株式会社 O T i s 放課後等デイサービスあお	若草町5丁目7番7号	61-1776 61-1779	○	○		
特定非営利活動法人 にわとりファミリー プリスタ	しらかば町3丁目31番7号	56-5941 56-5951	○	○		
特定非営利活動法人 にわとりファミリー にわとりファミリー アプローチ	有珠の沢町2丁目2番5号	84-8388 84-8390	○	○		
株式会社 E L D O R A D O みらい	見山町1丁目12番7号	77-3063 77-9262	○	○		
合同会社 クレア あんじゅ	北栄町4丁目20番45号	82-7110 57-5019	○	○		
特定非営利活動法人 おおぞら かざみどり	字勇払276番地19号	84-3237 84-3266	○	○		
特定非営利活動法人 おおぞら かざみどり拓勇	拓勇東町2丁目2番12号	84-5432 84-5433		○		
有限会社 クリエイトN こどもデイサービス おひさまの くに	緑町1丁目8番10号	77-7997 77-5664	○	○		
合同会社 未来のトビラ 児童デイ未来のトビラ	錦西町2丁目9番5号	61-5600 61-5601		○		
特定非営利法人 テレサの丘 重症心身障がい児 サポートはうす ヒーロー	双葉町1丁目1番5号	84-1689 84-1690	○	○		
特定非営利活動法人 テレサの丘 G i f t o f S m i l e 奏	王子町3丁目5番28号	84-1689 84-1690	○	○		
株式会社 ライファス こどもデイサービス きき	桜木町3丁目1番61号	84-3371 84-3372	○	○		
株式会社 Konfidence こどもデイサービス らら	有珠の沢町5丁目19番18号	82-7961 82-7962	○	○		
株式会社 コペル コペルプラス 苫小牧教室	表町3丁目2番9号 阪ビル 2階	84-1734 84-1735	○		○	
一般社団法人 チアフル チア★ドリーム	明野新町2丁目15番12号	77-4605 77-2755	○	○		
H L C G R O W U P 合同会社 苫小牧フォルテラボ	末広町3丁目6番15号 大東末広ビル7階	080-4506-4144 050-1486-6412	○	○		
株式会社 北央商事 こどもプラス苫小牧教室	双葉町1丁目19番14号	61-1291 61-1292	○	○		

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス			
			児発	放デイ	保育所 等	居宅型
株式会社 北央商事 こどもプラス柳町教室	柳町4丁目4番31号	82-8611 82-8612	○	○		
株式会社 泰雅 e n j o y A C T	錦岡493番地111	82-7016 82-7017	○	○		
合同会社 苫小牧育成 苫小牧育成 いろおと	春日町1丁目6番20号	32-3838 32-3837	○	○		
特定非営利活動法人 テレサの丘 Smile&Happy House きゃんぱす	柳町4丁目8番37号	84-1689 84-1690		○		
株式会社 泰雅 e n j o y E M I N A	浜町2丁目3番16号	84-5106 84-5107		○		

④ 施設サービス【施設入所支援・生活介護（入所）・短期入所】

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス			主たる対象 者
			施設 入所	生活 介護	短期 入所	
社会福祉法人 苫小牧慈光会 樽前かしわざい園	字樽前216番地の5	67-6308 67-4332	○	○	○	身体・精神 知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい者支援施設 美々川福祉園	字美沢193番地の1	58-2435 58-2910	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 ライフウィング	字植苗51番地の172	51-8300 58-2120	○	○	○	身体
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 永光	北栄町3丁目11番3号	55-5621 51-2016	○	○	○	知的
社会福祉法人 希望の里 樽前希望学園	字樽前159番地の148	67-6250 67-6249	○	○		知的
南空知リサイクルパーク株式会社 苫小牧ベース	明野新町5丁目2番12号	84-3711 84-3626			○	知的・精神 障がい児
特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターらいふ グループホームデイズ・(併設)短期 入所	柏木町1丁目21番17号	77-4701 77-4701			○	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス			主たる対象者
			施設 入所	生活 介護	短期 入所	
有限会社 大有 ファミリーライフ宮前	宮前町2丁目9番2号	84-5833 84-7726			○	知的・精神 身体・難病
株式会社 Konfidence らいふあすI	元中野町4丁目13番24号 ジェーハイツ元中野202	090-9854-1216 84-5181			○	知的・精神 身体

⑤ 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	連絡先	主たる対象者
社会福祉法人 希望の里 グループホームはなまる	北星町2丁目8番3号 Tel : 61-5066 Fax : 61-5066	知的
社会福祉法人 ビバランド リラックス	新開町4丁目7番16号 Tel : 52-1515 Fax : 52-1717	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 共同生活援助ウイング	字美沢193番地の1 Tel : 58-2435 Fax : 58-2910	知的
株式会社 進幸 ピアハウスPOP	表町1丁目3番4号 大東ビル3F（事務所） Tel : 32-2770 Fax : 32-2778	知的・精神
社会医療法人 こぶし 遊友荘	柳町4丁目12番21号 Tel : 57-7733 Fax : 53-6612	精神
社会福祉法人 緑星の里 地域生活支援センター ハーフタイム	北栄町3丁目11番13号 Tel : 53-1231 Fax : 53-1533	知的
社会福祉法人 緑星の里 グリーンホーム	字植苗121番地の8 Tel : 51-8750 Fax : 51-8760	知的
医療法人社団 玄洋会 障害福祉サービス事業 「グループホームマインズ」	字樽前233番地3 Tel : 61-5800 Fax : 61-5800	精神・身体 知的・難病
株式会社 TCS international ヨツバメイツ苫小牧	木場町2丁目5番17号 ルミノ木場 Tel : 011-598-9570 Fax : 011-856-9574	知的・精神・身体
医療法人社団 玄洋会 グループホーム ウィング	若草町5丁目3番17号 Tel : 37-6077 Fax : 37-6077	知的・精神
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 とまこまい地域福祉支援センター あおぞら	旭町1丁目3番6号 Tel : 82-8574 Fax : 82-8578	知的
株式会社 幸楽 共同ハウス すまいる	宮前町3丁目2番11号 Tel : 84-3660 Fax : 84-6134	知的・精神・身体
南空知リサイクルパーク株式会社 苫小牧ベース	明野新町5丁目2番12号 Tel : 84-3711 Fax : 84-3626	知的・精神
特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターらいふ グループホームデイズ	柏木町1丁目21番17号 Tel : 77-4701 Fax : 77-4701	知的

事業所名	連絡先	主たる対象者
株式会社 クローバーリング クオーレ高砂	高砂町1丁目1番9号 Tel : 35-0577 Fax : 35-0578	知的・精神
合同会社 レスペイト 共同住宅 薬 ~まどか~	日吉町4丁目8番13号 Tel : 080-9612-1500 Fax : 84-7922	精神・身体(内部障害) 知的
有限会社 EZOコーポレーション ほわいとほうす らぼめいと	日吉町4丁目11番18号 201号室 Tel : 84-8739 Fax : 84-8733	知的・精神
合同会社 カンパニユラ グループホーム くるみほうす	沼ノ端中央3丁目2番5号 Tel : 84-7613 Fax : 84-7613	特定なし
株式会社 メディグラウンド 共同生活ホーム みらい	東開町5丁目4番16号 Tel : 84-7511 Fax : 57-2550	特定なし
株式会社 ウィルパーソン グループホーム いろ	澄川町5丁目25番34号 Tel : 82-8744 Fax : 82-8745	知的・精神
合同会社福祉サービスふくろウ グループホームhana	日吉町3丁目5番1号 Tel : 84-7006 Fax : 84-7616	知的・精神 身体・難病
株式会社UCS グループホーム ゆあん	美山町4丁目10番4号 ナイスフラット201号室 Tel : 090-1207-8523 Fax : 0123-25-6308	知的・精神
有限会社 大有 ファミリーライフ宮前	宮前町2丁目9番2号 Tel : 84-5833 Fax : 84-7726	知的・精神 身体・難病
株式会社 Konfidence らいふあすI	元中野町4丁目13番24号 ジェーハイツ元中野202 Tel : 090-9854-1216 Fax : 84-5181	身体・精神 知的

⑥ 通所サービス【生活介護（通所）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・自立生活援助】

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス	主たる対象者
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい者支援施設 美々川福祉園	字美沢193番地の1	58-2435 58-2910	生活介護	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川エコ	新明町5丁目29番8号	57-0232 57-0232	生活介護	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川デイセンター	字美沢193番地の1	58-3300 58-2558	生活介護 ----- 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人 緑星の里 ライフウィング	字植苗51番地の172	51-8300 58-2120	生活介護	身体
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	生活介護	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	生活介護	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス	主たる 対象者
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	生活介護	知的
社会福祉法人 緑星の里 永光	北栄町3丁目11番3号	55-5621 51-2016	生活介護 就労継続支援B型 宿泊型自立訓練	知的
社会福祉法人 緑星の里 ワークランドのぞみ	字植苗121番地の7	58-2276 58-3033	生活介護 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人ビバランド ふれあいらんど	新開町4丁目7番16号	52-1515 52-1717	生活介護	知的
社会福祉法人ビバランド 愛らんど	新開町4丁目7番17号	52-5511 52-5566	就労継続支援B型	知的
特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会 ワークセンターるーぷ ひので	日の出町2丁目8番23号	34-8586 34-8586	生活介護 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人 せらび CARE CENTERアルドール	日吉町4丁目1番8号	75-2201 72-4700	就労継続支援B型	知的・精神
社会福祉法人 せらび 就労支援センターまるにえ	新富町1丁目3番16号	71-1531 84-1186	就労継続支援B型	特定なし
社会福祉法人 せらび 就労支援センター Snowdrop・Clover	日吉町4丁目2番20号	84-7322 84-7322	就労継続支援B型	知的・精神
株式会社 進幸 POPサポート苫小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2785 32-2778	生活介護	知的・精神 身体
医療法人社団 玄洋会 マイランドリーⅠ	字樽前233番地の2	67-7800 67-7800	就労継続支援B型	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 マイランドリーⅡ	字樽前234番地の24	61-7100 61-7110	就労継続支援B型 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 「工房四季」	若草町5丁目3番1号	33-1167 36-1226	就労継続支援B型	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 玄	表町5丁目11番5号	38-8010 31-2355	就労継続支援B型	身体・知的 精神
特定非営利活動法人 紙風船・とまこまい 就労サポートセンター紙風船	柳町4丁目12番21号	53-6611 53-6612	就労移行支援 就労継続支援B型	知的・精神
社会福祉法人 希望の里 樽前希望学園	字樽前159番地の148	67-6250 67-6249	生活介護	知的
株式会社 健康会 療養通所介護センターしらかば	ときわ町3丁目4番1号	67-3681 61-6007	生活介護	身体
NPO法人もなみ会 サポートセンターあそしえ	光洋町1丁目10番1号	75-4780 75-4780	就労継続支援B型	特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	提供するサービス	主たる 対象者
NPO法人もなみ会 サポートセンターぷるみえ	光洋町1丁目1番18号	75-8500 75-8500	就労継続支援B型	特定なし
有限会社アクティブサポート ecoネット苫小牧	日新町2丁目7番28号	84-8481 84-3802	就労継続支援B型	特定なし
南空知リサイクルパーク株式会社 総合リサイクルパーク	字勇払276番地の19	84-1230 84-3266	就労継続支援B型	特定なし
株式会社ウェイブアイ	木場町1丁目4番13号 BTCグループビル 2F	32-2950 32-2950	就労継続支援A型	特定なし
株式会社 Konfidence らいふあす	春日町1丁目3番12号	84-5180 84-5181	就労継続支援B型	特定なし
株式会社 スタークリーニング®ウェルフェア 多機能型事業所スタークリーニング®新開事業所	新開町3丁目16番8号	61-1257 61-1258	就労継続支援A型 ----- 就労継続支援B型	特定なし (視覚障がい を除く)
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 とまこまい地域福祉支援センター 多機能型事業所 ひなた	旭町1丁目3番6号	84-6391 84-6392	生活介護 ----- 就労継続支援B型	知的 ----- 特定なし
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ワーカーズコープあいあい	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター3F	82-8262 82-9120	生活介護 ----- 就労継続支援B型	身体 ----- 特定なし
株式会社 Worker tribe レラサポート	末広町3丁目6番15号 大東末広ビル5階	84-1932 84-1945	就労継続支援A型	身体・精神 知的・難病
株式会社クローバーリング 就労継続支援B型事業所 みのり	春日町1丁目6番25号	77-5080 77-0361	就労継続支援B型	特定なし
合同会社 未来のトビラ 大地のトビラ	錦西町1丁目8番19号	61-5600 61-5601	就労継続支援B型	知的・精神 身体
有限会社 EZOコーポレーション 今々亭	大成町1丁目7番1号1F	84-5518 84-5526	就労継続支援B型	知的・精神
有限会社 大裕 チョコとまこまい	有明町1丁目5番7号	84-5074 84-5078	就労継続支援B型	特定なし
社会福祉法人 ゆうゆう 多機能型事業所 東開町2丁目	東開町2丁目12番22号	84-7956 55-3211	就労継続支援A型 ----- 就労継続支援B型	特定なし
特定非営利活動法人 テレサの丘 Smile&Happy House きゃんぱす	柳町4丁目8番37号	84-1689 84-1690	生活介護	知的・精神 身体・難病
株式会社ウェイブアイ ジョブタス青雲町事業所	青雲町2丁目21番14号	84-8534 84-8535	就労継続支援B型	身体・精神 知的

⑦ 移動支援事業 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会 指定障害者居宅介護事業所	若草町3丁目3番8号	38-2251 38-5181	×	×

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
株式会社 健康会 ヘルパーステーションしらかば	しらかば町2丁目1番 23号 糸井駅前オフィス2階	84-5261 84-5269	×	×
株式会社 進幸 POPケア苫小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2770 32-2778	○	○
医療法人社団崇仁会 苫都病院訪問介護ステーションわかくさ	若草町5丁目10番24号	38-2552 38-2553	○	○
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター苫小牧	光洋町1丁目5番17号	71-1511 73-5911	×	×
株式会社 幸楽 ヘルパーステーション すまいる	日新町4丁目1番34号	71-6130 71-6140	○	○
特定非営利活動法人アルソレ ヘルパーステーションきぼう	新中野町3丁目6番5号 華紋ビル201	56-5555 56-5561	○	○
有限会社 ケア・サービス苫小牧 ケア・サービス苫小牧	青葉町1丁目2番3号	72-4811 72-4839	○	○
有限会社 苫小牧メディカルサポート ヘルパーステーションいこい	美原町2丁目5番1号	56-5347 56-5382	○	○
社会福祉法人 勤医協福祉会 勤医協ヘルパーステーション コスモス	山手町2丁目14番9号	84-1341 71-1732	○	○
株式会社 さくら介護グループ さくら・介護ステーション 苫小牧中央	大成町2丁目7番18号 life one 101号	76-2555 76-2556	○	○
株式会社 にこ.にこ本舗 訪問介護にこにこ	光洋町1丁目8番3号	71-3630 71-3631	○	○
有限会社 ライラック 介護サービスライラック訪問介護事業所	有珠の沢町4丁目 14番10号	72-3600 72-2367	○	○
合同会社 エヌ・エートレーディング 訪問介護ライフプラス	花園町3丁目3番21号	61-1691 82-8218	○	×
株式会社 たいよう ヘルパーステーションたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433	○	○
株式会社 クラウネックス 訪問介護事業所 クラウネックス	住吉町2丁目2番4号	55-5115 51-2829	○	○
合同会社 カンパニユラ ヘルパーステーション たくゆう	拓勇東町3丁目13番 16号	57-3750 77-6770	○	×
合同会社 たんぼぼ苫小牧	澄川町8丁目16番19号	61-5002 61-5006	○	○
(株) 訪問介護事業所KAZU ヘルパーステーションまごころ	元中野町2丁目18番 19号	82-9112 82-9116	×	×
株式会社 ライフ・リバイバル ライフ・リバイバル	栄町2丁目1番23号	38-0060 38-0061	○	○

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
株式会社 オールスリー 訪問介護オールツー	光洋町1丁目7番10号	72-9332 82-8597	○	○
特定非営利活動法人ふれあい NPOふれあい	新富町2丁目6番21号	78-2800 78-2700	○	○
株式会社 敬愛総合サービスセンター ヘルパーステーション 優らいふ	新明町4丁目20番22号	53-1515 53-1516	○	○
株式会社 創合通商 訪問介護 桃たろう	双葉町2丁目3番18号	84-8815 84-8816	○	○
合同会社 あおぞら 訪問介護事業所 あおぞら	花園町2丁目12番3号	73-4123 84-1018	○	○
株式会社 ラポール ヘルパーステーション らぽーる	美原町2丁目5番14号	82-7511 82-7575	○	○
合同会社 あいりん ヘルパーステーション みかん	しらかば町3丁目9番25号	84-7604 84-7605	○	○
医療法人社団 養生館 日翔訪問介護センター	青葉町2丁目9番19号	78-2333 78-2334	○	○
訪問介護こころ株式会社 訪問介護こころ	のぞみ町2丁目9番24号	61-1993 61-1994	○	○
合同会社ひよこ 訪問介護ひよこ	川沿町5丁目10番4号 サンクタス川沿101号	77-6452 77-5579	○	○
合同会社aoi ケアサービス あおい	双葉町1丁目1番5号	89-3944 84-8783	×	○

※ 福祉車両とは、助手席が回転する、車椅子のまま乗ることができるなど、障がいのある方や高齢の方が乗りやすいような工夫がなされている車両のことです。

⑧ 日中一時支援 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	主たる対象者
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	知的
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	知的
社会福祉法人 緑星の里 ワークランドのぞみ	字植苗121番地の7	58-2276 58-3303	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川デイセンター	字美沢193番地の1	58-3300 58-2558	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	主たる対象者
有限会社 大有 ファミリーライフ宮前	宮前町2丁目9番2号	84-5833 84-7726	知的・精神 身体・難病
株式会社 緒方 くれよん高丘	字高丘6番地41	84-7412 84-7416	知的・身体 精神

⑨ 地域活動支援センター <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	主たる対象者
地域活動支援センター あさひ	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5824 82-8578	身体
社会福祉法人 せらび 苫小牧地域生活支援センター	矢代町3丁目3番3号	75-2808 75-2815	精神

⑩ 移動入浴車派遣 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X
アースサポート株式会社 アースサポート苫小牧	緑町1丁目22番15号	35-9800 35-9801
株式会社たいよう 訪問入浴サービスたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433
株式会社リガール 指定訪問入浴介護事業所ぽかぽか	日新町1丁目5番4号	84-7625 84-7626

■ 補装具・日常生活用具について



(1) 補装具について

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 障がいを補うための補装具の購入及び修理が、費用支給又は貸与を受けることができます。
 - ・対象となるのは、身体障害者手帳を所持又は身体障害者手帳の交付申請手続きをされた方、若しくは難病患者等であることが医師の意見書等によって認められる方です。
 - ※ 対象となる難病の種類については105ページの別表2をご覧ください。
 - ・事前の手续が必要です。
 - ・基準額の範囲内で支給されます。
 - ・基準額の範囲内であっても、市民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が生じます。ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。
- (注) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象になりません。

- ・他法の規定により補装具費の支給に相当するサービスが受けられる方は、他法による申請をしてください。（労働災害や介護保険など）

	問合せ先	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苫小牧労働基準監督署	港町1丁目6-15 TEL0144 (33) 7396
介護保険の対象となる方が、介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望される場合	市介護福祉課	1階15番窓口 TEL0144 (32) 6345

● 補装具種目 ※ _____の補装具は介護保険の福祉用具と同様

障がい	種目
肢体不自由等	義肢、装具、座位保持装置、 <u>車椅子</u> 、 <u>電動車椅子</u> 、 <u>歩行器</u> 、 <u>歩行補助つえ</u> [一本杖を除く]、 <u>重度障害者用意思伝達装置</u>
	<児童のみ>座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚障がい等	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡[色めがねを除く]
聴覚障がい等	補聴器
言語機能障がい等	重度障害者用意思伝達装置

● 自己負担額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯で本人又は世帯員のうち最多収入者の市民税所得割額が46万円未満	37,200円

※ この表における「世帯」の範囲は、本人とその配偶者（本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者の場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。ただし、18、19歳で施設入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。



(2) 日常生活用具について

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 日常生活を行う上で必要な用具について、購入費用が支給又は貸与されます。
 - ・対象者は、身体障害者手帳を所持している方若しくは難病患者等で在宅療養が可能であると医師の意見書等によって認められる方です。
 - ※ 対象となる難病の種類については105ページの別表2をご覧ください。
 - ・事前の手续が必要です。
 - ・基準額の範囲内で支給されます。
 - ・基準額の範囲内であっても、市民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が生じます。ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。
- (注) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象になりません。
- ・他法の規定により日常生活用具の支給に相当するサービスが受けられる方は、他法による申請をしてください。（労働災害や介護保険など）

	問合せ先	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苫小牧労働基準監督署	港町1丁目6-15 TEL0144 (33) 7396
介護保険の対象となる方が、介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望される場合	市介護福祉課	1階15番窓口 TEL0144 (32) 6345

- 消防法の改正により火災報知器の設置が義務化されました。24ページの対象要件に該当する場合は市役所窓口にご相談ください。
 - 日常生活用具種目は次表のとおりです。
- ※ 次表の対象要件は目安であり、障害等級や世帯の状況等により詳細な要件が定められています。詳しくは市役所窓口にご相談ください。

種 目	品 目	主 な 対 象 要 件
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	<u>特殊寝台</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい若しくは知的障がい (重度又は最重度) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	<u>特殊尿器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 自力で排尿困難な難病患者等
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい
	<u>体位変換器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	<u>移動用リフト</u>	下肢又は体幹機能障がい
	訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい
自 立 生 活 支 援 用 具	<u>入浴補助用具</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 入浴に介助を要する難病患者等
	<u>便器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 常時介助を要する難病患者等
	身体保護用具	【頭部保護帽等】平衡機能、下肢又は体幹機能障がい及び知的障がい(重度又は最重度)
		【保護ブーツ等】脳原性運動機能障がい、日常生活において車椅子を使用しており、足部等の防寒及び車輪への接触等の危機回避について常に介助を要する方
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい
	<u>移動・移乗支援用具</u>	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい (2) 下肢の不自由な難病患者等
	<u>特殊便器</u>	上肢機能障がい又は知的障がい(重度又は最重度)
	火災警報機	障がい等によって世帯全員が火災発生の感知・避難が困難な方
自動消火器		
電磁調理器	視覚障がい又は知的障がい(重度又は最重度)	

	歩行時間延長信号機用小型装置	視覚障がい
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	視覚障がい
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい
	視覚障害者用時計	視覚障がい
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障がい等
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声・言語機能障がい
	点字図書等	視覚障がい
	視覚障害者用音声 I C タグレコーダー	視覚障がい
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障がいでストマ造設
	紙おむつ等	ストマ用装具を装着できない又は高度の排尿・排便機能障がい若しくは脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示ができない方
	収尿器	排尿機能障がい又はストマ造設
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい（特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい）
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい
	視覚障害者用体重計	視覚障がい
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓・呼吸機能障がい等若しくは難病患者等 ※ いずれも人工呼吸器を装着している方

※ _____の用具は介護保険の福祉用具と同様

● 費用負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯で本人又は世帯員のうち最多収入者の市民税所得割額が46万円未満	37,200円

※ この表における「世帯」の範囲は、本人とその配偶者（本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者の場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。ただし、18、19歳で施設入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。

(3) 自助具給付事業

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 在宅で長期療養している身体障害者手帳1級又は2級を所持する方に日常生活動作を補う用具を給付します。

（注）所得税非課税世帯に属する方が対象となります。

(4) 軽・中等度難聴児補聴器購入等助成事業

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

（注）本人及び世帯員の課税状況により対象とならない場合があります。

■ 自立支援医療について ～詳細は32ページへ

4 その他の法律等による福祉政策

■ 生活の保障について

生活の保障として、各種年金・手当、資金の貸付制度があります。

<年 金>



(1) 障害基礎年金

【問合せ先】 市保険年金課年金係 (1階) Tel : 0144 (32) 6429 Fax : 0144 (35) 5266

- 国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（111ページ別表9の1級又は2級）による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含まれます。

<令和5年度の年金額> 障害等級：1級 年額 993,750円（新規裁定者）
年額 990,750円（既裁定者）
2級 年額 795,000円（新規裁定者）
年額 792,600円（既裁定者）

※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

※ 18歳到達年度の末日までの子（障がいのある方は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※ 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件をみたしていること（保険料納付要件）が必要です。

ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること。

イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

- 障害基礎年金を受給している方で、前年の所得が一定額以下である場合、「障害年金生活者支援給付金」も受給の対象となります。

<令和5年度の給付額> 障害等級：1級 月額 6,425円
2級 月額 5,140円

(2) 障害厚生年金

【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel : 0144 (37) 3500



- 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級又は2級に該当する障がいの状態となったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※ 障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(3) 特別障害給付金

【問合せ先】 市保険年金課年金係（1階） Tel：0144（32）6429 Fax：0144（35）5266

- 国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方に対して、福祉的措置として創設された制度です。

支給の対象になるのは、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級又は2級相当の障がいの状態にある方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

<手 当>

(1) 特別障害者手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。
- 所得制限、施設入所者や長期入院中の方（継続して3か月を超える）の支給制限などがあります。
<障害の程度> ・別表3（106ページ）の障害区分に該当する方
<手 当 額> ・27,980円（令和5年4月～） ・年4回支給（5、8、11、2月）

(2) 障害児福祉手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。
- 所得制限、福祉施設入所者の支給制限などがあります。
<障害の程度> ・別表4（106ページ）の障害区分に該当する方
<手 当 額> ・15,220円（令和5年4月～） ・年4回支給（5、8、11、2月）

(3) 特別児童扶養手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 精神又は身体にこの手当制度に定める程度の障がい（108ページ別表6参照）がある20歳未満の方を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
<申請に必要なもの> ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（マイナンバー入り）
・申請者名義の銀行貯金通帳 ・所得証明書（転入の方）
・身体障害者手帳又は療育手帳 ・診断書（児童の状況によって必要）
<手 当 額> ・1級障害児（重度）：月額 53,700円（令和5年4月～）
・2級障害児（中度）：月額 35,760円（令和5年4月～）
・年3回支給（4、8、11月）
- 所得制限、福祉施設入所者の支給制限などがあります。



マイナンバー

(4) 在日外国人の福祉手当の支給

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 昭和57年1月1日現在、満20歳に達していた在日外国人の重度心身障がい者の方で、障がいを事由とした公的年金等を受給していない方に支給されます。
 - ・支給額：月額 25,000円 (年3回支給)

<その他>

(1) 心身障害者扶養共済制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 Tel : 0143 (24) 0782 Fax : 0143 (22) 5285
市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 心身障がい児(者)を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中、一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったときに、残された心身障がい児(者)に終身一定の年金を支給する制度です。

<心身障がい児(者)の範囲>

- ・将来独立自活することが困難であると認められる方であり、下記の①～③に該当する方
 - ① 知的障がい児(者)
 - ② 身体障がい児(者)：身体障害者手帳1級から3級所持者
 - ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記と同程度の障がいと認められる方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

<加入対象者>

- ・上記の心身障がい児(者)を現に扶養している保護者で年齢が65歳未満の方

<掛 金>

- ・加入者の年齢に応じた掛金を納める必要があります。(2口まで加入できます)

掛金(月額保険料は加入時の年齢により固定)

(注) 低所得世帯の方には、1口目の掛金の一部を減免・助成する制度があります。

<年 金 額>・1口加入者：月額 20,000円

・2口加入者：月額 40,000円

(2) 生活福祉資金貸付制度 ～詳細は95ページへ

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

(3) 生活保護制度 ～詳細は100ページへ

【問合せ先】 市生活支援室 (2階・40番窓口) Tel : 0144 (32) 6380 Fax : 0144 (32) 6351

■ 雇用の促進と安定について

公共職業安定所では、障がいのある方への職業紹介、就職後の職場定着相談などに応じ、また障がい者の雇用の促進等に関する法律により雇用の促進と職業の安定を図っています。

(1) 公共職業訓練 (一部要マイナンバー)

【問合せ先】	苫小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221	Fax : 0144 (32) 1495
	北海道障害者職業能力開発校	Tel : 0125 (52) 2774	Fax : 0125 (52) 9177
	〒073-0115 砂川市焼山 60 番地		
	HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/		

- 北海道障害者職業能力開発校では、障がいのある方の職業的自立等を目的として、その能力に適応する職種についての職業訓練を実施しています。

<募集の対象者>

- ・就労に必要な知識、技能を習得し就労意思のある方。
- ・障がいの症状が固定しており、集団生活に支障のない方。

<訓練科目及び期間>

- 身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方を対象とする訓練科目
 - ・建築デザイン科 6ヶ月 ・CAD機械科 1年 ・総合ビジネス科 1年
 - ・プログラム設計科 2年
- 知的障がいのある方を対象とする訓練科目
 - ・総合実務科 1年
- その他
 - ・知的障がいのある方を対象として販売実務科（函館高等技術専門学院）、介護アシスト科（旭川高等技術専門学院）も実施しています。

(2) 職場適応訓練

【問合せ先】	苫小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221	Fax : 0144 (32) 1495
--------	------------	----------------------	----------------------

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の能力に適した作業について6か月以内（重度障がい者は1年以内）の実地訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうものです。
- 訓練期間中、事業主に対して委託費、訓練生に対して訓練手当が支給されます。

(3) トライアル雇用事業

【問合せ先】	苫小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221	Fax : 0144 (32) 1495
--------	------------	----------------------	----------------------

- 短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適性や業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです。

(4) 事業主に対する諸制度

【問合せ先】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4階1号 Tel : 011 (622) 3351
苫小牧公共職業安定所 Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495
市工業・雇用振興課 (7階) Tel : 0144 (32) 6436 Fax : 0144 (34) 7110

- 事業主に対しては、雇用率・納付金の設定、報奨金の支給、障害者作業施設設置等助成金の支給など諸施策を講じ、雇用の安定・促進を図っています。
- ・ 国、道による各種助成金制度 ～ 公共職業安定所の紹介により障がいのある方を雇用する事業主に対する助成金制度等があります。(一定の要件があります。)
- ・ 苫小牧市障害者雇用奨励金 ～ 厚生労働省が実施する特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の対象障がい者を助成金終了後、引き続き6か月以上の雇用契約をした場合に、奨励金を支給します。(一定の要件があります。)

(5) 苫小牧心身障害者職親会

【問合せ先】 事務局 社会福祉法人緑星の里 地域生活支援センター ハーフタイム
Tel : 0144 (53) 1231 Fax : 0144 (53) 1533

- 会の目的に賛同する事業主(正会員)及び事業主以外の個人、団体等(賛助会員)で組織・運営されており、心身障がい者の働く場を広げ、職場での定着性を高めて社会的自立を助長するための様々な活動を行っています。

(6) 函館視力障害センター

【問合せ先】 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
函館視力障害センター Tel : 0138 (59) 2751 Fax : 0138 (59) 4383
〒042-0932 函館市湯川町1丁目35番20号
HP <http://www.rehab.go.jp/hakodate/>

- 視覚に障がいのある方に対して就労移行支援(養成施設)や自立訓練(機能訓練)を行い、自立を支援することを目的として厚生労働省が設置した障害者支援施設です。

<就労移行支援(養成施設)>

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格の取得を目指した理療教育を実施しています。対象者は視覚に障がいのある高卒以上の方となります。利用開始時期は毎年4月です。

<自立訓練(機能訓練)>

視覚に障がいのある方々に対して、個々の特性に配慮し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、技術、知識など総合的な訓練を実施しています。

(7) 障がい者就労相談員

【問合せ先】 市障がい福祉課(1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 市では、障がい者就労相談員を配置しています。障がいのある方の就労に関する悩み、疑問などお気軽にご相談ください。

(8) 苫小牧市障がい者就労支援事業

【問合せ先】 相談支援センターとまるん Tel : 0144 (56) 5216 Fax : 0144 (56) 5416

- 就労を希望する障がい者及び企業の相談に応じながら、公共職業安定所等関係機関と連携して、障がい者の就労促進を図る事業です。

(9) 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター

【問合せ先】 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター「かけはし」
Tel : 0144 (56) 5119 Fax : 0144 (56) 5344

- 就職や就業に伴う生活上の問題について相談や支援を行います。事業主に対し、障がい者の就職後の雇用管理に係わるサポートを行います。厚生労働省と北海道の指定を受け、運営している事業です。

■ 健康と医療の保障について



(1) 重度心身障害者医療費助成制度

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 重度の障がいがある方の医療費 (保険診療) の一部を助成します。

<助成対象>

- ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
 - ・知能指数 (IQ) が50以下の知的障がいの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ※ ただし、65歳から74歳までの方は後期高齢者医療制度に加入していることが条件となります。
- ※ 所得制限があります。
- ※ 児童がいる世帯は、ひとり親家庭等医療費助成制度に該当する場合があります。
(内容については84ページをご覧ください)
- ※ 精神障害者保健福祉手帳1級の方は、通院のみが助成対象となります。
- ※ 65歳以上で、後期高齢者医療制度と医療費助成制度の自己負担の割合が同一の場合は、受給者証は交付されません。

(2) 自立支援医療



【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

① 育成医療

- ・満18歳未満で身体に障がいのある児童が、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって生活能力を得るために必要な医療費を支給します。

② 更生医療

- ・18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって、生活能力や職業能力の回復向上を図るために必要な医療費を支給します。

③ 精神通院医療

- ・精神医療を継続的に必要とする病状のある方に対して、その通院に必要な医療費を支給します。

育成医療	更生医療	精神通院医療
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則治療開始前に申請が必要です。 ○ 身体障害者手帳の有無は問いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付前の医療行為は対象となりません。 ○ 北海道立心身障害者総合相談所の判定が必要です。判定は1か月程度かかります。 ○ 身体障害者手帳の交付が条件となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前に申請が必要です。 ○ 有効期間は最大1年間です。 ※ 再認定申請は、有効期間終了の3か月前から可能です。 ※ 新規申請、有効期間終了後に申請があった場合は、市が申請を受理した日が始期となります。

※ 「世帯」の市民税額に応じて、治療費の一部が自己負担となります。

(34ページの自立支援医療 所得区分表参照)

※ 指定医療機関での診療に限ります。

※ 受給者証の内容変更や再交付には、届出が必要です。

- 申請に必要なもの
 - 医師の意見書・診断書
 - 保険証（国保・後期高齢者の保険証は「世帯」全員分）
- ・生活保護受給中の方
 - 生活保護手帳又は生活保護受給証明書
- ・市民税非課税の方
 - 本人（保護者）の収入を確認できる書類
(障害年金や遺族年金を受けている場合はその証書又はハガキ)
- ・人工透析療法の場合
 - 特定疾病療養受療証
- ・転入された方、課税確認の同意を得られない方（精神通院医療のみ）
 - 市民税課税証明書（被保険者分。国保・後期高齢は「世帯」全員分）

対象となる医療内容

- 更生医療

障がい	医療内容の例
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法
小腸機能障がい	中心静脈栄養法

肝臓機能障がい	肝移植術、肝移植術後の抗免疫療法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法

○ 精神通院医療

- 診察
- 処方薬
- デイケア・ナイトケア・ショートケア
(社会生活機能の回復を目的として、レクリエーションやミーティングなどのグループ活動を通して、人とのふれあい、仲間作りや生活リズムを維持するための活動の場です。)
- 訪問看護

④ 自己負担

自立支援医療を利用した場合の自己負担は、原則1割負担となります。

- 生活保護世帯や市民税非課税世帯の方は、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担額に上限が設定されます。(注1)
- 市民税課税世帯で長期間にわたり高額な治療を継続される方は、1か月当たりの負担額に上限が設定されます。(「重度かつ継続」(注2))
- 所得が一定以上の方は、支給の対象外となり、加入している医療保険の自己負担額をお支払いいただくこととなります。

自立支援医療 所得区分

負担上限月額	生活保護	市民税						
		非課税		課税				
		収入		所得割額				
		80万円以下	80万円超	33,000円未満	33,000円以上 235,000円未満	235,000円～		
精神通院医療 更生医療	0円	2,500円	5,000円	医療保険の上限額		対象外		
				重度かつ継続				
				5,000円	10,000円	20,000円		
育成医療	0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	対象外		
				重度かつ継続				
				5,000円	10,000円	20,000円		

(注1) 「世帯」とは、自立支援医療を受給する方が加入している医療保険単位になります。

(異なる医療保険に加入している家族は別世帯になります。)

- 国民健康保険：世帯の国民健康保険加入者全員
- 後期高齢者医療保険：世帯の後期高齢者医療制度加入者全員
- ①②以外の医療保険：被保険者

(注2) 「重度かつ継続」とは、次の①～③のいずれかの場合です。

- じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓の機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の方
- 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合
- 同一世帯で過去12か月以内に高額療養費の支給を3回以上受けた場合

(3) 医師等による巡回相談など

【問合せ先】 北海道室蘭児童相談所苫小牧分室 Tel : 0144-61-1882 Fax : 0144-61-1892

● 在宅障がい児者巡回療育相談

- ・ 在宅の重症心身障がい児(者)に対し、医師・児童相談所職員などが家庭訪問し、総合的な診断を行い、家庭での療育と今後の方向性について相談、指導を行います。(年1回)

(4) 在宅難病療養者に対する歯や口の健康に関する訪問相談

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
企画総務課企画係 Tel : (直通) 0144 (77) 9933 Fax : 0144-34-4177

● 在宅で療養する通院が困難な難病患者の方で、手指等の運動障がいにより口腔ケアが十分行えない方などを対象に苫小牧保健所の歯科医師・歯科衛生士が訪問し相談に応じます。

- <内 容>
- ・ 口腔内の状態確認 (ご希望に応じて歯科医療機関への情報提供及び訪問歯科診療等の調整を行います)
 - ・ 歯や口に関する相談及び口腔ケア方法などの指導

(5) こころの健康相談

こころの病気について専門職員(精神科医師・保健師)が相談に応じます。

- 例
- ・ 心の病気かどうか知りたい
 - ・ ひきこもり、うつ病などの心配
 - ・ 家族や周囲の心の病気の対応について
 - ・ 思春期の心のトラブル
 - ・ アルコールやギャンブル、薬物など依存症の問題 など

● こころの相談日(市健康支援課)

【問合せ先】 市健康支援課(4階) Tel : 0144 (32) 6410 Fax : 0144 (32) 4322

- ・ 毎月第1水曜日に保健師や精神保健福祉士が相談に応じます。
- ・ 開催日の3日前までに予約が必要です。詳細については問合せ先までご連絡ください。

※上記相談日以外でも保健師が随時、電話・来所相談に応じます。

● こころの健康相談(苫小牧保健所)

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
健康推進課健康支援係 Tel : (直通) 0144 (77) 9934 Fax : 0144-34-4177

- ・ 専門職員(精神科医師等)が相談に応じます。
- ・ 精神科医の相談(月1回)は、予約が必要です。詳細につきましてはお問い合わせください。

■ 難病患者の福祉サービス・医療費助成制度について



(1) 難病患者の障害福祉サービス利用について

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel: 0144 (32) 6356 Fax: 0144 (36) 3121

- 障害者総合支援法で、対象となる疾病は105ページの別表2に記載の疾病で、対象者は障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。
- 申請に必要なもの : 疾病名がわかる診断書、特定疾患医療受給者証又は特定疾患認定書等

(2) 特定疾患・難病などの医療費助成制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
健康推進課保健係 Tel: (直通) 0144 (77) 9935 Fax: 0144-34-4177

- 次の疾患を対象に医療費の助成が受けられます。医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして症状の程度が一定程度以上の場合です。

① 難病法に規定する指定難病



番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	2	筋萎縮性側索硬化症	3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症	5	進行性核上性麻痺	6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症	8	ハンチントン病	9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	11	重症筋無力症	12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	14	慢性炎症性中枢性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群	17	多系統萎縮症	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病	20	副腎白質ジストロフィー	21	ミトコンドリア病
22	もやもや病	23	プリオン病	24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症	26	HTLV-1関連脊髄症	27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス	29	ウルリッヒ病	30	遠位型ミオパチー
31	バスレムミオパチー	32	自己食空胞性ミオパチー	33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症	35	天疱瘡	36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)	38	スティーブンス・ジョンソン症候群	39	中毒性表皮剥離症
40	高安動脈炎	41	巨細胞性動脈炎	42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎	44	多発血管炎性肉芽腫症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ	47	バージャー病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病	53	シェーグレン症候群	54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎	56	ベーチェット病	57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症	59	拘束型心筋症	60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病	65	原発性免疫不全症候群	66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎	68	黄色靱帯骨化症	69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症	71	特発性大腿骨頭壊死症	72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	80	甲状腺ホルモン不応症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症	83	アジソン病	84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎	86	肺動脈性肺高血圧症	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症	89	リンパ脈管筋腫症	90	網膜色素変性症
91	パッド・キアリ症候群	92	特発性門脈圧亢進症	93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎	95	自己免疫性肝炎	96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎	98	好酸球性消化管疾患	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	101	腸管神経節細胞減少症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群

番号	病名	番号	病名	番号	病名
103	CFC 症候群	104	コストロ症候群	105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	107	若年性特発性関節炎	108	TNF 受容体関連周期熱症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群	110	ブラウ症候群	111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	113	筋ジストロフィー	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	116	アトピー性脊髄炎	117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤	119	アイザックス症候群	120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症	122	脳表へモジゲリン沈着症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	125	神経線維スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症	131	アレキサンダー病	132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症	137	限局性皮質異形成	138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症	140	ドラベ症候群	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群	146	大田原症候群	147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	150	環状 20 番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎	152	P C D H 19 関連症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	ランドウ・クレフナー症候群	156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	158	結節性硬化症	159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬	161	家族性良性慢性天疱瘡	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163	特発性後天性全身性無汗症	164	眼皮膚白皮症	165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫	167	マルファン症候群	168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病	170	オクシピタル・ホーン症候群	171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症	173	VATER 症候群	174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群	176	コフィン・ローリー症候群	177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群	179	ウィリアムズ症候群	180	A T R - X 症候群
181	クルーゾン症候群	182	アペール症候群	183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群	185	コフィン・シリス症候群	186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群	188	多脾症候群	189	無脾症候群
190	鯉耳腎症候群	191	ウェルナー症候群	192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群	194	ソトス症候群	195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群	197	1 p 36 欠失症候群	198	4 p 欠失症候群
199	5 p 欠失症候群	200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群	203	22q11.2 欠失症候群	204	エマヌエル症候群
205	脆弱 X 症候群関連疾患	206	脆弱 X 症候群	207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症	209	完全大血管転位症	210	単心室症
211	左心低形成症候群	212	三尖弁閉鎖症	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	215	ファロー四徴症	216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病	218	アルポート症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎	221	抗糸球体基底膜腎炎	222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	224	紫斑病性腎炎	225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	227	オスラー病	228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	230	肺胞低換気症候群	231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合	233	ウォルフラム症候群	234	ペレオキソーム病（骨質白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症	236	偽性副甲状腺機能低下症	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	239	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症	240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症 1 型	242	高チロシン血症 2 型	243	高チロシン血症 3 型
244	メーブルシロップ尿症	245	プロピオン酸血症	246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症	248	グルコーストランスポーター 1 欠損症	249	グルタル酸血症 1 型
250	グルタル酸血症 2 型	251	尿素サイクル異常症	252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全	254	ボルフィリン症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病	257	肝型糖原病	258	ガラクトース-1-リン酸クリトランスフェラーゼ欠損症
259	レンチコレステロールアルトランスフェラーゼ欠損症	260	シトステロール血症	261	タンジール病
262	原発性高カイクロミクロン血症	263	脳髄黄色腫症	264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症	266	家族性地中海熱	267	高 I g D 症候群
268	中條・西村症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎	272	進行性骨化性線維異形成症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症	275	タナトフォリック骨異形成症	276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血	287	エプスタイン症候群	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロナイト・カナダ症候群	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	総排泄腔外反症	293	総排泄腔遺残	294	先天性横隔膜ヘルニア

番号	病名	番号	病名	番号	病名
295	乳幼児肝巨大血管腫	296	胆道閉鎖症	297	アラジール症候群
298	遺伝性膝炎	299	嚢胞性線維症	300	I g G 4 関連疾患
301	黄斑ジストロフィー	302	レーベル遺伝性視神経症	303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴	305	遅発性内リンパ水腫	306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナパン病	308	進行性白質脳症	309	進行性ミオクロオヌステんかん
310	先天異常症候群	311	先天性三尖弁狭窄症	312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症	314	左肺動脈右肺動脈起始症	315	ネイロセラミド病群 (神経鞘病群) / LMX1B関連症
316	カルニチン回路異常症	317	三頭酵素欠損症	318	シトリン欠損症
319	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	320	先天性グリコシルホスファジリノシール (GPI) 欠損症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	323	芳香族アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患	326	大理石骨病	327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る)
328	前眼部形成異常	329	無虹彩症	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群	335	ネフロン癆	336	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ結合体)
337	ホモシスチン尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		



② 特定疾患

・ 国が定める疾患

- (1) スモン
- (2) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 (更新のみ)
- (3) 重症急性膝炎 (更新のみ)
- (4) プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト、ヤコブ病に限る)
- (5) 重症多形滲出性紅斑 (急性期) 重症多系 (更新のみ)

・ 道が独自に定める疾患

- (1) 突発性難聴
- (2) 溶血性貧血の一部 (自己免疫性溶血性貧血、寒冷凝集素症、発作性寒冷ヘモグロビン症、発作性夜間ヘモグロビン症は指定難病へ移行)
- (3) ステロイドホルモン産生異常症の一部 (アジソン病、副腎皮質酵素欠損は指定難病へ移行)
- (4) 難治性肝炎の一部 (自己免疫性肝炎、原発性硬化性胆管炎は指定難病へ移行)

③ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業

B型・C型ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や、肝がんの発生防止と重症である橋本病患者の治療に係る医療費を助成します。

④ ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業 (肝炎治療特別促進事業)

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療実施中 (又は治療予定) のうち、肝がんの合併のない方。B型ウイルス性肝炎核酸アナログ製剤による治療を実施中 (又は治療予定) の方及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロンフリー治療実施中 (又は治療予定) のうち、肝がんの合併のない方を対象に医療費を助成します。

⑤ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素濃縮器や人工呼吸器を使用する方に対し、電気料金の一部を助成します。

● 難病患者・家族の交流の場

名称	住所	電話
(一財) 北海道難病連 苫小牧支部	若草町3丁目3番8号 市民活動センター1F (支部長代理 小倉 弘子 様方)	32-8788
苫小牧難病患者・家族の会 (ハスカップの会)	豊川町4丁目8番10号 (事務局 役田 毅 様方)	73-4094
(一財) 北海道脊柱靭帯骨化症友の会 胆振支部	しらかば町4丁目4番22号 (支部長 庄司 フミ子 様方)	72-9366

(3) 小児慢性特定疾病児童等の生活用具の給付について

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6407 Fax：0144（32）4322

- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、在宅での療養が認められる方に日常生活用具を給付します。

○ 対象者

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・ 医師から在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると判断された方
- ・ 児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具給付の対象とならない方

○ 注意事項

- ・ 必ず購入前に申請してください。（申請前の購入は全額自己負担となります。）
- ※ 事前に問合せ先までご連絡ください。
- ・ 症状の程度や条件によっては給付できないものがあります。また、入院中の方は給付の対象になりません。
- ・ 世帯の所得に応じ、費用の一部又は全部について自己負担があります。

○ 対象となる用具

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ歩行器等であること。 ・ 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ・ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状にあわせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

■ その他の在宅福祉について

<市の機関等による支援>

(1) 苫小牧市基幹相談支援センター

【問合せ先】	相談支援事業所サポート	Tel : 0144 (36) 2400	Fax : 0144 (36) 2411
	苫小牧地域生活支援センター	Tel : 0144 (75) 2808	Fax : 0144 (75) 2815
	相談支援センターとまるん	Tel : 0144 (56) 5216	Fax : 0144 (56) 5416
	市障がい福祉課 (1階・14番窓口)	Tel : 0144 (32) 6356	Fax : 0144 (36) 3121

- 専門の福祉相談員を配置し、障がいのある方やご家族から、福祉サービスの利用、日常生活や就労その他の相談をお受けしています。
- 専門相談員 (社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員)
月～金の 8 : 45～17 : 15 まで、専門の相談員が市役所に常駐しています。

(2) 心身障がい者等の相談員の配置

- 障がい福祉課に以下の相談員を配置していますので、お気軽にご相談ください。
 - ろうあ者生活相談員 ○ 障がい者就労相談員
- 市から委嘱された相談員が、地域生活に関するさまざまな相談に応じます。
(相談員名簿は 103 ページ参照)
 - 身体障害者相談員 ○ 知的障害者相談員 ○ 地域相談員

(3) 苫小牧市福祉ふれあいセンター

【問合せ先】 苫小牧市福祉ふれあいセンター
Tel : 0144 (82) 8801 Fax : 0144 (82) 8835
市発達支援課 (おおぞら園等)
Tel : 0144 (34) 5821 Fax : 0144 (34) 5835
E-mail : hattatusien@city.tomakomai.hokkaido.jp

- 障がいのある方の福祉の増進等を図るため、福祉ふれあいセンター（体育館含む）が設置されています。

[障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス事業]

- こども通園センターおおぞら園 【障害児通所支援…6ページ参照／事業所詳細…13ページ】
 - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスとして、肢体不自由、言語障がい、自閉症スペクトラムや情緒、知的等の発達に遅れやつまずきがある子どもたちが通園し、発達に必要な訓練・指導を行います。
 - ※ この他、発達全般に係る相談や、保育園等への巡回相談などを実施しています。
- こども相談室あいす 【相談支援…4ページ参照／事業所詳細…10ページ】
 - ・ 子どもの心身の発達や障がい、集団適応の心配などについて電話や面接による相談を受け、指導・助言を行います。面接の場合は、事前の予約が必要です。
- 地域活動支援センターあさひ 【地域生活支援事業…6ページ／事業所詳細…21ページ】
 - ・ 主として身体障がい者を対象に、創作活動の機会の提供や日常生活動作等の訓練、社会との交流の促進などを行います。
- 生活介護事業あいあい
 - ・ 常に介護を要する方に対して、相談に応じ、主に日中の間、入浴や食事等の介護、創作的活動などを行い、身体機能や生活能力の向上のために援助を行います。

[その他の事業]

- 視覚障がい者へのサービス
 - ・ センターにおいて「広報とまこまい」及び「ひだまり」等の録音図書を希望者へ送付します。また苫小牧市中央図書館においても、視覚障がい者へのサービスを行っています。
- 施設の提供
 - ・ 心身に障がいのある方やその家族及び関係機関・関係団体の方は、無料で体育館・会議室等の使用ができます。【祝日・振替休日・年末年始休暇を除く毎日：9時～21時】
 - ※事前の登録・予約が必要です。

<コミュニケーションに関する支援>

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121
E-mail：syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp

(1) 手話通訳員の配置及び派遣

- 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳員の配置及び派遣を行います。
 - 専任手話通訳員の配置
 - ・ 聴覚など障がいのある方が、市役所（本庁）に来られた場合、意思の疎通が図られるよう障がい福祉課に専任の手話通訳員を配置しています。
 - 手話通訳員の派遣
 - ・ 聴覚など障がいのある方が、官公庁での手続き、医療機関の受診、各種講演会への参加などにおいて、円滑な意思の疎通が図られるよう手話通訳員を派遣しています。
 - ※ 宗教団体・政治団体の主催するもの、企業の営利に関するものは除きます。
 - 派遣申請手続
 - ・ 手話通訳員の派遣を希望される方は、あらかじめ(5日前)市役所窓口で手続をしてください。
 - ※ 派遣費用はかかりません。

(2) 要約筆記通訳員の派遣

- 手話の取得が困難な中途難失聴の方に対して、研修会及び講演会を通じて社会参加の促進を図るため、要約筆記通訳員派遣事業を実施しています。なお、派遣事業は計画に沿って実施しますので、詳細につきましては市役所窓口へあらかじめご相談ください。

(3) 入院時コミュニケーション支援事業

- 声以外の伝達手段と発話を併用している方又は実用的発話を喪失している方が入院するとき、看護師等との意思疎通を円滑に行うため、入院する前から介助を行い、対象者とのコミュニケーションについて熟知している支援員を派遣する事業を実施しています。なお、対象者の要件等の詳細につきましては、市役所窓口へあらかじめご相談ください。

(注) あくまでも看護師との意思疎通を円滑に行うことを目的としているため、支援員は医療行為等は一切行うことができません。

<自動車の利用に関する制度>

(1) 自動車の改造費に対する助成

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 身体障害者手帳の交付を受けている1級から3級の上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいのある方で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操行装置などを改造する場合に、その費用の一部を助成します。（所得制限があります。）
 - ・ 助成額：10万円以内

(2) 自動車運転免許取得費に対する助成

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 身体障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の下肢障がい及び2級の聴覚障がいのある方で、免許の取得により自立更生の促進が図られる方に対し、その費用の一部を助成します。（運転に必要な適正試験に合格した方）
 - ・ 助成額：10万円以内

(3) 障がい者に関する標識等

【問合せ先】 ①② 苫小牧警察署交通第一課企画係
Tel：0144（35）0110（内線411・413）
③ 公益財団法人 日本リハビリテーション協会
HP <http://www.jsrpd.jp/static/symbol/>
④ 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 車に表示するマークなど、代表的なものとして以下の4種類があります。

① 身体障害者標識	② 聴覚障害者標識
<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむをえない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	
③ 国際シンボルマーク	④ 福祉のまちづくり適合証
<p>障がいをもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障がいをもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、昭和44年に国際リハビリテーション協会により採択されました。日本では、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しているものです。このマークはシンボルマークであり、個人の車などに表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p>	<p>苫小牧市では、高齢者や障がいのある方も含め、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを推進するため、平成14年6月に、苫小牧市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。条例では、公共的施設の入出口やトイレなどについて、障がいのある方などが円滑に施設を利用できるよう、整備を行うために必要な基準（「基礎的基準」及びより質の高い「誘導的基準」）を定めており、この基準に適合する施設には適合証を交付しています。</p>
	

(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

【問合せ先】 苫小牧警察署交通第一課規制係 Tel : 0144 (35) 0110 (内線 415・427)

- 身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けており、指定駐車禁止場所に駐車する必要がある方に、交付されます。

- 交付対象者
 - ・ 身体障がい者 ー障害の区分・程度：下記の表による
 - ・ 戦傷病者 ー障害の区分・程度：下記の表による
 - ・ 知的障がい者 ー障害の程度：重度（A）
 - ・ 精神障がい者 ー障害の程度：1級
 - ・ 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けていて、「色素性乾皮症」の人

障害の区分	身体障害者		戦傷病者
	障害の種別		障害の程度
視覚障害	1級から4級の1		特別項症から第4項症
聴覚障害	2級及び3級		特別項症から第4項症
平衡機能障害	1級から5級		特別項症から第4項症
上肢機能	1級から2級の2		特別項症から第3項症
下肢機能	1級から5級		特別項症から第4項症
体幹機能	1級から5級		特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から5級	
心臓機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
腎臓機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
呼吸器機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
小腸の機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級		
肝臓機能障害	1級から3級		特別項症から第3項症

(5) 自動車税種別割・自動車税環境性能割等の減免 ～詳細は47ページへ

(6) 有料道路通行料金の割引 ～詳細は52ページへ

＜その他の制度等＞

(1) 障がい者住宅について

【問合せ先】 市住宅課（4階） Tel：0144（32）6316 Fax：0144（32）2882

- 公営住宅の中には、障がいのある方がいる世帯のために配慮された住宅があります。
※ 一般住宅への申し込みもできますので、ご相談ください。

(2) 在宅障害者等紙おむつ給付事業について

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 自宅で生活する3歳以上65歳未満の重度心身障がい者及び難病患者で、医師により常時紙おむつを使用する必要があると認められた方に給付します。
（注） 世帯の市民税額により費用負担がある場合があります。

(3) 緊急通報システムについて

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 急病や事故などの緊急時に、緊急ボタンやペンダントを押すことで消防署へ自動的に通報できる装置を貸与します。

緊急時の通報のほか、24時間体制で看護師による健康相談ができます。また、月に1回コールセンターから安否確認電話が入ります。

＜対象＞ 重度身体障がい者のみの世帯に属する方で、緊急の通報が困難であると認められる方（65歳以上の方については67ページをご参照ください。）

＜費用＞ 工事費及び利用料は無料です。

※ 通話料および電池代(約3年に1回交換、5,000円 消費税別途)は自己負担です。

＜その他＞ ※ ご利用には、固定電話の回線を所有していることが必要です。

※ 緊急時に利用者の自宅に駆けつけることができる協力員が原則2人必要です。

5 税・公共交通機関運賃・公共料金の減免、割引

<税の控除>

(1) 所得税・住民税

<p>【問合せ先】・ 所得税</p> <p>苫小牧税務署 Tel : 0144 (32) 3165</p> <p>※ 音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苫小牧税務署に御用の方は「2」をお選びください。</p> <p>・ 住民税</p> <p>市市民税課市民税係 (2階・32番窓口) Tel : 0144 (32) 6253</p> <p style="text-align: right;">6254</p> <p style="text-align: right;">Fax : 0144 (36) 7108</p>

- 納税者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体、精神などに障がいのある方の場合、障害者控除が受けられます。

○ 障害者控除

種 類 (一人につき)	所得税の控除額	住民税の控除額
障 害 者 控 除	270,000 円	260,000 円
特 別 障 害 者 控 除	400,000 円	300,000 円
同 居 特 別 障 害 者 控 除	750,000 円	530,000 円

- ※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者又はその配偶者若しくはその納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方が対象となります。

(注) 16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」)に対する扶養控除が廃止されましたが、年少扶養親族が障がいのある方の場合、障害者控除は受けられます。

- ※ 老人ホーム等へ入所している場合は同居を常としているとはいえません。

障害者控除の対象となる方	特別障害者控除の対象となる方
身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級
療育手帳B	療育手帳A
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級

- ※ 身体障害者手帳をお持ちでない方でも、要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方で、市の認定基準により障がい者に準じる者として障害者控除対象者認定書の交付を受けた場合は、障害者控除の対象となります。(詳細は63ページへ)

- ※ 上記以外で、下記に該当する方は障害者控除の対象になります。

- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

(2) 相続税

【問合せ先】 苫小牧税務署 Tel : 0144 (32) 3165
※ 音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苫小牧税務署に
御用の方は「2」をお選びください。

- 相続人が障がい者であるときは、満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

(3) 個人事業税

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 Tel : 0144 (32) 5178

- 障がい者、年齢65歳以上の人、寡婦及びひとり親が事業主で、総所得が310万円以下の場合に限り、事業税が減免されます。なお、所得税の確定申告をした場合は、申請が必要ありません。

(4) ◎自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

【問合せ先】 ・ 自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割
北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 Tel : 0144 (32) 5286 Fax : 0144 (32) 3031

◎軽自動車税種別割

【問合せ先】 ・ 軽自動車税種別割
市市民税課税制係（2階・31番窓口） Tel : 0144 (32) 6244 Fax : 0144 (36) 7108

- 障がい者のために使用する自家用自動車で次に該当する場合は減免の対象となります。なお、減免の対象となる自動車は、障がい者1人につき自動車1台に限られます。また、申請には用途に応じた証明書等が必要となります。必要書類等詳細については上記【問合せ先】にご確認ください。

○ 対象となる自動車

- ① 障がい者の方が自ら所有し運転する場合
- ② 障がい者の方が所有し、障がい者の方と生計を同じくする方が運転する場合
- ③ 障がい者の方と生計を同じくする方が所有し、障がい者の方が運転する場合
- ④ 障がい者の方と生計を同じくする方が所有し、運転する場合
- ⑤ 障がい者の方だけで構成されている世帯の障がい者の方が所有する自動車で、障がい者を介護する方がその障がい者の方のために運転する場合。
※ ②～⑤の場合は、障がい者の方の通院・通学・通所・生業等のために、おおむね週1日以上使用している状態が6ヶ月以上継続（ただし、軽自動車税種別割については期間は設けていない）している場合に対象となります。（障がい者を同乗させる場合に限りません。）
- ⑥ 構造上、身体障がい者が利用するためのものと認められる自動車（車いす等の昇降装置や、固定装置等を装着している、または福祉車両であること。）

○ 対象者及び障害の程度

- ① 身体障害者手帳の交付を受けていて、次ページの表の範囲に該当する方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
（手帳の有効期限が切れていないものに限りません。）

④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（該当する範囲は問合せ先にご確認ください。）

障 が い の 区 分	障 が い の 級 別
視覚障害	1級、2級、3級、4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	1級、2級、3級
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級、2級、3級
移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害／じん臓機能障害／小腸機能障害／ 呼吸器機能障害／ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害／ 肝臓機能障害	1級、2級、3級、4級

○ 申請期限

自動車税種別割	自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割	軽自動車税種別割
<ul style="list-style-type: none"> ● 4月1日に要件に該当している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税種別割納税通知書の納期限（5月末日） ● 年度途中で減免要件に該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・要件に該当することとなった日から2か月以内 ● 減免自動車を入れ替える場合 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の登録日から2か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の登録日から2か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月上旬の軽自動車税種別割納税通知書の発布日から5月末の納期限まで

(5) 少額貯蓄の非課税



【問合せ先】 各金融機関

日本郵便(株) 苫小牧郵便局（窓口営業部 貯金担当）

Tel : 0144 (32) 3079 Fax : 0144 (35) 5240

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別障害者手当等受給者、障害基礎年金受給者が額面350万円を限度として、一定の手続きにより預貯金の利息が非課税扱いとなります。

<市で行う交通料金助成制度>

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

(1) 福祉ハイヤー助成制度

- 寝たきり又は常時車いすを使用する重度の心身障がい者の方や寝たきりの高齢者に、福祉ハイヤーの助成券を年間24枚発行し、運賃及び介助料金等を助成します。
(券1枚につき、500円・1,000円・1,500円・2,000円のいずれかの助成額を選択。一回の利用で複数枚利用できますが、介助料金等は片道1,000円まで。)
- 対象者：次ページの表のとおり
- 福祉ハイヤー料金助成券の使用できる事業所：下表のとおり

事業所名	連絡先	ストレッチャー※
グリフィン苫小牧介護タクシー	090-1387-7836	○
福祉介護タクシーサツエイ	090-5983-0964	○

※ 要予約。ストレッチャー利用の際は、別途料金がかかる場合があります。

(2) 重度障害者タクシー料金助成制度

- 在宅の重度障がい者の方に、市内のタクシーの利用券を年間36枚発行し、走行料金を助成します。
(券1枚につき、540円を助成)
- 対象者：次ページの表のとおり

(3) 市内路線バス無料乗車証交付制度

- 重度の障がいのある方に、市内路線バス（旧市営バス路線）全線無料の介護人付乗車証（付き添いの方も無料）又は単独乗車証（対象者のみ無料）を交付します。
- 対象者：次ページの表のとおり

(4) 重度心身障害者通院交通費助成制度

- 障がいによる治療行為の継続が必要であり、そのため同一医療機関へ定期的かつ長期的に通院しなければならない方に、通院交通費の一部を助成します。
 - 支給額：年額9,000円を支給（口座振込）
 - 対象者：次ページの表のとおり
- ※ 既に他の交通料金助成（福祉ハイヤー・重度障害者タクシー・市内路線バス）を受けている方は助成切替え申請となりますので、利用中の助成券を返還してください。
- ※ 当制度のみ現金振込の方式によるため、他の交通料金助成制度との間の切替えについては、年度途中にはできませんのでご注意ください。

【対象者表】

		障害の程度			申請に必要なもの	
福祉ハイヤー		<ul style="list-style-type: none"> ・下肢障害 1～3級 ・体幹障害 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢機能障害 1～3級 ・ 移動機能障害 1～3級 ・療育手帳 A判定 			寝たきり又は常時車いすを使用している方	身体障害者手帳又は療育手帳
		6か月以上寝たきりの状態にある65歳以上の方				
重度障害者タクシー		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1、2級 ・上肢障害 1級 ・下肢障害 1、2級 ・体幹障害 1～3級（3級は75歳以上の方のみ） ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢機能障害 1級 ・ 移動機能障害 1、2級 ・腎臓機能障害 1級 ・療育手帳 A判定 				身体障害者手帳又は療育手帳 （注）社会福祉施設等（軽費老人ホーム、グループホームを除く）に入所している方は対象となりません。
市内路線バス	介護人付乗車証	身体障害者手帳 1、2級 ----- 13歳未満の方 手帳 3級 下肢障害 4級	知的障害者 知的指数（IQ）が50以下	精神障害者	身体障害者手帳又は療育手帳・判定書等 （注）介護人付乗車証は、単独でも利用できますが、安全上できるかぎり付き添いの方と一緒にご利用ください。	
	単独乗車証	13歳以上の方 手帳 3級 下肢障害 4級				福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方
重度心身障害者通院交通費助成		次のすべての要件も満たす方 ○ 対象年度の8月1日現在における、重度心身障害者医療費助成制度の受給資格者であること。 ○ 育成医療・更生医療の受給者で、高額治療継続者（重度かつ継続）に該当し、レセプトを通じて同一医療機関に月10回以上の通院が確認できること。 ○ 障がいとして自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免が認められていること。				<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・振込先預金通帳 ・印鑑（助成対象者） ・口座名義人の印鑑（口座名義が本人以外の場合） ・利用中の交通料金助成券（該当者のみ） ※ 申請期間は3～5月末です。

（注1） 複数の助成制度に該当する場合でも、受給できるのはいずれかひとつの助成制度のみです。

（注2） 重度心身障害者通院交通費助成制度に関わる助成制度の切替えは、年度当初に手続きしてください。福祉ハイヤー・重度障害者タクシー・市内路線バスの助成制度の中での助成切替えは年度途中でも可能ですが、利用中の助成券と交換になります。詳しくはご相談ください。

<公共交通機関運賃の割引>

(1) JR旅客運賃の割引

【問合せ先】 JR 旅客鉄道株式会社

- 身体障害者手帳と療育手帳には、それぞれ旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が記載されています。この種別により、受けられる割引が異なります。
 - ・ 第1種：障がい者が、付き添いの方とJR線、連絡車線の鉄道自動車線、航路を乗車船する場合、距離に制限なく本人と付き添いの方の普通運賃、普通急行料金が半額になります。
 - ・ 第2種：乗車船距離が片道100kmを超える区間に限り、本人の普通運賃が半額になります。
- (注) 第1種の方が単独で利用する場合は、第2種と同様の扱いになります。

(2) 航空機運賃の割引

【問合せ先】 各航空会社支店、営業所又は指定代理店

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい者に対し、航空機運賃の割引があります。
 - ・ 適用範囲：満12歳以上の障がい者及び介護者1人に対し、それぞれ航空機運賃が割引されます。
 - ※ 介護者とは航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、障がい者と同時に同一区間を旅行するものをいいます。
 - ※ 航空券を購入するときに身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の提示が必要です。運賃額は各航空運送事業者が設定するため、割引率も事業者によって異なります。

(3) バス運賃の割引

【問合せ先】 各バス会社

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者に対し、バス運賃の割引があります。この場合、身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要です。

(4) フェリー運賃の割引

【問合せ先】 各フェリー会社

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい者に対し、フェリー運賃の割引があります。この場合、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の提示が必要です。

(5) タクシー運賃の割引

【問合せ先】 各タクシー会社

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者に対し、タクシーの乗車運賃が1割引されます。この場合、身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要です。

<公共料金等の減免>

(1) 有料道路通行料金の割引

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 身体障害者手帳と療育手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別に応じて有料道路通行料金の割引を受けることができます。事前に市役所窓口にて申請が必要です。

- 対象者の範囲

- ・ 身体障害者手帳 第1種の方：本人及び介護人が運転する場合
- ・ 身体障害者手帳 第2種の方：本人が運転する場合のみ
- ・ 療育手帳 第1種の方：本人及び介護人が運転する場合

- 対象自動車の範囲

- ・ 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居親族の自家用車（対象自動車1台に限り手続きが可能です。）

※ 上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護をしている方の自動車も対象になります。（日常的な介護状況を申告する必要があります。）

- 割引内容

- ・ 半額

- 申請に必要なもの

- 【第1種の方】

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 車検証の原本

- 【第2種の方】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 車検証の原本
- ・ 手帳所持者の運転免許証

※ ETCの割引登録をご希望される場合は上記に加えて、次のものが必要となります。

- ・ 手帳所持者名義のETCカード（手帳所持者が18歳未満の場合は保護者名義でも可）
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書（車載器管理番号の分かるもの）

(2) NHK放送受信料の免除

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

- 下表に記載される対象要件を満たす世帯はNHK放送受信料が全額免除又は半額免除となります。

- 申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳
- ・ NHKお客様番号の分かるもの（領収書など）

【対象要件】

区 分	全額免除（世帯員に障がい者がいる場合）	半額免除（世帯主が障がい者の場合）
身 体 障 害 者	・ 身体障害者手帳を有する障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が視覚障害者又は聴覚障害者 ・ 世帯主で受信契約者が1級又は2級の身体障害者
知 的 障 害 者	・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者（A判定）と判定された方
精 神 障 害 者	・ 精神障害者保健福祉手帳を有する障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者

(3) N T T 無料番号案内

【問合せ先】 N T T ふれあい案内 Tel : 0120 (10) 4174
※最寄のN T T支店／営業所へ直接連絡又は郵送でも申し込みできます。

- 視覚障害1～6級、上肢障害・体幹障害・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害・移動機能障害）1, 2級の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方がN T Tの番号案内を利用する場合に利用料の免除を受けることができます。
※ 希望する場合は、事前にN T Tに届け出た上で番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることとなります。

(4) 郵便料金の免除

【問合せ先】 日本郵便(株)小牧郵便局（郵便部） Tel : 0570 (004) 186 Fax : 0144 (35) 0878

- 点字郵便物及び特定録音等郵便物に対し、郵便料金が無料扱いとなります。
(注) 点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限りません。

(5) 携帯電話料金の割引

【問合せ先】 各携帯電話会社

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を対象に割引サービスがあります。障がいの等級による制限はありません。

(6) 市のスポーツ施設利用料の免除

【問合せ先】 市スポーツ都市推進課 Tel : 0144 (34) 9601 Fax : 0144 (34) 7717

- 市の体育館やプール・スケートのスポーツ施設を障がい者が利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証を提示することにより、利用料金が無料となります。

(7) 市の美術博物館観覧料の免除

【問合せ先】 苫小牧市美術博物館 Tel : 0144 (35) 2550 Fax : 0144 (34) 0408

- 苫小牧市美術博物館を利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、障がい者本人及び介助者1名の観覧料（特別展を含む）が無料になります。

<各種選挙における郵便等投票>

【問合せ先】 苫小牧市選挙管理委員会 Tel : 0144 (32) 6764 Fax : 0144 (34) 7110

- 身体に重度の障がいがあり、投票所に行けない方は郵便等で投票ができます。
 - 郵便等による投票ができる方
 - ・ 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちの方で下表に掲げる対象要件に該当する方

対象障がい等	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢障害	1、2級	特別項症～第2項症	—
体幹障害			—
移動機能障害			—
心臓機能障害	1、3級	特別項症～第3項症	—
じん臓機能障害			—
呼吸器機能障害			—
ぼうこう又は直腸機能障害			—
小腸機能障害			—
免疫機能障害	1～3級	—	—
肝臓機能障害		特別項症～第3項症	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

- 申請手続
 - ・ 投票するには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、選挙管理委員会に申請してください。
- 代理記載制度が利用できる方
 - ・ 上記の郵便等投票をすることができる方で、下表に掲げる障がいに該当する方

対象障がい	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢障害	1級	特別項症～第2項症
視覚障害		

第 2 章



高齢者の福祉

1 介護保険について

(1) 目的（介護保険法第1条）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 介護保険の保険者

- 苫小牧市 <制度の運営主体> 苫小牧市福祉部介護福祉課
Tel : 0144 (32) 6340

(3) 介護保険の被保険者

- 第1号被保険者<被保険者> 65歳以上の方
<介護サービス> 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態や、家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態であると「認定」を受けた場合に介護サービスを利用できます。
<保険料> 各市町村の介護サービスの給付水準により条例で設定され、所得などに応じた保険料段階に分けられ、高齢（退職）・遺族・障害年金からの天引きや、納付書等で納めます。
- 第2号被保険者<被保険者> 40歳から64歳までの医療保険に加入している方
<介護サービス> 初老期認知症、脳血管疾患など加齢に伴う病気などの「特定疾病」によって日常生活の介護や支援が必要になり、「認定」を受けた場合に介護サービスを利用できます。
<保険料> 加入している医療保険の計算方法をもとに決められ、加入している医療保険料と一緒に納めます。

特定疾病（16種類の病気）

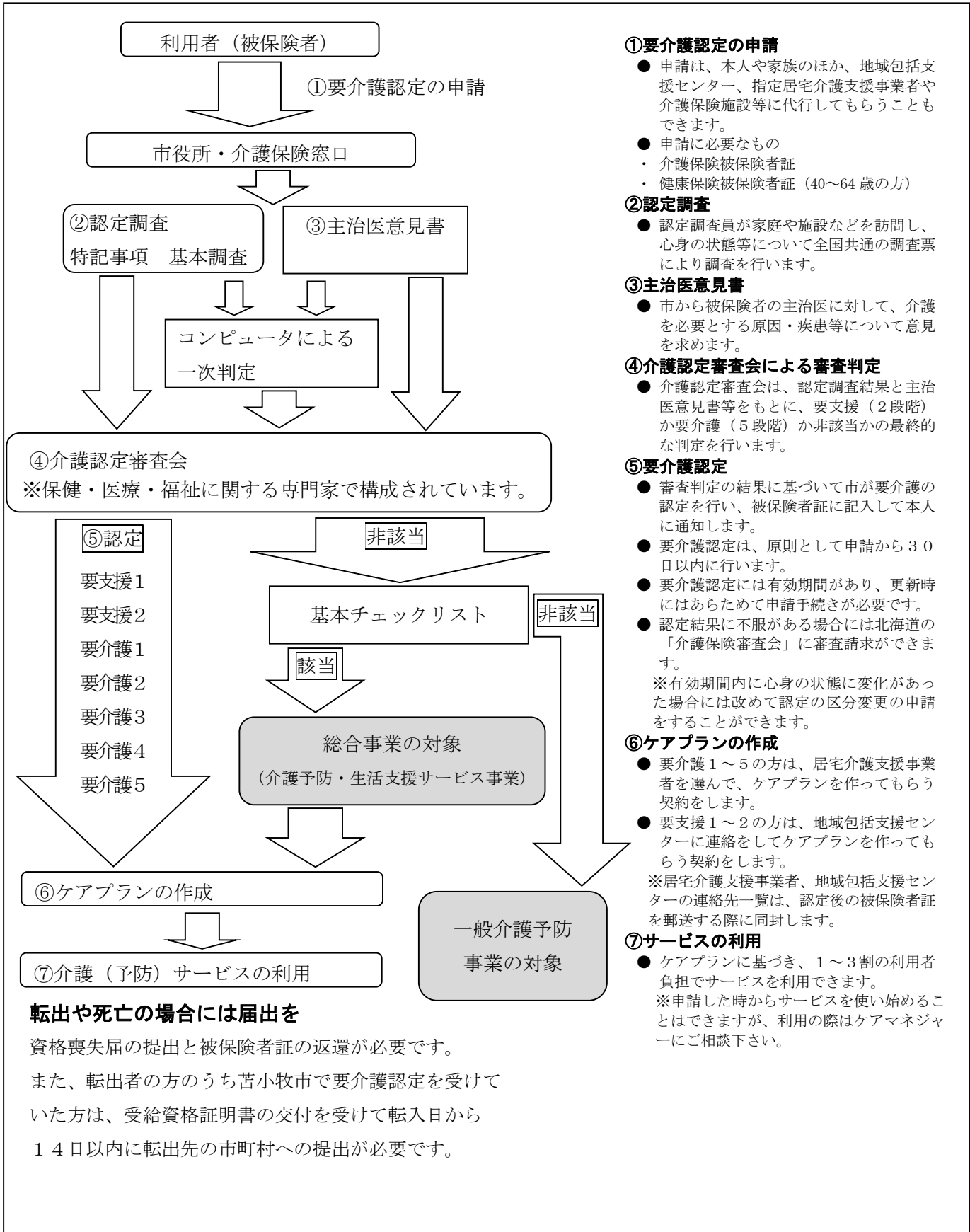
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・がん（※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・早老症・骨折を伴う骨粗しょう症・初老期における認知症・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病・閉塞性動脈硬化症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|

(4) サービスの利用を受けるには



【問合せ先】 市介護福祉課 (1階 15番窓口) Tel: 0144 (32) 6344 Fax: 0144 (31) 4526

介護保険サービスを受けるためには、市に要介護認定の申請をします。



①要介護認定の申請

- 申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。
- 申請に必要なもの
 - ・ 介護保険被保険者証
 - ・ 健康保険被保険者証 (40～64歳の方)

②認定調査

- 認定調査員が家庭や施設などを訪問し、心身の状態等について全国共通の調査票により調査を行います。

③主治医意見書

- 市から被保険者の主治医に対して、介護を必要とする原因・疾患等について意見を求めます。

④介護認定審査会による審査判定

- 介護認定審査会は、認定調査結果と主治医意見書等をもとに、要支援 (2段階) か要介護 (5段階) か非該当かの最終的な判定を行います。

⑤要介護認定

- 審査判定の結果に基づいて市が要介護の認定を行い、被保険者証に記入して本人に通知します。
- 要介護認定は、原則として申請から30日以内に行います。
- 要介護認定には有効期間があり、更新時にはあらかじめ申請手続きが必要です。
- 認定結果に不服がある場合には北海道の「介護保険審査会」に審査請求ができます。
※有効期間内に心身の状態に変化があった場合には改めて認定の区分変更の申請をすることができます。

⑥ケアプランの作成

- 要介護1～5の方は、居宅介護支援事業者を選んで、ケアプランを作ってもらい契約をします。
- 要支援1～2の方は、地域包括支援センターに連絡をしてケアプランを作ってもらい契約をします。
※居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの連絡先一覧は、認定後の被保険者証を郵送する際に同封します。

⑦サービスの利用

- ケアプランに基づき、1～3割の利用者負担でサービスを利用できます。
※申請した時からサービスを使い始めることはできますが、利用の際はケアマネジャーにご相談下さい。

転出や死亡の場合には届出を

資格喪失届の提出と被保険者証の返還が必要です。

また、転出者の方のうち苫小牧市で要介護認定を受けて

いた方は、受給資格証明書の交付を受けて転入日から

14日以内に転出先の市町村への提出が必要です。

(5) 介護保険で受けられるサービス

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526

■ 居宅サービス（介護予防を含む）

ア 在宅で受けられるサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や、調理・掃除・洗濯などの生活援助として支援を行います。

※要支援1又は要支援2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを利用できません。（58ページのオ①参照）

② 訪問看護

疾病を抱えている方について、訪問看護ステーションなどの看護師や、保健師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上のお世話や診療の補助を行います。

③ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

④ 訪問入浴介護

看護師などを含む入浴チームが、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴介助を行います。

⑤ 訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための機能回復訓練を行います。

イ 通所で受けられるサービス

① 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（通所介護施設）などに通い、食事・入浴の世話を受けたり日常動作の訓練、レクリエーションなどを行います。

※要支援1又は要支援2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できません。（59ページのオの②参照）

② 通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士の指導による機能回復のためのリハビリテーションを行います。

③ 短期入所介護（ショートステイ）

短期間施設に宿泊しながら、介護やリハビリテーションを受けることができます。ショートステイには、日常生活上の介護を受ける「生活介護」、医療のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類のサービスがあります。

ウ その他の居宅サービス

① 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、必要な介護サービスを受けることができます。

エ 地域密着型サービス

① 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の支援や訓練を提供する多機能なサービスです。

② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事・入浴・排せつなど日常生活の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

※「要支援1」の認定を受けた方は、認知症対応型共同生活介護サービスは受けられません。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

定員29人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の支援・機能訓練・健康管理及び療養上の支援を目的とする施設です。（新規入所は原則として要介護3以上となります。ただし、やむを得ない事情があれば特例として新規入所が認められる場合があります。）

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）

定員29人以下の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と、利用者・家族等からの随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

⑥ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模デイサービスセンター（通所介護施設）などに通い、食事・入浴の世話を受けたり、日常動作の訓練・レクリエーションなどを行います。

オ 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

- ・ 予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護や生活支援を行います。

- ・ 訪問型サービスA

生活支援サポーターが自宅を訪問し、日常生活上の支援を行います。入浴や排せつ等の身体介護は含まれません。

- ・ 訪問型サービスB

住民ボランティア等が自宅を訪問し、日常生活上の多様な困りごとに対する支援を行います。

② 通所型サービス

- ・ 予防通所介護相当サービス
入浴、食事介助や日常生活動作の訓練、レクリエーション等を行います。
- ・ 通所型サービスA
体操やレクリエーションなど3時間程度のサービスを提供します。入浴や食事はありません。

カ 福祉用具の貸与・購入・住宅の改修

① 福祉用具の貸与

※保険の対象となる福祉用具

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具を除く）
- ・ 自動排せつ処理装置（要介護4,5）★手すり（取付工事不要）
- ★スロープ（取付工事不要）
- ★歩行器
- ★歩行補助つえ

（注）要介護1と要支援1・2の方は、★以外の用具は原則として保険給付の対象となりませんが、一定の条件を満たした場合に対象となる場合がありますので、ケアマネジャーに相談してください。

② 特定福祉用具の購入費支給

※保険の対象となる福祉用具

- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具
- ・ 腰かけ便座
- ・ 自動排せつ処理装置の交換可能部品

（注）指定された事業所で購入した場に限ります。

③ 住宅改修費

※保険の対象となる改修

- ・ 手すりの取付
- ・ 引き戸等への扉の取替
- ・ 段差の解消
- ・ 洋式便器等への便器の取替
- ・ 床又は通路面の材料の変更
- ・ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

（注）事前に申請が必要です。

- 福祉用具購入費・住宅改修費は、利用者が費用の10割を支払った後で、市に申請して9～7割分を払い戻す制度ですが、一時的な支払が困難な方を対象に、経済的な負担を軽減するため、費用の1～3割で利用できる受領委任制度があります。
- 受領委任制度の利用につきましては、事業者により取扱いが異なりますので、事前に介護福祉課又は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等にお問い合わせください。
- 支給限度額は、福祉用具購入費が1年度につき10万円、住宅改修費が住所地（住民票に登録されている住所）の住宅につき20万円が上限で、うち1～3割が自己負担です。

■ 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。（新規入所は原則として要介護3以上となります。ただし、やむを得ない事情があれば特例として新規入所が認められる場合があります。）

市内の特別養護老人ホーム

- ・陽明園 ・樽前慈生園 ・緑樹園Ⅰ ・緑樹園Ⅱ ・緑陽園 ・アポロ園
- ・彩 ・陽だまりの樹 ・沼ノ端はくちょう苑

② 介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、医学管理下での介護、機能回復訓練、日常生活の介助などが受けられます。

市内の介護老人保健施設

- ・東胆振ケアセンター ・みどりの苑 ・ライフスプリング桜木
- ・苫小牧健樹園 ・ケアライフ王子 ・介護療養型老人保健施設かみや

③ 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

市内の介護医療院

- ・道央佐藤病院介護医療院 ・苫小牧澄川病院介護医療院 ・苫都病院介護医療院

(注)「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は、施設サービスは受けられません。

(6) サービスの利用額

① 居宅サービス（1か月あたりのサービス利用限度額）

要 介 護 度		利用限度額
要支援1	社会的支援を要する状態	50,320円
要支援2	社会的支援を要する状態	105,310円
要介護1	部分的な介護を要する状態	167,650円
要介護2	軽度の介護を要する状態	197,050円
要介護3	中程度の介護を要する状態	270,480円
要介護4	重度の介護を要する状態	309,380円
要介護5	最重度の介護を要する状態	362,170円

② 施設サービス

(1か月あたりのサービス平均利用額、自己負担割合1割の場合の利用者負担の目安)

施設種別	平均利用月額	利用者負担月額
特別養護老人ホーム	17.2～25.4万円	1.7～2.5万円程度
老人保健施設	23.6～30.1万円	2.4～3.0万円程度
介護医療院	24.8～40.9万円	2.5～4.1万円程度

※ このほか、別に食費・居住費などの負担があります。

- 入所できるのは要介護1～5の方です。要支援1・2の方は入所できません。
- 利用者負担月額はサービス費用の目安です。

(7) サービスの自己負担

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526

- 介護保険のサービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が自己負担となります。施設に入所した場合には、費用の1～3割のほかに食費・居住費なども自己負担となります。
- 利用者の負担が重くなりすぎないように、自己負担額には上限が設けられています。
 - ※ 食費・居住費については、低所得の方に対する軽減制度があり、利用者負担段階に応じて、負担限度額が設けられています。預貯金額等の条件があります。
- 世帯内で1か月のサービスにかかる利用者負担額（月額）が次表の上限額を超えたとき、市に申請すると上限を超えて支払った分が、高額介護サービス費として払い戻されます。また一時的に支払いが困難な方を対象に、施設に自己負担上限額を支払う受領委任制度があります。
 - ※ 受領委任制度の利用につきましては、事業者により取扱いが異なりますので、事前に介護福祉課にお問い合わせください。

区 分		利用者負担上限額
・生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者		個人 15,000円
世帯全員が市民税非課税の方		世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金の受給者 		個人 15,000円
・世帯のどなたかが市町村民税課税の方		世帯 44,400円
・現役並み所得 相当の世帯の方	・課税所得145万円以上380万円未満	世帯 93,000円
	・課税所得380万円以上690万円未満	世帯 140,100円
	・課税所得690万円以上	世帯 140,100円

ア 高額医療合算介護（予防）サービス費

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526
市保険年金課給付係（1階） Tel：0144（32）6425 Fax：0144（35）5266

- 医療と介護の自己負担額を更に軽減します。
 - 同一世帯内で1年間の医療費と介護サービス費の両方の負担が次ページの限度額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。
- 対象となる世帯
 - 同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算した額が高額であり、自己負担限度額を500円以上超える場合に支給されます。給付額は医療保険、介護保険双方で按分し、それぞれの保険から支給されます。
 - ※加入している医療保険に申請が必要です。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額/8月～翌年7月)

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	医療保険 + 介護保険 (70歳未満の方)	所得区分	医療保険(70～74歳の方) 後期高齢者医療制度(75歳以上の方) + 介護保険
901万円超	212万円	現役並み 所得者	課税所得690万円以上 212万円 課税所得380万円以上 141万円 課税所得145万円以上 67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般(市町村住民税課税世帯)	56万円
210万円超600万円以下	67万円	市町村住民税 非課税世帯	区分Ⅱ 31万円
210万円以下	60万円		区分Ⅰ(所得が一定以下) 19万円
市町村住民税非課税世帯	34万円		

※ 区分Ⅰの世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ※ 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

イ 低所得者に対する軽減措置

【問合せ先】 市介護福祉課(1階15番窓口) Tel: 0144(32)6342 Fax: 0144(31)4526

① 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度

＜対象＞ 社会福祉法人の指定事業所が提供する訪問介護(予防訪問介護相当サービス)、通所介護(予防通所介護相当サービス)、短期入所生活介護(予防)、認知症対応型通所介護(予防)、小規模多機能型居宅介護(予防)、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、特別養護老人ホームのサービスを利用し、一定の条件にあてはまる方は、申請により利用者負担額が軽減されます。

※年間収入や預貯金額等の条件があります。

＜内容＞ 利用者負担額、食費、部屋代の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
生活保護受給者は個室の部屋代のみ全額。

② 民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

＜対象＞ 社会福祉法人以外の指定事業所が提供する訪問介護(予防訪問介護相当サービス)、通所介護(予防通所介護相当サービス)、短期入所生活介護(予防)のサービスを利用し、一定の条件にあてはまる方は、申請により利用者負担額が軽減されます。

※年間収入や預貯金額等の条件があります。

＜内容＞ 利用者負担額、食費、部屋代の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額。

③ 特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の軽減

＜対象＞ 介護保険施行前から特別養護老人ホームに入所していて、引き続きその施設に入所している方。

＜内容＞ 利用者負担が介護保険施行前の費用徴収額を上回らないように軽減します。

(8) おむつ代の医療費控除証明書について

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6344 Fax：0144（31）4526

- 確定申告でおむつ代の医療費控除の手続をする場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書を使うことができます。
次の①と②両方の条件を満たす方が対象となります。

<対 象>

- ① 要介護認定・要支援認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 - ② 要介護認定・要支援認定に係る主治医意見書に、証明に必要な内容が記載されている方
- （注）対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

(9) 要介護認定者・要支援認定者の所得税・市道民税障害者控除について

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6344 Fax：0144（31）4526

- 要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方で、市の認定基準により障がい者に準ずるとして認定された場合、所得税、市道民税の障害者控除の対象となる認定書を交付します。
（過年分の認定書も交付できます。）

<対 象>

- 要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方
「障害者控除対象者認定書」は障害者認定をするものではありません。
（注）対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

(10) 地域包括支援センター

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6347 Fax：0144（31）4526

名称・電話番号	担当地区
西地域包括支援センター Tel：(61) 7600/Fax：(61) 7401	字樽前、字錦岡、澄川町、青雲町、ときわ町、のぞみ町、美原町 宮前町、明德町、もえぎ町、北星町、錦西町
しらかば地域包括支援センター Tel：(71) 5225/Fax：(71) 5230	柏木町、川沿町、桜坂町、しらかば町、日新町、はまなす町 宮の森町、字糸井（287～446番地）
山手地域包括支援センター Tel：(71) 5565/Fax：(71) 5580	有珠の沢町、啓北町、桜木町、豊川町、花園町、北光町、松風町 見山町、山手町、字高丘（55・56・60番地）
南地域包括支援センター Tel：(71) 5005/Fax：(71) 5001	字糸井（287～446番地を除く）、青葉町、有明町、永福町 小糸井町、光洋町、白金町、新富町、大成町、浜町、日吉町、元町 矢代町、弥生町

名称・電話番号	担当地区
中央地域包括支援センター Tel : (36) 3712/Fax : (37) 0355	旭町、一本松町、入船町、王子町、大町、表町、春日町、木場町 寿町、幸町、栄町、汐見町、清水町、新中野町、末広町、高砂町 錦町、晴海町、船見町、本町、本幸町、緑町、港町、元中野町 若草町
明野地域包括支援センター Tel : (53) 4165/Fax : (53) 4166	明野新町、字高丘（55・56・60番地を除く）、字丸山、泉町 音羽町、三光町、新明町、住吉町、日の出町、双葉町、美園町、柳町
東地域包括支援センター Tel : (52) 1155/Fax : (52) 1177	明野元町、あけぼの町、字植苗、字柏原、ウトナイ北、ウトナイ南 字沼ノ端、字美沢、字勇払、新開町、拓勇西町、拓勇東町、東開町 沼ノ端中央、北栄町

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。

① 介護予防ケアマネジメント

- ・ 予防給付の介護予防ケアマネジメント
要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成を行います。
- ・ 地域支援事業の介護予防ケアマネジメント

② 総合相談・支援

介護保険以外のサービスや地域資源の紹介、家族介護者に対して情報提供や技術支援等の総合的な相談支援を行います。

③ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護・虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

④ 地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

⑤ 地域ケア会議の開催

地域における生活課題の検討や必要な社会資源の把握、ネットワークの充実等を目的とした会議を行います。

(11) 医療と介護に関する相談窓口

【問合せ先】とまこまい医療介護連携センター Tel : 0144 (37) 0177 Fax : 0144 (37) 0178

地域の医療と介護のスムーズな連携を実現するため、様々な支援を行います。

① 医療や介護に関する相談支援

訪問診療してくれる医療機関の情報提供や、通院困難な方の療養生活などに関する相談対応を行います。

② 医療・介護サービス提供機関の紹介

地域の医療機関や訪問診療医、介護事業所などの住所や連絡先、受けられるサービスなどについて、情報提供を行います。

③ 医療と介護の専門職への支援

医療・介護関係者の連携を促進するための多職種研修会や人材育成に関する研修会を行います。

(12) 地域支援事業

ア 介護予防事業

【問合せ先】 ①、②、⑤ 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6347 Fax：0144（31）4526
③ 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141
④ 62～63ページ記載の各地域包括支援センター

① げんき倶楽部

- ・ 対象：65歳以上の方で、外出の頻度が少なく心身の機能低下に不安のある方
- ・ 内容：体操やレクリエーション、健康講話などを行っています。

② 講演会、出前講座等

- ・ 対象：65歳以上の方
- ・ 内容：介護予防を中心とした気軽に参加できる講演等を開催しています。

③ 介護支援いきいきポイント事業

- ・ 対象：40歳以上でボランティア活動に支障のない方
- ・ 内容：介護支援ボランティアに参加し、実績に応じてポイントが貯まり、換金することができます。事前に研修受講と登録が必要です。

④ 地域介護予防教室

- ・ 対象：65歳以上の方
- ・ 内容：運動や健康講話、レクリエーションなどを行っています。

⑤ シルバーリハビリ体操指導士養成講座

- ・ 対象：20歳以上の方
- ・ 内容：シルバーリハビリ体操を学び、指導士になる講座です。

イ 任意事業

① 在宅高齢者給食サービス

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- ・ 対象：65歳以上のひとり暮らし又は夫婦世帯の方で、心身状況及び生活環境等の理由で調理が困難と認められる方
- ・ 内容：日曜日を除く毎日夕食をお届けします。
- ・ 費用：1食 400円

2 高齢者の保健福祉サービス（介護保険制度以外のサービス）

(1) 施設サービス



① 養護老人ホーム（市が入居者を決定する施設です。）

【問合せ先】	市総合福祉課（1階13番窓口）	Tel：0144（32）6345	Fax：0144（32）6098
	社会福祉法人緑陽会 苫小牧静和荘	Tel：0144（74）3338	Fax：0144（74）3352

- ＜対象＞ 環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な65歳以上の方
- ＜状態＞ 自分で身の回りのことを、おおよそできる方
- ＜内容＞ 生活の場として食事や入浴などの日常生活に必要なサービスを提供します。
- ＜費用＞ 入所者本人及び扶養義務者の収入に応じた一部負担があります。

② 経過的軽費老人ホーム（本人と施設との契約により入所する施設です。）

【問合せ及び申込み先】

社会福祉法人山手の里 アドーンズ園	Tel：0144（72）9222	Fax：0144（72）9230
社会福祉法人苫小牧慈光会 樽前慈光園	Tel：0144（67）4467	Fax：0144（67）5503

- ＜対象＞ 家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅での生活が困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方の方が60歳以上）の方
- ＜状態＞ 健康で日常生活に他人の手助けがなくても自立して生活できる方
- ＜内容＞ 生活の場として日常的なサービスや必要な身の回りのお世話などを行います。
- ＜費用＞ 本人の収入に応じて異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

③ ケアハウス（本人と施設との契約により入所する施設です。）

【問合せ及び申込み先】

社会福祉法人緑星の里 ナイスデイやなぎ	Tel：0144（51）6111	Fax：0144（51）6112
社会福祉法人榆 ケアハウス青葉	Tel：0144（76）2000	Fax：0144（76）0020
社会福祉法人陽樹会 ケアハウス陽だまりの樹	Tel：0144（38）2811	Fax：0144（38）2812
社会福祉法人ふれんど ケアハウスはぁ～と	Tel：0144（61）5756	Fax：0144（67）9810
社会福祉法人双樹会 ケアハウス恵みの里	Tel：0144（71）1601	Fax：0144（75）7410
社会福祉法人緑陽会 ケアハウスリバーサイド	Tel：0144（74）5599	Fax：0144（74）3390

- ＜対象＞ 身体機能の低下等が認められ、居宅での生活が困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方の方が60歳以上）の方、また「ケアハウスはぁ～と」と「ケアハウス恵みの里」については一般型特定施設のため、要支援認定又は要介護認定を受けている方も入居できます。
- ＜状態＞ 日常生活は自立しているが、独立して生活するには身体上不安がある方
- ＜内容＞ 生活の場として食事や、入浴などの日常的なサービスを提供するほか、介護認定によっては外部の介護保険サービスを利用することができます。
- ＜費用＞ 本人の収入に応じて異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

④ 高齢者福祉センター

【問合せ先】 高齢者福祉センター Tel : 0144 (34) 5897 Fax : 0144 (34) 5899
開館時間 : 9時～17時 休館日 : 年末年始

- 娯楽室、和（茶）室、多目的ホール、図書コーナーなどを備え、囲碁、将棋などを楽しんでいただける高齢者の憩いの場です。また、華道、舞踊、陶芸、書道、茶道など各種活動も行われています。

(2) 在宅生活支援サービス

① 日常生活用具の給付

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- <対象> 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし等の高齢者
- <内容> 卓上電磁調理器とそれに対応する調理器具を給付します。
- <費用> 収入に応じた費用負担があります。

② 緊急通報システムの設置

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 急病や事故などの緊急時に、緊急ボタンやペンダントを押すことで消防署へ自動的に通報できる装置を貸与します。

緊急時の通報のほか、24時間体制で看護師による健康相談ができます。また、月に1回コールセンターから安否確認電話が入ります。

- <対象> 65歳以上のひとり暮らしの方又はこれに準ずる世帯の方で、緊急時の通報が困難であると認められる方（65歳未満で身体障害者手帳をお持ちの方については44ページをご参照ください。）
- <費用> 工事費および利用料は無料です。
※ 通話料は自己負担です。
- <その他> ※ ご利用には、固定電話の回線を所有していることが必要です。
※ 緊急時に利用者の自宅に駆けつけることができる協力員が原則2人必要です。

③ ふれあいコール

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- ひとり暮らし等で日常の安否が気遣われる方に、専門の相談員が定期的に電話をかけて安否の確認や声掛けを行います。

④ 在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニングサービス

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel : 0144 (32) 6342 Fax : 0144 (31) 4526

- <対象> 在宅で常時寝たきりの高齢者
- <内容> 年2回を限度に寝具のクリーニングに利用できる助成券を給付します。
- <費用> 利用料金の10%の費用負担があります。（生活保護世帯は無料）

⑤ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつの給付

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526

- <対象> ① 要介護4又は5の認定を受けている方
② 要介護2又は3の認定を受けており、常時寝たきり状態又は重度の認知症状のある方
- <内容> 市と契約を結んだ業者が介護する方の自宅まで紙おむつを配達します。
- <費用> 利用料金の10%の費用負担があります。所得等により自己負担が免除される場合があります。

⑥ 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel：0144（32）6345 Fax：0144（32）6098

- 在宅の高齢者等で、寝たきり等のために外出が困難な方に対し、訪問理美容サービスの訪問料金・カット料金の一部(2,000円)を補助します。
- <対象> ① 要介護4又は要介護5と認定された方
② 要介護2又は3と認定され、常時寝たきりの状態又は認知症状のある方
※ 施設に入所されている方は対象となりません。
- <内容> 市が発行する助成券にて、訪問料金とカット料金のうち、2,000円を補助します。
(助成券は年間4枚を上限としてお送りします。)
北海道理容生活衛生同業組合又は苫小牧美容協会が理容師又は美容師をご自宅に派遣し、施術します。
- ※1 デイサービスや短期入所先での施術は対象外となります。
 - ※2 差額分及びパーマ等カット以外の料金は自己負担となります。

⑦ 車いす、福祉車両の貸出し

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 通院、介護など一時的に車いす、福祉車両を必要とする方に無料で貸出を行っています。

⑧ 愛の一声運動

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- ひとり暮らしなど、周りと交流が少ない等の理由で、安否確認が必要と認められる65歳以上の方に、民生委員児童委員と乳酸菌飲料販売員の協力により乳酸菌飲料を配布し、声かけ等をして安否確認を行っています。
※ 隣近所に親族が居住されている方、他のサービスで安否が確認できる方については、対象外とさせていただきます。

⑨ 在宅介護者の集い

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 在宅で介護をしている家族の方を対象に、毎日の介護から離れ懇談・交流や研修等を通して心身のリフレッシュを図っていただき在宅介護を支援することを目的に開催しております。

⑩ 救急医療情報キットの配布

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel：0144（32）6345 Fax：0144（32）6098

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等を対象に、救急車を要請した際に、迅速な救急活動につなげることを目的として、かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先などの情報を保管する筒やシールなどを配布しています。

(3) 保健サービス

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6410 Fax：0144（32）4322

- 生活習慣病の予防、心身機能や健康の維持増進のための保健サービスを提供しています。

① 健康教育

生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、公共施設や町内会館、職場などを会場に医師・保健師等による講演・健康教室を開催しています。

② 健康相談

保健師や管理栄養士等が、心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行っています。

③ 検診事業

- がん検診、肝炎ウイルス検診

職場で受診する機会のない市民を対象として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肝炎ウイルスの検診を市内医療機関や公共施設、町内会館等で行っています。

がん検診実施機関

- ・ 市内医療機関、市保健センター
- ・ 北海道対がん協会 札幌がん検診センター

- 歯周病検診

満40歳、50歳、60歳、70歳の方へ受診券を発送し、歯科検診の助成を行っています。

④ 訪問指導

保健師や管理栄養士が家庭を訪問し、生活習慣病の予防や健康に関する助言を行っています。

(4) 健康づくり・生きがいくり事業

① バス料金の助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
勇払出張所	Tel : 0144 (56) 0003	Fax : 0144 (56) 0943
のぞみ出張所	Tel : 0144 (67) 0464	Fax : 0144 (67) 0471
沼ノ端出張所	Tel : 0144 (55) 0979	Fax : 0144 (51) 2062
豊川証明取扱所	Tel : 0144 (72) 2444	Fax : 0144 (71) 1459
住吉証明取扱所	Tel : 0144 (34) 6188	Fax : 0144 (31) 2236
駅前証明取扱所 (ふれんどビル「テナント棟」3階)	Tel : 0144 (38) 0088	Fax : 0144 (38) 0089
沼ノ端コミュニティセンター(フリーパスのみ取扱い)	Tel : 0144 (57) 5560	Fax : 0144 (57) 5791

● 高齢者優待乗車証の交付

- ・ 70歳以上の方に(株)道南バスの市内路線を1乗車ごと1000円の乗車料金でご利用いただける「高齢者優待乗車証」を交付しています。
- ・ 交付申請は上記問合せ先で受け付けています。保険証等、氏名と生年月日の確認できるものをご持参ください。

● 高齢者フリーパスの販売

- ・ 高齢者優待乗車証をお持ちの方に、期限内に課金なく(株)道南バス市内路線にご乗車いただける高齢者フリーパスを販売しています。期限の種類は、1か月分・2か月分・3か月分・6か月分からお選びいただけます。

- ・ 料金 1か月あたり 2,000円

※ 高齢者優待乗車証・高齢者フリーパスのどちらも、郊外線・市外区間と都市間高速バスはご利用になれません。

② 老人クラブ等への助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
老人クラブ連合会 (市民活動センター内)	Tel : 0144 (32) 7111	Fax : 0144 (34) 8141

高齢者の健康で充実した生活の実現をめざし、市内各老人クラブ及び苫小牧市老人クラブ連合会に対し、運営費等を助成しています。

● 老人オリンピック

高齢者の交流と健康づくりを目的に老人クラブ連合会が主体となって苫小牧市総合体育館を会場に開催しています。

● 老人演芸大会

高齢者の文化発表と交流を深める場として、老人クラブ連合会が主体となって市民会館を会場に開催しています。

③ 町内会等への助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
-------------------------	----------------------	----------------------

● 高齢者支援事業助成金

町内会等が実施する高齢者支援に関する事業に対し、活動費等を助成しています。

④ シルバー人材センター

【問合せ先】 シルバー人材センター（労働福祉センター内）

Tel：0144（35）1700 Fax：0144（35）1020

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方、又は地域貢献活動を通し、自己の能力を活用し生きがいの充実や社会参加を希望される方々の会員登録制度です。

※会費年額：1,800円（初年度は入会月により変動 450円～1,800円）

（夫婦会員割あり）

⑤ スポーツ活動

【問合せ先】 市スポーツ都市推進課 Tel：0144（34）9601 Fax：0144（34）7717

- 高齢者の健康の保持増進、体力向上を図るとともに生涯スポーツへの動機づけとするために、ストレッチや軽スポーツなどの健康教室やウォーキング事業を行っています。
- 70歳以上の方が市の体育館やプール・スケートの施設を個人で利用する場合、利用時に市内路線バス高齢者優待乗車証またはスポーツ施設等の公共施設にて発行される各種高齢者無料利用券を提示することにより、利用料金が無料となります。また、無料利用券をお持ちでない方は、交付いたしますので申請時に保険証等年齢の確認出来るものをお持ちください。

(5) 敬老事業

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel：0144（32）6345 Fax：0144（32）6098

- 敬老祝金及び敬老祝品の贈呈

苫小牧市から以下の方に敬老祝金及び敬老祝品を贈呈します。

対象者	品目	基準日	贈呈時期	備考
満88歳の方	祝金	8月31日	9月中旬 (老人週間)	民生委員等がお届けします
満100歳の方	祝品	9月15日		市職員がお届けします

(6) 生活の保障について

① 老齢基礎年金



【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel：0144（37）3500

- 保険料を納めた期間などの受給資格期間が、10年以上ある人が65歳になったときから受け取ることができる年金です。

② 老齢福祉年金

【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel : 0144 (37) 3500

- 国民年金制度が発足した当時、すでに高齢になっていた人に支給されます。ただし、本人や配偶者等に一定額以上の所得があるとき、又は他の公的年金を受給している場合等は、支給が制限されます。

<対 象> 明治44年4月1日までに生まれた人

明治44年4月2日～大正5年4月1日に生まれた人で一定の保険料納付済み期間等のある人

・支給額 年額 406,100円

③ 在日外国人福祉手当の支給について

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口) Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で老齢を事由とした公的年金等を受給していない方が受けられます。

・支給額 月額 10,000円

④ 生活福祉資金貸付制度 ~詳細は95ページへ

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144(34)8141

(7) 健康と医療の保障について

① 健康保険

- 後期高齢者医療制度



【問合せ先】 市保険年金課 (1階) Tel : 0144 (32) 6418 Fax : 0144 (35) 5266

<対 象> ・ 75歳以上の方

・ 65歳～74歳で一定の障がい (※) のある方

(※) 該当になる障がいの程度

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・ 国民年金などの障害年金1、2級を受給 | ・ 身体障害者手帳1～3級、4級の一部 |
| ・ 療育手帳A (重度) | ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級 |

② 高齢者健康相談

【問合せ先】 高齢者福祉センター Tel : 0144 (34) 5897 Fax : 0144 (34) 5899
開館時間 : 9時～17時 休館日 : 年末年始

- 健康上の相談・指導を受けたい方は、高齢者福祉センターに相談室がありますのでご利用ください。

(8) 税の控除

【問合せ先】・所得税

苫小牧税務署

Tel : 0144 (32) 3165

※音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苫小牧税務署に御用の方は「2」をお選びください。

・住民税

市市民税課市民税係 (2階・32番窓口)

Tel : 0144 (32) 6253

6254

Fax : 0144 (36) 7108

- 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方となります。

70歳以上の方を扶養している方が控除を受けられる場合

種類 (一人につき)	納税義務者の合計所得金額	所得税の控除額	住民税の控除額
老人配偶者控除	900万円以下	480,000円	380,000円
	900万円超950万円以下	320,000円	260,000円
	950万円超1,000万円以下	160,000円	130,000円
	1,000万円超	0円	0円
老人扶養控除		480,000円	380,000円
同居老親等扶養控除		580,000円	450,000円

※ 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税者本人又はその配偶者のいずれかと常に同居している方が対象となります。

※ 老人ホーム等へ入居している場合は、同居を常としているとはいえません。

※ 合計所得金額が、48万超133万円以下の配偶者を扶養している方は、「配偶者特別控除」を受けられる場合があります。

(9) 高齢運転者等専用駐車区間制度

【問合せ先】 苫小牧警察署交通第一課規制係 Tel : 0144 (35) 0110 (内線 415・427)

- 高齢者、身体の不自由な方、妊娠している方などの特定の条件を満たした方が専用駐車区間に駐車できる制度です。

苫小牧市内には専用駐車区間は設けられておりませんが、現在道内に23箇所71台分の駐車スペースが設けられており、標識で駐車区間が定められています。

<申請対象者> (普通自動車の運転ができる免許を受けた下記の方)

- ・ 70歳以上の運転者
- ・ 身体障がい者マークの対象者
 - ※ 身体障がい者マークの対象者とは、肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている方
- ・ 聴覚障がい者マークの対象者
 - ※ 聴覚障がい者マークの対象者とは、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシ

ベルの警報器の音が聞こえない程度の聴覚がいのあることを理由に免許に条件が付されている方

- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

< 標章の使用方法 >

- ・ 標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。
- ・ 標章に登録（車両）番号が記載されている、普通自動車のみ駐車できます。
- ・ 標章は、駐車している間フロントガラスの内側の見えやすい箇所に表面が前方から見えやすいように掲示してください。

< 駐車の方法 >

- ・ 駐車方法が路面に白線で表示されているときは、その内側に駐車してください。

< 注 意 >

- ・ 標章の譲渡や貸与はできません。
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方は、出産から 8 週間を過ぎると標章を使用することができなくなりますので、速やかに返納してください。

< 申請に必要なもの >

- ・ 標章申請書
- ・ 運転免許証（原本）
- ・ 自動車検査証（写し可）
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方は、妊娠の事実又は出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）（原本）

第 3 章



母子・父子・児童の福祉

1 相談業務について

(1) 家庭児童相談

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 18歳未満の子どもに関する養育、障がい、非行、しつけなどさまざまな問題について相談を受け、指導・助言を行っています。また、子どもの虐待相談や通報も受けています。
- 子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変えることで、より良い親子関係を築くための子育て支援プログラムが学べる「子育て支援講座」を開催しています。

(2) ひとり親家庭相談

【問合せ先】 市こども支援課（1階・17番窓口）
Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 母子家庭や父子家庭、寡婦に関する生活上の問題などの相談に応じ、自立に必要な指導・助言を行っています。

(3) DV・女性相談

【問合せ先】 苫小牧市配偶者暴力相談支援センター
Tel：0144（84）8985 Fax：0144（34）7110

- DV被害を受けた方への支援や各種専門機関の紹介などを行います。女性の困りごとの相談も受け付けています。

(4) とまこまい子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」

【問合せ先】 市青少年課 Tel：0144（32）6759 Fax：0144（32）5578

- 39歳までの子ども・若者、その家族と関係者から幅広い分野にまたがる子ども・若者が抱える課題への相談に対し、一次的な受け皿になり、庁内または適切な支援機関におつなぎいたします。

問合せ先

- ① 窓口相談⇒苫小牧市青少年課（1階16番窓口）
- ② 電話相談⇒TEL 0144-32-6759、FAX 0144-32-5578
- ③ WEB相談 ⇒



※①②：平日の8：45～17：15まで

※③：24時間受け付けています

2 児童の援護について



(1) 乳幼児の保育

【問合せ先】 市こども育成課（1階・18番窓口） Tel: 0144 (32) 6378 Fax: 0144 (32) 5578

ア 保育所・認定こども園・小規模保育施設

- 保護者の就労や病気などにより、日々の保育を必要とする乳幼児のために、市内には14園の認可保育所、19園の認定こども園及び13園の小規模保育施設を開設しています。また、心身に障がいをもつ乳幼児も通常保育の範囲で保育を受けることができます。

なお、休日や一時的に保育を必要とする場合などに特別保育を実施している園もあります。

<休日保育>

認可保育所、認定こども園（保育認定のみ）及び小規模保育施設のいずれかに通園し、休日も就労などにより保育を必要とする4月1日時点で1歳児クラス又は3歳児クラス以上の幼児を対象に実施しています。

うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	TEL 82-8161	1歳以上児クラス
たいせい保育園	大成町1丁目14番26号	TEL 72-9257	3歳以上児クラス
みその保育園	美園町4丁目26番10号	TEL 34-4339	1歳以上児クラス

<一時保育>

短時間の就労や保護者の病気などにより、一時的に保育を必要とする満1歳以上の幼児を対象に実施しています。（ただし、授乳の必要がなく離乳食が完了したお子さんに限ります。）

あけの保育園	明野新町5丁目13番30号	TEL 57-3543	Fax 57-3543
うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	TEL 82-8161	Fax 82-8162
錦岡保育園	宮前町2丁目28番15号	TEL 67-0033	Fax 67-8645
幼稚舎あいか	柳町4丁目9番17号	TEL 53-0021	Fax 53-0022
みその保育園	美園町4丁目26番10号	TEL 34-4339	Fax 84-3990
苦小牧ふたば幼稚園	王子町1丁目2番18号	TEL 34-6250	Fax 34-6300

イ 子育てルーム

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放を行っています。

あけの保育園子育てルーム	明野新町5丁目13番30号	TEL 57-3576 Fax 57-3543
錦岡保育園子育てルーム	宮前町2丁目28番15号	TEL 68-6655 Fax 67-8645
沼ノ端おひさま保育園子育てルーム	沼ノ端中央4丁目12番27号	TEL 55-0705 Fax 55-0655
みその保育園子育てルーム	美園町4丁目26番10号	TEL 090-1524-1813 Fax 84-3990

<子育て相談> 月曜～金曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間>

- ・あけの保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時30分～12時00分、13時30分～16時00分

- ・錦岡保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～12時00分、13時30分～15時30分

- ・沼ノ端おひさま保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～11時30分、13時00分～15時30分

- ・みその保育園子育てルーム

月曜～金曜 10時00分～15時00分 ※水曜のみ14時までの場合あり

<休館日> 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 子育て支援センター

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放、子育てサークルルームの貸し出しを行っています。

とまこまい子育て支援センター	本幸町1丁目2番21号	Tel 33-4751
	苫小牧市教育・福祉センター2F	Fax 33-4755

<子育て相談> 月曜～土曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間> 月曜～土曜 9時30分～16時00分

<子育てサークルルーム貸し出し> 月曜～土曜 9時30分～16時00分

(利用希望日の3日前までに要予約)

<休館日> 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

エ 子ども・子育て相談ナビ(利用者支援相談窓口)

- 子育て実践中の保護者や妊娠している方など誰もが利用できる、子育てに関する総合窓口です。利用者支援員が常駐していますので、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口	「子ども・子育て相談ナビ」	
	こども育成課 総務係 (市役所1階 18番窓口)	とまこまい子育て支援センター (教育・福祉センター 2階)
面談による	9:00～17:00 (月～金)	9:00～16:00 (月～金)
電話による	0144 (32) 6224	0144 (33) 4751
メールによる	kodomoiikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp	

※ 土・日曜日、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

(2) 児童の施設入所時の相談

【問合せ先】	市こども相談課 (苫小牧市こども相談センター内)
	Tel: 0144 (32) 6369 Fax: 0144 (32) 4777
	北海道室蘭児童相談所苫小牧分室
	Tel: 0144 (61) 1882 Fax: 0144 (61) 1892

- 家庭で養育できない事情にある児童のために、次のようなところがあります。
いずれも、入所等は児童相談所の決定によります。
- ①乳 児 院：乳児を入院させて養育し、あわせて、退院した者について援助を行う施設です。
- ②児 童 養 護 施 設：乳児を除く原則として満18歳未満の、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて、退所した者に対する援助を行う施設です。
- ③障害児入所施設：障がいのある児童を入所させて支援を行う施設です。
- ④児童心理治療施設：家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、社会生活に適応するために必要な心理治療や生活指導を主として行い、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑤児童自立支援施設：不良行為をしたり、又はそのおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑥自立援助ホーム：義務教育を終了した満20歳未満の者（大学等に在籍中の者は満22歳に達した後の年度末まで）に対して、共同生活を行う住居を用意し、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、あわせて、退所者に対する援助を行う事業です。
- ⑦里 親 制 度：さまざまな事情で、家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、暖かい愛情を持って養育してくださる方（所定の要件を満たす必要があります。）を、北海道が里親として認定・登録し、子どもの養育をお願いする制度です。

(3) 児童センター

【問合せ先】 市青少年課 Tel：0144（32）6759 Fax：0144（32）5578
又は各児童センター

- 遊びや運動を通して豊かな心と体を育てる施設です。

児童センター名	住所	電話番号 FAX 番号	利用時間	
			乳幼児	児童
住吉児童センター	住吉町2丁目5番17号	36-1448 同 上	9:00~12:00	13:00~17:00（注1 21:00） （土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00）
大成児童センター	大成町1丁目11番21号	75-1841 72-6716	9:00~17:00	13:00~17:00（注1 21:00） （土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00）
日新児童センター	日新町3丁目6番15号	76-6655 同 上	9:00~12:00	13:00~17:00（注1 21:00） （土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00）
沼ノ端児童センター	沼ノ端中央4丁目10番34号	57-6601 同 上	9:00~14:00	13:00~17:00（注1 21:00） （土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00）
あさひ児童センター	旭町2丁目3番24号	35-6393 同 上	9:00~17:00	13:00~17:00（注1 21:00） （土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00）

錦岡児童センター	宮前町2丁目29番20号	82-7371 同上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
北栄児童センター	北栄町3丁目3番3号	82-7069 57-8889	9:00~17:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)

- ・ 活動の主体は児童（小・中学生）ですが、日時を限定して高校生や児童が学校へ行っている間は乳幼児（保護者同伴）にも施設を開放しています。
- ・ 乳幼児の利用は、児童センターの休館日の他、土曜日、春・夏・冬休み、学校休校日もお休みになります。ただし、錦岡（土曜日以外）、大成、あさひ、北栄は通年で標記の時間に利用できます。

注1 中学生は18:00まで、高校生は21:00まで利用可能です。

(週2回、児童センターごとに利用可能日は異なります。)

<利用対象者・方法>

- 乳幼児（保護者同伴）、小・中学生、高校生

※ 事前に利用登録が必要です。詳しくは児童センターまでお尋ねください。

<休 館 日>

- 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 放課後児童クラブ

【問合せ先】 市青少年課 Tel : 0144 (32) 6759 Fax : 0144 (32) 5578
--

- 苫小牧市放課後児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

名 称	実施場所	名 称	実施場所
苫小牧西児童クラブ	苫小牧西小	豊川児童クラブ	豊川小
勇払児童クラブ	勇払小	錦岡児童クラブ	錦岡小
沼ノ端児童クラブ	沼ノ端小	泉野児童クラブ	泉野小
若草児童クラブ	若草小	明野児童クラブ	明野小
北光児童クラブ	・北光小 ・花園町4丁目 13番16号の施設	拓勇児童クラブ	拓勇小
緑児童クラブ	緑小	ウトナイ児童クラブ	ウトナイ小
大成児童クラブ	大成小	拓進児童クラブ	拓進小
清水児童クラブ	清水小	日新児童センター児童クラブ	日新児童センター
美園児童クラブ	美園小	あさひ児童センター児童クラブ	あさひ児童センター
糸井児童クラブ	糸井小	錦岡児童センター児童クラブ	錦岡児童センター
北星児童クラブ	北星小	住吉児童センター児童クラブ	住吉児童センター
澄川児童クラブ	澄川小	大成児童センター児童クラブ	大成児童センター
植苗児童クラブ	植苗小	北栄児童センター児童クラブ	北栄児童センター

3 障がい児の療育・教育について

- 心身障がいのある児童のために、通園による訓練施設又は義務教育には特別支援学級などがあります。

(1) 障害児通所支援 ～詳細は6ページへ

(2) 児童生徒の特別支援教育

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第2庁舎1階）
Tel : 0144 (32) 6742 Fax : 0144 (32) 1201

① 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級

- 知的障がい、自閉症・情緒障がいのある児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

【小学校】

	電話番号 / FAX 番号		電話番号 / FAX 番号
苫小牧東小学校	32-6231 / 32-6232	苫小牧西小学校	72-6441 / 72-6442
若草小学校	32-6584 / 32-6585	緑小学校	32-6501 / 32-6502
大成小学校	72-6434 / 72-6435	美園小学校	34-3013 / 34-3016
日新小学校	73-1612 / 73-1827	糸井小学校	72-3912 / 72-3913
北星小学校	74-2155 / 74-2156	澄川小学校	67-3131 / 67-3132
豊川小学校	73-8024 / 73-8025	錦岡小学校	67-0408 / 67-0706
沼ノ端小学校	55-0403 / 55-0761	泉野小学校	72-3817 / 72-3839
北光小学校	73-8191 / 73-8192	ウトナイ小学校	57-6700 / 57-6715
明野小学校	57-5611 / 57-5612	清水小学校	33-7285 / 33-7286
勇払小学校	56-0140 / 56-0419	拓勇小学校	57-2800 / 57-2830
拓進小学校	52-5010 / 55-0075		

【中学校】

	電話番号 / FAX 番号		電話番号 / FAX 番号
苫小牧東中学校	32-5231 / 32-5232	明倫中学校	74-2146 / 74-2147

凌雲中学校	67-6142/67-0415	啓明中学校	67-3115/67-3116
和光中学校	32-5238/32-5237	光洋中学校	72-7255/72-7256
青翔中学校	51-2151/51-2155	明野中学校	57-1811/57-1812
勇払中学校	56-0329/56-0320	沼ノ端中学校	55-0340/55-0341
緑陵中学校	61-2727/61-2728	ウトナイ中学校	57-6451/57-6452
開成中学校	32-8278/34-5369	啓北中学校	72-7245/72-7246

【義務教育学校】

	電話番号 / FAX 番号
植苗小中学校	58-2134/58-2135

② 肢体不自由学級

- 肢体が不自由な児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

③ 病弱学級・弱視学級・難聴学級

- 児童生徒の障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※ 対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

④ 院内学習支援教室

- 病気やけがなどで入院中の児童生徒のために、入院治療を受けながら教育を行っています。

<設置場所>

苫小牧市立病院小児病棟内 TEL 33-3131 (代表)

⑤ 通級指導教室

- 通常学級に在籍し、障がいからくる学習上または生活上の困難さを改善するための指導を、週 1~8 時間児童生徒の実態に応じて行っています。現在は、言語障害と情緒障害、自閉症、学習障害等について指導を行っています。

- 自閉症や情緒障害、学習障害等についての通級指導は、小学校においては特別な指導が必要な児童が在籍する学校で実施しています(樽前小学校除く)。中学校においては、在籍校に担当教員が巡回し指導しています。

- 言語障害については、小学校のみ設置し指導を行っています。

- 校区については上記のお問合せ先までご連絡ください。

(3) 特別支援学校

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第2庁舎1階）
Tel : 0144 (32) 6742 Fax : 0144 (32) 1201
【北海道苫小牧支援学校に関する問い合わせ先】
北海道苫小牧支援学校
Tel : 0144 (67) 6801 Fax : 0144 (67) 6802

- 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱等の児童生徒については、それぞれの障がいに応じた教育を行う特別支援学校があります。
- 市内においては、主に知的障がいのある児童生徒を対象とした北海道苫小牧支援学校があります。苫小牧支援学校では知的障がいと併せて肢体不自由や病弱などの障がいのある児童生徒も在籍し学習しています。

(4) その他

【問合せ先】 苫小牧女性団体連絡協議会 Tel : 090-2873-3908

<おもちゃライブラリー>

- 心身に障がいやつまずきのある方たちに、機能の回復と成長の促進を図るために有効なおもちゃを備え、貸し出しを行っております。
- ・ 設置場所：苫小牧市民活動センター（5階 交流学习室）
- ・ 開館日：①毎月毎週火曜日 午前10時30分～午後3時
②毎月第4土曜日 午前10時30分～午後3時
※ 夏期休業 8月10日～8月20日
※ 冬季休業 年末年始

4 妊産婦の援護について



(1) 助産施設

【問合せ先】 市こども支援課（1階・17番窓口） Tel : 0144 (32) 6416 Fax : 0144 (32) 5578

- 経済的に困っている世帯が、お産する場合に助産施設を利用できます。

<対象者>

- ① 生活保護世帯
 - ② 当該年度市民税が非課税の世帯
 - ③ 当該年度市民税均等割のみ課税の世帯
 - ④ 当該年度市民税が課税されており、所得割の額が9,000円以下の世帯
- ※③・④のみ出産育児一時金が48万8千円未満（産科補償制度掛金差引後）の世帯に限る

<施設>

- ・ 苫小牧市助産施設（苫小牧市立病院内）
- ・ 王子総合病院助産施設（王子総合病院内）

<申請>

- ・ 出産予定日の30日前まで

<お持ちいただくもの>

- ・ 母子手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 生活保護手帳

(2) 出産・子育て応援給付金

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的としたギフトを支給しています。

<支給対象者>

- 出産応援ギフト
 - ① 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
 - ② 令和4年3月31日以前に妊娠の届出をし、令和4年4月1日以降に出生した方
- 子育て応援ギフト
令和4年4月1日以降に出生した児の養育者

<支給額>

出産応援ギフト：妊婦1人あたり5万円相当額
子育て応援ギフト：児童1人あたり5万円相当額



(3) 妊婦一般健康診査・超音波検査

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 妊婦に必要な定期健診について、妊婦一般健康診査受診票を14枚と超音波検査受診票を6枚交付しています。母子健康手帳の発行の際に交付します。なお、母子健康手帳の発行の際には妊娠届出書へのマイナンバーの記載とご本人確認書類が必要となります。

<お持ちいただくもの>

- ・マイナンバーカード ※お持ちでない方は本人確認書類（免許証、保険証など）

(4) 妊娠高血圧症候群等療養援護費

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
健康推進課保健係 Tel：(直通) 0144 (77) 9935 Fax：0144-34-4177

- 妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦で、次のいずれかの世帯に属する場合は、療養援護費により医療費の助成が受けられます。

<対象者>

- ・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・所得税非課税世帯
- ・前年の所得税額30,000円以下の世帯
- ※ 上記世帯区分により、援助の額が異なります。

<支給要件>

- ・入院期間が7日以上

(5) 妊婦歯科検診

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 妊娠中にむし歯や歯石の有無、歯肉の炎症等を確認するため、健診費用の助成を行います。母子健康手帳発行の際に、妊婦歯科健康診査受診票を交付しています。

(6) 産婦健康診査

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 出産後2週間前後または1か月前後の産婦のからだところの健康状態を確認するため、健診費用の助成を行います。母子健康手帳発行の際に産婦健康調査票を交付しています。

(7) 産後ケア事業

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 授乳や産後の育児に不安がある方に対し、助産師がご自宅に訪問（訪問型）もしくはお子さんと一緒に助産院に来院（通所型）し、相談に応じます。

利用者自己負担	1回 1,200円
利用時間	1日1回1時間程度（最大2時間以内）
利用回数	最大 10回まで
利用期間	産後7か月未満

※多胎・市民税非課税世帯・生活保護世帯の自己負担は、免除されます。

(8) 多胎産後サポート事業

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 支援員がご自宅に伺い、育児・家事・付き添いの手助け（サポート）をします。

利用者自己負担	1回 500円（初回無料）
利用時間	最大 2時間
利用回数	1家庭 最大20回
利用期間	3歳未満のお子さんがいるご家庭の保護者

5 健康と医療の保障について

医療助成制度について、北海道と同様の基準による所得制限が導入されています。所得制限を超えた場合は、8月1日から翌年の7月31日まで医療助成の受給が制限されます。

(1) 乳幼児等医療費助成制度

【問合せ先】 市子ども支援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 0歳から中学生《15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで》の乳幼児等が、保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。

※ 小・中学生は入院・指定訪問看護のみ助成。



マイナンバー

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

【問合せ先】 市子ども支援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- ① 母子又は父子家庭で、18歳まで《18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで》の児童と、児童を扶養又は監護している親
 - ② 配偶者が身体障害者手帳1・2級の交付を受けている世帯の18歳までの児童と、その児童を扶養又は監護している親
- ①、②が保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。

※ 18歳以上20歳未満で、学生や未就労等により親に扶養されている場合にも該当となります。



マイナンバー

(3) 重度心身障害者医療費助成制度 ～詳細は32ページ



【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階・14番窓口) Tel: 0144 (32) 6356 Fax: 0144 (36) 3121

(4) 小児の医療給付制度

【問合せ先】 ①市こども支援課 (1階17番窓口) Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578
②③北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室 (北海道苫小牧保健所)
健康推進課保健係 Tel: (直通) 0144 (77) 9935 Fax: 0144 (34) 4177
④市障がい福祉課 (1番14番窓口) Tel: 0144 (32) 6356 Fax: 0144 (36) 3121



- 特定の病気になり患っている児童に対し、適切な医療費の助成が行われるための制度です。

① 未熟児養育医療

出産時の体重が、2,000グラム以下、もしくはその他の症状から、医師により入院療養が必要と判断された場合対象となります。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

② 結核児童療育医療

長期入院を必要とする結核児童に対し、病院で医療と学習を行うための給付です。

③ 小児慢性特定疾病医療

先天性代謝異常などの16疾患群788疾病の治療に必要な医療費が対象になります。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

④ 身体障害児育成医療 ～詳細は32ページへ



(5) 乳幼児各種健診・検査等について

【問合せ先】 ①～⑤及び⑦～⑫
市健康支援課 (4階) Tel: 0144 (32) 6411 Fax: 0144 (32) 4322
⑥北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
健康推進課保健係 Tel: (直通) 0144 (77) 9935 Fax: 0144-34-4177

- 乳幼児が心身ともに健やかに育つように、次の健診、検査等を実施しています。

① 4か月児健診

4か月児を対象に市から受診票を送り、市内の小児科・内科病(医)院で健診を受けられるようになっています。

② 10か月児健診

4か月児健診と同じ方法で実施しています。

③ 1歳6か月児健診

1歳6か月になった翌月に集団で健診を行っています。

④ 3歳児健診

3歳になった翌月に集団で健診を行っています。

⑤ 乳幼児すこやか健診

出生時の体重が2,000グラム未満もしくは在胎週数36週未満のお子さん、健診の結果で経過を追う必要があるお子さんに案内しています。

⑥ 先天性代謝異常等検査

新生児を対象にフェニルケトン尿症等の検査を実施しています。

⑦ 胆道閉鎖症スクリーニング検査

母子健康手帳にある検査用紙（便色カード）により、スクリーニング検査を実施し、胆道閉鎖症の早期発見に努めています。

⑧ 新生児聴覚検査

出産後、入院中にお子さんの聴覚検査を行う費用の助成を行います。

⑨ 赤ちゃん訪問

出生したお子さんを対象に家庭訪問を行っています。

⑩ 赤ちゃん教室

2か月・6～7か月・11～12か月児を対象に、講話や交流会を行っています。

⑪ 親子デンタル教室

歯科医師による講話と、歯科衛生士による歯磨き指導、希望者にフッ化物塗布を行っています。

⑫ 5歳児発達相談

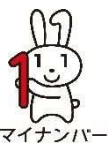
該当月に個別通知しています。お子さんの様子で心配な方に必要時案内しています。

6 児童の手当について

【問合せ先】 市こども支援課（1階・17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 児童を養育している世帯に対して各種手当制度があります。

(1) 児童手当



<支給対象者>

マイナンバー

- 中学校修了前の児童を養育している方に、支給されます。

<お持ちいただくもの>

- ・申請者名義の銀行預金通帳
- ・健康保険証の写し（厚生年金に加入の方）

<手当額>（R4.6.1施行）

対象となる子の年齢など		月額
3歳未満（一律）		15,000円
3歳から小学校修了まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生（一律）		10,000円
所得制限額超過の場合		5,000円
所得上限限度額超過の場合		0円

<支払時期>

- 児童手当は、6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

（注）公務員の方は、職場で申請してください。

(2) 児童扶養手当



<支給対象者>

- 離婚や死亡などにより両親、父又は母がいない（父又は母が心身障がい者（105ページ別表5参照）の場合や1年以上拘禁されている場合、また、父又は母から1年以上遺棄されている場合などを含む）18歳に達した年度の末日までの児童（心身障がい児（105ページ別表5参照）は20歳未満の児童）を養育している方に手当が支給されます。

ただし、児童福祉施設に入所している児童は除きます。

<お持ちいただくもの>

- ・請求者の戸籍謄本 ・児童の戸籍謄本 ・申請者名義の銀行預金通帳
 - ・アパートなどの賃貸契約書の写し（公営住宅、持ち家の場合は除く）・被保険者記録照会回答票
- ※申請者の状況によってその他必要な書類があることがあります。

<手 当 額>

- 手当支給は、全部支給と一部支給があります。

一部支給は受給者の所得に応じて10円単位で変動します。

- ・児童1人の場合 全部支給 44,140円
一部支給 10,410円～44,130円
- ・第2子 全部支給 10,420円
一部支給 5,210円～10,410円
- ・第3子以降 全部支給 6,250円
一部支給 3,130円～6,240円

(注) 所得または受給年金額に応じて、手当の支給が減額又は停止される場合があります。

なお、手当は毎年奇数月にそれぞれ前月分まで支給されます。

(3) 特別児童扶養手当 ～詳細は28ページへ

(4) 障害児福祉手当 ～詳細は28ページへ

(5) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金



<支給対象者>

- 4月10日現在、次の要件に当てはまる児童を養育する保護者で、その児童が小学校又は中学校へ入学するときに支給されます。

- ・ひとり親家庭（父子・母子家庭）
- ・父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある。
- ・両親がいない児童を養育している（養育者世帯）。
- ・入学する児童が規則で定める程度の障がいの状態にある。
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている。

※ ただし、次のような場合は除きます。

- ・生活保護世帯
- ・児童を施設や里親に預けている。

- ・ 児童の監護を著しく怠っている。
- ・ 養育する保護者が4月10日現在、苫小牧市の住民登録上1年未満の場合
- ・ 援助金受給者又はその配偶者の所得が制度に定める、所得制限限度額を超えた場合

<お持ちいただくもの>

- ・ 申請者名義の銀行預金通帳
- ・ 在学証明書 ・ 健康保険証
- ・ 世帯状況による各種証明書（児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

<支給額>

- ・ 小学校入学児童1人につき 20,000円
- ・ 中学校入学児童1人につき 30,000円

<申請期日>

- ・ 入学年の4月30日まで

7 生活の援護について



マイナンバー

(1) 母子・父子・寡婦貸付制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課

Tel: 0143 (24) 9845 Fax: 0143 (22) 5285

市子ども支援課 (1階17番窓口) Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利子又は無利子で借りることが出来る北海道の貸付制度です。



マイナンバー

(2) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

【問合せ先】 市子ども支援課 (1階・17番窓口) Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の能力開発と就職に有利な資格取得の取り組みを支援し、就職の促進を図るため母子家庭等自立支援給付金事業を実施しています。

1 事業概要

区 分	内 容
自立支援教育訓練給付金事業	市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料等の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業	市が定める資格を習得するための養成機関において1年（R5年度は6月）以上のカリキュラムを修業する場合、その修業期間の生活を支援するため高等職業訓練促進給付金を支給し、さらに修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	市が指定する高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講した場合、講座開始時及び講座修了後、さらに合格時に受講料等の一部を支給します。

2 事業内容

区分	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
対象者	次の要件をすべて満たす方				
	①市内に住所地のある母子家庭の母または父子家庭の父であること		①市内に住所地があるひとり親家庭の親及び子であること		
	②児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること				
	③この給付金を一度も受給したことがないこと				
	④当該教育訓練を受講することが、適職に就くために必要であると認められること	④養成機関において1年（R5年度は6月）以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること	④就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること		
対象講座	⑤就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること		⑤高等学校等就学支援金制度の支給対象でないこと		
	① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金 ② その他①に準じた講座で就業に結びつく可能性の高い講座	（市長が認める資格） 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復士、視能訓練士、義肢装具士、調理師、製菓衛生師、自動車整備士、理容師、美容師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士（R3年4月1日より） シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座（通信制可）		
支給額	受講のために本人が支払った費用の6割相当額（1万2千円を超え、上限20万円） ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。 ※雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座及びこれに準じた講座の場合は、修学年数に40万円を乗じた額が限度額となりますが、最大限度額は160万となります。	①高等職業訓練促進給付金 →修学期間中の4年間を対象に毎月支給します。 ※養成機関における課程の終了までの期間の最後の12ヶ月については、月額4万円加算されます。	(1) 通信制 ①受講開始時給付金 受講費用の40%に相当する額(上限10万円) ②受講修了時給付金 受講費用の10%に相当する額 ①と合わせて上限12万円5千円 ③合格時給付金 受講費用の40%に相当する額①②と合わせて上限15万円 (2) 通学又は通学及び通信併用 ①受講開始時給付金 受講費用の40%に相当する額(上限20万円) ②受講修了時給付金 受講費用の10%に相当する額 ①と合わせて上限25万円 ③合格時給付金 受講費用の40%に相当する額①②と合わせて上限15万円 ※③は受講修了日から起算して2年以内に全科目合格した場合に支給		
		市民税		支給額	
		非課税世帯		100,000円	
		課税世帯		70,500円	
		②高等職業訓練修了支援給付金 →養成機関を修了後に支給します		市民税	支給額
		非課税世帯		50,000円	
課税世帯	25,000円				

3 事前相談の実施

区分	内容
自立支援教育訓練給付金事業	受講前に相談が必要。受講の必要性などを確認。
高等職業訓練促進給付金等事業	修業する前と申請前に相談が必要。資格取得に対する本人の意思等と生活状況を確認。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	受講前に相談が必要。受講の必要性などを確認。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel : 0144 (32) 6369 Fax : 0144 (34) 4777

- 児童を養育している家庭の保護者が、次の理由で一時的に児童の養育が困難となった場合に、市の委託を受けた里親宅で、児童（⑤は母子）をお預かりします。

- ① 保護者の疾病
- ② 保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
- ③ 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪など
- ④ 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など
- ⑤ 緊急一時的に母子保護が必要となった場合

1 利用期間：原則として7日以内

2 利用料（児童1人 1日当り）

- ・ 2歳未満の児童 5,350円
- ・ 2歳以上の児童 2,750円

※ ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯等については、費用の減免等制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

3 利用上の注意事項

- ・ 急なご利用に対応できないことがあります。
- ・ 事前にこども相談課での申請が必要です。

(4) 養育支援訪問事業

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel : 0144 (32) 6369 Fax : 0144 (34) 4777

- 子育てについて支援が特に必要な家庭で、積極的に支援を求めることが難しいなどの事情を抱える養育者に対し、訪問支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。利用に際しては、審査等がありますのでご相談ください。

(5) 苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業

【問合せ先】 苫小牧市教育・福祉センター3F Tel : 0144 (84) 7266
苫小牧市ファミリー・サポート・センター Fax : 0144 (84) 7269

- 仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人で会員組織をつくり、相互の信頼関係をもとに託児などを行い、地域で安心して子育てができる環境づくりをサポートします。

① 会 員

● 提供会員（子育ての援助をしたい方）

- ・ 20歳以上で苫小牧市在住の方
- ・ 乳幼児及び児童の保育に熱意をお持ちの方
- ・ 社会参加をしてみたいと思っている方
- ・ 資格、経験、性別は問いません。
- ・ 申し込み後に25時間の講習を受けていただきます。

● **依頼会員（子育ての援助を受けたい方）**

- ・ 苫小牧市在住の方、苫小牧市内にお勤めの方
- ・ 0歳から小学校6年生までの乳幼児又は児童のいる方（生後6ヶ月未満のお子さんの場合は、援助活動の内容に条件を付けて実施します。）

● **両方会員（提供会員としても依頼会員としても活動する会員）**

- ・ 子どものいる方で援助したり援助を受けたい方

② **援助内容**

- ・ 保育施設の開始前、又は終了後に子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、又は学童保育終了後、子どもを預かること
- ・ 保育施設等への送迎
- ・ 通院、冠婚葬祭、学校行事に参加するなど保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- ・ 病気のとき、急な残業のときなどに子どもを預かること
- ・ 宿泊を伴うときに子どもを預かること（1歳以上。病児の宿泊はいたしません）
- ・ その他子育て支援に必要と認める援助

③ **援助活動の時間**

- ・ 通常、緊急預かり（午前6時から午後10時まで）
- ・ 病児、病後児の預かり（午前7時から午後7時まで） ※ 月～土曜のみ
- ・ 宿泊を伴う預かり（午後5時から午前8時まで）

④ **利用料金（年会費、入会金は無料）**

事業	子どもの数	利用料金
通常預かり（6：00～22：00）	1人目の子ども	30分あたり 350円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 150円
緊急預かり（6：00～22：00 前日の16時以降の申し込み）	1人目の子ども	30分あたり 450円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 250円
病児、病後児預かり（7：00～19：00）	子ども1人につき	30分あたり 450円
宿泊を伴う預かり（1歳以上） （17：00～8：00）	1人目の子ども	7,000円（左記時間以外は、30分ごとに450円を加算）
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	3,500円
交通費（援助を行うための外出費）		1回500円（病児の送迎は、タクシー利用で実費とする）

※ ひとり親家庭等の方は、利用料金の一部を助成する制度があります。

(6) **その他奨学資金**

【問合せ先】 市教育委員会総務企画課（第2庁舎1階）Tel：0144（32）6739 Fax：0144（32）1201

① **苫小牧市交通遺児育英会制度**

- 交通遺児に対し、小・中学校等に入学及び進級をするときに就学支度金を、高校の在学時には奨学金を給付します。（償還不要）

- 就学支度金
 - ・ 小、中学校 20,000円
 - ・ 高専、大学等 40,000円
 - ・ 高校等 30,000円
- 奨学金
 - ・ 高校等 月額 10,000円

② 苫小牧市育英会制度

- 各種学校に進学、在学の方に、奨学金等を支給または無利子で貸与します。
- 奨学給付金（償還不要）
 - ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 5,000円
 - ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 8,000円
- 入学一時金（貸与）
 - ・ 高校等 30,000円
 - ・ 高専 50,000円
 - ・ 大学等 50,000円

※ただし、本市に所在する大学は、70,000円
- 奨学金（貸与）
 - ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 10,000円
 - ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 15,000円 又は30,000円

（注） ①、②とも所得制限及び学業成績等による選考があります。

(7) ひとり親家庭学習支援事業

【問合せ先】 市子ども支援課（1階・17番窓口） Tel:0144(32)6416 Fax:0144(32)5578

- 経済的に学習塾に通うことが難しい状況にあるひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援事業を実施しています。
事前に市子ども支援課にて受講申込が必要です。
- ① 対象者
 - ア 市内在住のひとり親家庭の中学生
 - イ 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にあること
- ② 会場 苫小牧市民活動センター（中央）・沼ノ端コミセン（東）・のぞみコミセン（西）
※ 東・西会場は年度毎に変更になる可能性があります。
- ③ 日時 土曜 9:30～12:00（中央）、13:30～16:00（東・西）

(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業

【問合せ先】 市子ども支援課（1階・17番窓口） Tel:0144(32)6416 Fax:0144(32)5578



マイナンバー

- ひとり親家庭等において、様々な事情により日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合や、自立促進に向けた活動をする場合などに、支援員を派遣するなどして、支援を実施します。
- ① 対象者
 - 市内在住のひとり親家庭等又は寡婦であって、次の事由に該当すると認められる方。
 - ア 親の技能習得等の事由
 - イ 親の疾病、冠婚葬祭、残業、学校等の行事の参加等の事由

ウ 親の生活環境等の激変による事由

エ 乳幼児又は小学生を養育していて、残業により定期的に支援が必要な事由

② 支援内容

- ・ 子育て支援
- ・ 生活援助（家事援助）

③ 利用料（1時間あたり）

利用者世帯の区分	利用料（1時間あたり）	
	子育て支援 （児童1人の場合）	生活援助
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

④ 利用上の注意

事前にこども支援課又は事業受託団体での登録が必要です。

また、支援依頼に際しては事業受託団体への申請が別途必要です。

8 雇用の促進と安定について

- 公共職業安定所では、公共職業能力開発施設への入校など、雇用の促進と安定を図っています。

(1) 公共職業訓練

【問合せ先】 苫小牧高等技術専門学院 Tel:0144(55)7007 Fax:0144(55)7009

- 公共職業能力開発施設において、その適性に応じた職種に必要な知識・技能を身に付ける場所として、北海道立苫小牧高等技術専門学院が設置されています。

施設外では、各種教育機関に委託し、早期就職を目指して「OA系・経理系・物流系・介護系」の職業訓練を3～6ヶ月の期間で実施。また、施設内では、専門的・実践的な「金属加工科・精密機械科・電気工学科（各定員10名）」の3科目で職業訓練（施設見学は随時対応）を実施しています。

(2) トライアル雇用事業

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel:0144(32)5221 Fax:0144(32)1495

- 短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適性或業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです。

(3) 事業主に対する制度

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel:0144(32)5221 Fax:0144(31)6770

- 公共職業安定所等の紹介により、母子家庭の母等を雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の制度があります。

第 4 章



地 域 福 祉

1 地域福祉

(1) 市民活動センター（社会福祉センター）

【問合せ先】 苫小牧市若草町3丁目3番8号 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141
・開館時間：午前9時から午後9時まで ・休館日：年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- 民間福祉団体の活動拠点として、設置しています。

<施設の内容>

① 管理事務室	② 研修室（3室）	③ ボランティアルーム	④ 和室
⑤ 録音室	⑥ 点字作業室	⑦ 会議室（2室）	⑧ 講習室
⑨ 多目的ホール	⑩ 市民ギャラリー		

<利用対象>

- ・社会福祉団体 ・自治会 ・町内会 ・ボランティア活動を目的とする団体
- ・個人等で社会福祉活動等のために利用する方

<入居団体>

① 社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会	② 苫小牧市老人クラブ連合会
③ 苫小牧市共同募金委員会	④ 苫小牧市遺族会
⑤ 苫小牧市ボランティア連絡協議会	⑥ 一般社団法人苫小牧風花の会

(2) 苫小牧市社会福祉協議会

【問合せ先】 苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター内
Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

- 地域福祉活動推進の拠点として、また、多様な福祉ニーズに応えるため、地域住民や企業とのネットワークを通じ独自の事業を展開しています。また、ボランティアセンターの運営、各地域団体や福祉団体の活動促進を行っています。その他、日常生活上の心配ごとや介護の相談、生活資金貸付等各種相談所を設置しています。

① 苫小牧市ボランティアセンター

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141
苫小牧市ボランティアセンター Tel : 0144 (84) 6481 Fax : 0144 (34) 8141

- 苫小牧市ボランティアセンターは、個人や団体を問わずボランティア活動をしたいと考えている方、ボランティアの支援を受けたいと考えている方等の様々な相談を受け付けています。また、ボランティアの養成や体験などの事業を企画・実施しています。

1) ボランティア養成講座等

① 市民ボランティア講座	② ボランティアスクール
③ 登録ボランティア研修交流会	④ 傾聴ボランティア講習会
⑤ 朗読、点訳ボランティア初心者講習会	⑥ ボランティア体験プログラム
⑦ 防災ボランティア講座	

2) 情報発信

- ・ホームページ ・Facebook ・インスタグラム ・SNS ・広報誌の発行

3) ボランティア活動支援

- ・活動希望や支援希望のコーディネート
- ・ボランティア保険の取り扱い
- ・体験機器の無料貸出し
- ・学校や町内会等における福祉の学習の支援
- ・収集ボランティア活動の紹介

② 市民相談所

【問合せ先】 市民相談所（市民活動センター1階） Tel：0144（33）2345（直通）
※電話での御相談もお受けいたします。 Fax：0144（34）8141
※各事業の日程等については、広報とまこまい、社協だより、ホームページ、Instagram、チラシに掲載しております。

- 心配ごと相談
 - ・ 平日 8時45分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)
 - ※ 事前予約不要
- 夜間心配ごと相談
 - ・ 月1回 18時から20時 ※ 事前予約不要
- 無料法律相談
 - ・ 月1回 1人20分 ※ 事前予約制
- 出張相談
 - 1) 出張市民相談所
 - ・ 年4回 市公共施設で実施 ※ 事前予約不要
 - 2) 訪問相談
 - ・ 対象：障害や要介護度が重い方、在宅介護中の方、乳児の子育て中の方など相談所に向くことが難しい方
 - ※ 事前予約制

③ 福祉人材バンク

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 福祉人材無料職業紹介所（厚生労働省指定、厚生労働大臣許可）
 - ・ 福祉に対する理解と意識の高揚を図るための広報啓発
 - ・ 福祉サービスに携わる人材の確保と養成のための講習会等の開催
 - ・ 福祉施設及び介護保険事業所等に対する職員の就職紹介斡旋
 - ・ 社会福祉分野の国家資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士）を必要とする事業所への就職紹介斡旋
 - ・ ワークプラザとまこまいへの出張相談所開設

④ 生活福祉資金貸付制度

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144(34)8141

- 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

<資金種類>

- 1) 総合支援資金
- 2) 福祉資金
- 3) 教育支援資金
- 4) 不動産担保型生活資金

※ 各貸付の詳細は、109・110ページの「別表7」を参照してください。

<貸付対象世帯>

1) 低所得世帯

資金の貸付にあわせて、必要な支援を受けることによって独立して生活できると認められる世帯であって、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯
(年間世帯収入の確認が必要になります)

2) 障がい者世帯

- ①身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている方)、知的障がい者(療育手帳の交付を受けている方)又は精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

(福祉資金については、日常生活上、療育または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)

⑤ 生活応急資金貸付事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel:0144(32)7111 Fax:0144(34)8141

- 市内に6か月以上居住する市民でかつ低所得世帯に不時の出費を援護し、経済的自立の助長と福祉の増進を図るため貸付を行います。

1 普通貸付金

病気、出産、葬祭、教育、育児等で、一時的に生活することが困難な時の資金
限度額 5万円(ただし、家族人数により上限額は変動します)

2 特別貸付金

技能習得、就学・就職支援金、病気療養、災害時などに必要な資金
限度額 10万円

※ 保証人が1人必要です

(原則、市内に1年以上居住し、一定の職業を有し安定した収入がある者)

⑥ 高額療養資金貸付事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel:0144(32)7111 Fax:0144(34)8141

- 低所得世帯で他に融資の途がない国民健康保険等被保険者の高額療養費の支払いについて、自己負担額を除く医療費支払額を貸付します。

※ 貸付限度額 1世帯当たり100万円

※ 保証人が1人必要です

(原則、市内に1年以上居住し、一定の職業を有し安定した収入がある者)

⑦ 愛情銀行事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel:0144(32)7111 Fax:0144(34)8141

- 「福祉活動に役立ててほしい」という方々から預託いただいた金品を、指定する目的や団体等に対し、愛情銀行を通じて役立てていただく事業です。

(3) 苫小牧市ボランティア連絡協議会

【加盟団体についての問合せ】

苫小牧市ボランティア連絡協議会 Tel : 0144 (32) 6009 Fax : 0144 (32) 6009
受付時間 : 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (土日祝日及び年末年始は休みです。)

- 苫小牧市ボランティア連絡協議会は、ボランティア活動団体相互の連絡と交流を深め、福祉に関する情報提供、交流、学習、広報活動を積極的に行い、また個々の団体の自主的な活動を通して地域住民の福祉増進に寄与します。

(4) 民生委員・児童委員

【問合せ先】 市総合福祉課 (1 階 13 番窓口) Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 民生委員・児童委員は、市民生委員推薦会が推薦した者を、道知事が道地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員は、それぞれの担当地区において生活保護世帯、高齢者、障がい者、母子・父子及び寡婦などの要援護者の方々に必要な相談、援助を行います。

また、福祉行政の協力者として、地域で生活する方々の福祉のサービスを結びつけるパイプ役も担っています。

主任児童委員は、地域にあって次代を担う子どもたちが健やかに育つよう見守り、その手助けをし、児童相談所や市福祉部などの公的機関と連携しています。

※ 民生委員・児童委員 360人 (主任児童委員40人含む)

(5) 人権擁護委員

【問合せ先】 苫小牧人権擁護委員協議会 (札幌法務局苫小牧支局内)

Tel : 0144 (34) 7151

Fax : 0144 (34) 7152

みんなの人権 110番 Tel : 0570 (003) 110

子どもの人権 110番 Tel : 0120 (007) 110

女性の人権ホットライン Tel : 0570 (070) 810

インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の人たちです。(※ 委員名簿は103ページ参照)

この人権擁護委員制度は、日頃地域に根ざした活動を行っている人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

苫小牧人権擁護委員協議会では、上記の趣旨を踏まえ、子ども・高齢者・女性・障がいのある人々への虐待、いじめ、DV、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に速やかに対処するため「困りごとなんでも相談」を行っています。また、小学校では「人権教室」、中学校では「人権作文コンテスト」「スマホ・ケータイ安全教室」、中学生から大学生迄を対象とした「デートDV」出前講座などの活動や、高齢者・障がい者を対象に「社会福祉施設特設相談会」などの活動を行っています。

(6) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

【障害年金に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局援護課審査室 Tel : 03 (5253) 1111

【恩給に関する問合せ先】

総務省恩給相談窓口 Tel : 03 (5273) 1400

- 満州事変、日華事変、太平洋戦争において旧軍人、軍属の方々が死亡し、一家の柱を失った遺族に対して遺族年金等が支給されます。

① 年金の種類

- ・ 公務扶助料：戦没者が軍人の場合その遺族に支給
- ・ 遺族年金：戦没者が軍属の場合その遺族に支給
- ・ 遺族給付金：戦没者が準軍属の場合その遺族に支給

② 傷病恩給の種類

- ・ 傷病恩給：軍人が受傷した場合
- ・ 障害年金：軍属・準軍属が受傷した場合

③ 旧軍人、軍属に関する内容

旧軍人、軍属が一定年限勤務した場合、年金、一時金が支給されます。

- ・ 普通恩給（年金）：戦時加算年を加えて12年以上
- ・ 一時恩給（一時金）：継続して3年以上
- ・ 一時金（一時金）：通算して3年以上

※ 恩給に関する手続きは市を経由せず、基本的に国（各省庁）へ直接行うことになります。

(7) アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策

【問合せ先】	①～⑤市総合福祉課（1階13番窓口）	Tel : 0144 (32) 6354	Fax : 0144 (32) 6098
	苫小牧市生活館	Tel : 0144 (72) 4297	Fax : 0144 (72) 5993
	⑥～⑦苫小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221	Fax : 0144 (32) 1495

① 生活相談

② 住宅新築資金等貸付事業

③ 修学資金等貸付・補助事業

※ 113ページ別表10を参照

④ アイヌ生活向上振興資金貸付事業（福祉・環境整備・入学一時）

⑤ 就職支援事業（就職支度金・自動車等運転免許取得資金）

⑥ 就職促進資金融資制度

⑦ 職業相談・紹介

2 成年後見制度等について

(1) 成年後見制度

【問合せ先】	札幌家庭裁判所苫小牧支部	Tel : (代)0144 (32) 3295
	旭町2丁目7番12号	
	とまこまい成年後見支援センター	Tel : 0144 (38) 7291 Fax : 0144 (38) 7292
	(苫小牧市社会福祉協議会内)	
【市長による申立て問合せ先】		
(障がい者)	市障がい福祉課 (1階14番窓口)	Tel : 0144 (32) 6358 Fax : 0144 (36) 3121
(高齢者)	市介護福祉課 (1階15番窓口)	Tel : 0144 (32) 6347 Fax : 0144 (31) 4526

- 判断能力が不十分で、かつ財産管理及び身上保護に関する契約や遺産分割等の法律行為が困難な方を保護し支援する制度です。

<支援の範囲>

- 不動産・動産の処分、預金の管理、借財、遺産相続、介護契約、訴訟行為、施設入所等の各種サービス利用契約等

<支援者>

- 判断能力の程度により補助人、保佐人、成年後見人等が、家庭裁判所で選任され、支援します。

<申立て>

- 本人又は四親等内の親族が家庭裁判所に申し立てをします。
 - ・ 家庭裁判所の申立てには、郵便切手、収入印紙、戸籍、診断書等の添付書類が必要となります。そのほかに、精神鑑定を実施する場合は、鑑定費用が必要となります。
 - ・ 申立てをする者がなく、福祉を図るため（福祉的な契約やサービス提供など）特に必要があると認められた高齢者又は知的障がい者、精神障がい者について成年後見開始等の審判の申立てを市長が行います。

※ とまこまい成年後見センターは、令和4年4月より、国が定める成年後見制度利用促進計画に則り、「中核機関」に移行しました。また、苫小牧市と厚真町、安平町、むかわ町の3町が協議し、定住自立圏の枠組みの中で広域のセンターとなりました。このことに伴い、行政、地域包括支援センター、相談支援事業所等は一次相談機関、成年後見センターは二次相談機関となりました。

① 任意後見

【問合せ先】	苫小牧公証役場	Tel : 0144 (36) 7769 Fax : 0144 (36) 7779
	表町2丁目3番23号 エイシンビル2階	
	札幌家庭裁判所苫小牧支部	Tel : (代)0144 (32) 3295
	旭町2丁目7番12号	

- 本人が、判断能力があるうちに前もって任意後見受任者に、代理権を与える契約を公正証書で結んでおくことができます。
- 本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てます。任意後見監督人が選任されると、契約による任意後見受任者が任意後見人となり支援します。

② 成年後見登記

【問合せ先】 札幌法務局苫小牧支局 Tel : 0144 (34) 7151
旭町3丁目3番7号
札幌法務局民事行政部戸籍課成年後見証明窓口
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎1階
Tel : 011 (709) 2311 内線 2163 又は 2166

- 成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などは東京法務局で登記され、これに関する証明書の交付を受けることができます。

証明書交付は、東京法務局後見登録課に郵送で請求するか、札幌法務局民事行政部戸籍課成年後見証明窓口で請求できます。

※ 札幌法務局苫小牧支局では手続の案内のみ行っております。

- ・ 手数料：登記事項の証明書 1通 550円
登記されていないことの証明書 1通 300円

(2) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 とまこまい成年後見支援センター
Tel : 0144 (32) 7111 (代表) Fax : 0144 (38) 7292

- 高齢や障がいにより日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方が、地域で安心して暮らせるように、お手伝いをいたします。

- ・ 福祉サービスの利用にあたっての相談、助言等
- ・ 日常的なお金の管理（公共料金の支払い等）
- ・ 必要により重要な書類等の預かり

* 苫小牧市社会福祉協議会と契約を結びます。

* 提供するサービスについては、利用料金1回あたり（1時間程度）1,200円及び交通費実費がかかります。（生活保護を受けている方は無料です）

3 その他の福祉的制度

(1) 生活保護制度



【問合せ先】 市生活支援室（2階40番窓口） Tel : 0144 (32) 6380 Fax : 0144 (32) 6351

- 生活に困っている世帯に、最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利です。この制度は、こうした世帯の自立の助長を積極的に図ることを目的としています。保護は、その内容によって、次の扶助に分けられています。

- ・ 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

(2) 生活困窮者自立支援制度

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6189 Fax : 0144 (32) 6098

- 就労や心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対して相談員が寄り添いながら支援を行います。

（※既に生活保護を受給している方は対象になりません）

- ① 自立相談支援事業 ～ 日常生活・社会生活・経済的な自立を目指し、相談者と一緒にプランを作成し、解決に向けて相談員が一緒に取り組みます。
- ② 家計改善支援事業 ～ 家計状況の「見える化」と根本的課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように専門の相談員と一緒に取り組みます。
- ③ 住居確保給付金事業 ～ 離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方のうち、住居を喪失した方又は喪失する恐れのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、ハローワーク等と連携するなどの就労支援により、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います（生活保護受給世帯は対象外）。
- ④ 子どもの学習支援事業 ～ 就学援助認定世帯及び生活保護受給世帯に、学習支援をはじめ、居場所作りなど必要な支援を行います。
- ⑤ 就労準備支援事業 ～ 生活リズムの乱れ、社会との関わりや体調の不安など、直ちに就労することが難しい方に対して個別のプログラムを作成し、就労を支援します。（生活保護受給世帯は対象外）。
- ⑥ 一時生活支援事業 ～ 住居のない生活困窮者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類など日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行います（生活保護受給世帯は対象外）。

- ふくし総合相談窓口を設置し、必要な機関と連携したり、どの制度にも繋がらない方に対しても支援を行っています。

(3) ふれあい収集

【問合せ先】 市ゼロごみ推進課 ふれあい収集担当 Tel:0144 (55) 5401 Fax:0144 (55) 3929

- 日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がい者等を対象に、戸別に訪問し、声かけを行いながらごみを収集します。

<利用対象者>

一人暮らしでごみ出しの困難な方で

- ① 要支援1から要介護5に認定されている方
- ② 身体障害者手帳の1級から3級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の障害程度「A」の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度1級の交付を受けている方
- ⑤ 同居する者がいる場合でも、同居者も上記の基準を満たす方

- 申請書提出後、担当職員の自宅訪問調査を経て利用承認審査の結果を通知します。



資 料

相談機関

- 生活や医療、職業、施設入所などの相談を受けています。下記へお気軽にご相談ください。
なお、お近くの民生・児童委員の方にも相談できます。

(1) 官公庁等

名 称	所 在 地	電 話	相 談 内 容
苫小牧市配偶者 暴力相談支援センター		84-8985	・DV被害を受けた方や女性の困りごとについての相談
苫小牧市福祉部 (総合福祉課) (介護福祉課) (障がい福祉課) (発達支援課) 苫小牧市健康こども部 (こども支援課) (こども相談課)	苫小牧市旭町 4丁目5番6号 ※発達支援課 苫小牧市双葉町 3丁目7番3号 ※こども相談課 苫小牧市双葉町 3丁目7番2号	(代)32-6111 ※発達支援課 34-5821 ※こども相談課 32-6369	・生活困窮者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、女性、児童、母子・父子・寡婦等についての生活、医療、施設入所などの各種相談 ・総合福祉課 32-6345 32-6354 ふくし総合相談窓口 32-6189 ・介護福祉課 32-6340 32-6342 32-6344 32-6347 ・障がい福祉課 32-6356 32-6358 32-6412 ・こども支援課 32-6416
社会福祉法人 苫小牧市 社会福祉協議会	苫小牧市若草町 3丁目3番8号	32-7111	・地域活動、困りごと相談 ・高齢者、心身障がい者の介護相談 ・生活福祉資金、生活応急資金などの貸付相談 ・福祉人材無料職業紹介所(福祉人材バンク) ・心配ごと相談、無料法律相談 (市民相談所直通 33-2345)
北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室	苫小牧市双葉町 3丁目7番2号	61-1882	・児童の専門的な相談や一時保護、児童福祉施設等への入所などに関する事
北海道立心身障害者 総合相談所	札幌市中央区円山西町 2丁目1番1号	(011) 613-5401	・身体障がい者の施設入所、更生医療給付、補装具交付等適否判定、その他更生援護などの相談 ・知的障がい者の施設入所、生活その他更生援護などの相談
北海道立女性相談 援助センター	札幌市西区西野3条 9丁目12番36号	(代)(011) 661-3099 相談電話:(011) 666-9955	・女性の抱えるさまざまな問題(法律・性・心・家庭等)の専門相談や、一時保護、施設入所による自立指導
北海道苫小牧保健所	苫小牧市若草町 2丁目2番21号	保健係:77-9935 健康支援係:77-9934	・小児慢性特定疾病医療申請、難病、精神保健などの相談
苫小牧公共職業安定所	苫小牧市港町 1丁目6番15号 (苫小牧港湾合同庁舎)	32-5221	・職業相談・紹介、職業訓練校入校などの相談 (一部要マイナンバー)
日本年金機構 苫小牧年金事務所	苫小牧市若草町 2丁目1番14号	37-3500	・各種年金の相談 国民年金課 自動音声案内「2」→「2」 お客様相談室 自動音声案内「1」→「2」
とまこまい医療介護 連携センター	苫小牧市旭町 2丁目4番20号	37-0177	・在宅医療や療養に関する事

(2) 人権擁護委員

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済するなどの活動を行っています。

苫小牧市内の人権擁護委員は次のとおりです。

※50音順

氏名	氏名
阿部 仁美	大谷 和広
大村 千佳	岡田 秀樹
岡部 敦子	上林 義幸
齊藤 裕子	佐藤 守
高橋 裕美	二階堂 久美子
西尾 一夫	田中 淳子
松平 定明	三隅 雅彦

(3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員・地域相談員

氏名	連絡先	主な相談内容
原谷 実	67-4598	視覚障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関する事
石黒 孝一	32-8936	
中村 誠宏	75-5865	肢体に障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関する事
横山 武三	72-6489	
門原 洋美	090-9757-1845	
西田 清吾	33-3237	
松村 和臣	090-1524-4354	
石丸 実輪	090-1383-5437	
酒井 幹雄	(FAX) 57-2602	聴覚障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関する事
斉藤 フミ子	090-3898-8104	知的障がいのある方や子どもの療育、就学や就職、施設入所や家族関係に関する事

※順不同、各相談員はいずれも地域相談員を兼ねています。

別表1 身体障害者障害程度等級表

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語障害又はそしやく機能の障害	体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を著しい障害 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発音された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

別表2

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※新たに対象となる疾病（6疾病）

自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固欠乏症）に統合

○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名
1	アイカディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシュヤー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジェル症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 3 6 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膝炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	ATR-X 症候群
34	ADH 分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマズエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜 ○
41	黄色靭帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体) ※
52	家族性良性慢性天疱瘡
53	カナパン病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	歌舞伎症候群
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性 ○
59	肝型膠原病
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)
61	環状20番染色体症候群
62	関節リウマチ
63	完全大血管転位症

番号	疾病名
64	眼皮白皮症
65	偽性副甲状腺機能低下症
66	ギャロウェイ・モフト症候群
67	急性壊死性脳症 ○
68	急性網膜壊死 ○
69	球脊髄性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎
71	強直性脊椎炎
72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
77	筋萎縮性側索硬化症
78	筋型膠原病
79	筋ジストロフィー
80	クッシング病
81	クリオピリン関連周期性熱症候群
82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
83	クルーゾン症候群
84	グルコーストランスporter 1 欠損症
85	グルタル酸血症1型
86	グルタル酸血症2型
87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病
89	クロンカイト・カナダ症候群
90	痙攣重積型(二相性)急性脳症
91	結節性硬化症
92	結節性多発動脈炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成
95	原発性局所多汗症 ○
96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症
98	原発性側索硬化症
99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群
101	顕微鏡の大腸炎 ○
102	顕微鏡的多発血管炎
103	高I g D 症候群
104	好酸球性消化管疾患
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎
107	抗糸球体基底膜腎炎
108	後縦靭帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症
110	拘束型心筋症
111	高チロシン血症1型
112	高チロシン血症2型
113	高チロシン血症3型
114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー
117	抗リン脂質抗体症候群
118	コケイン症候群
119	コステロ症候群
120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群 ○
122	脊髄線維症 ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5 p 欠失症候群
125	コフィン・シリズ症候群
126	コフィン・ローリー症候群

番号	疾病名
127	混合性結合組織病
128	鯉耳腎症候群
129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
131	再発性多発軟骨炎
132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス
134	三尖弁閉鎖症
135	三頭筋素欠損症
136	CF C 症候群
137	シェーグレン症候群
138	色素性乾皮症
139	自己食空胞性ミオパチー
140	自己免疫性肝炎
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)
142	自己免疫性溶血性貧血
143	四肢形成不全 ○
144	シトステロール血症
145	シトリン欠損症
146	紫斑病性腎炎
147	脂肪萎縮症
148	若年性突発性関節炎
149	若年性肺気腫
150	シャルコー・マリー・トウース病
151	重症筋無力症
152	修正大血管転位症
153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンベル症候群
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェアロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
158	神経線維腫症
159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症
161	進行性核上性麻痺
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
163	進行性骨化性線維異形成症
164	進行性多巣性白質脳症
165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクローヌてんかん
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
169	スタージ・ウェーバー症候群
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
171	スミス・マガニス症候群
172	スモン ○
173	脆弱X症候群
174	脆弱X症候群関連疾患
175	成人スチル病
176	成長ホルモン分泌亢進症
177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
179	脊髄髄膜瘤
180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
182	前眼部形成異常
183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症
185	突発性難聴 ○
186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
189	先天性魚鱗癬

番号	疾病名
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(G P 1)欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群 ○
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症
206	総動脈幹遺残症
207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症
209	ソトス症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
212	大脳皮質基底核変性症
213	大理石骨病
214	ダウン症候群 ○
215	高安動脈炎
216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症
218	多発血管炎性肉芽腫症
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○
221	多発性囊胞腎
222	多脾症候群
223	タンジール病
224	単心室症
225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群 ○
227	胆道閉鎖症
228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞僅少症
233	T S H 分泌亢進症
234	T N F 受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症
236	天疱瘡
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症
239	特発性間質性肺炎
240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病
242	特発性血拴症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症
245	特発性多中心性キャッスルマン病
246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴
248	突発性難聴 ○
249	ドラベ症候群
250	中條・西村症候群
251	那須・ハコラ病
252	軟骨無形成症

番号	疾病名
253	難治頻回部分発作重症型急性脳炎
254	2 2 q 1 1 . 2 欠失症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症
257	ヌーナン症候群
258	ネイルパテラ症候群(爪棘蓋骨症候群)/L M X 1 B 関連腎症
259	ネフロン癆 ※
260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
261	脳髄黄色腫症
262	脳表ヘモジデリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	囊胞性線維症
265	パーキンソン病
266	パージャヤー病
267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺蛋白症(自己免疫性又は先天性)
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	パッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症 ○
275	P C D H 1 9 関連症候群
276	非ケトーシス型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型性溶血性尿毒症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎/多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎 ○
289	肥満低換気症候群 ○
290	表皮水疱症
291	ヒルジュスブルング病(全結腸又は小腸型)
292	V A T E R 症候群
293	ファイファー症候群
294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォントラン術後症候群 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	ブラウ症候群
304	ブラダー・ウィリ症候群
305	ブリオン病
306	プロピオン酸血症
307	P R L 分泌亢進症(高プロラクチン血症)
308	閉塞性細気管支炎
309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	ベーチェット病
311	ベスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
313	ヘモクロマトーシス ○
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○

番号	疾病名
316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症 ※
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
326	慢性血栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性肺炎 ○
329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠伸てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無βリボタンパク血症
336	メーブルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症候群 ○
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
347	遊走性焦点発作を伴う児てんかん
348	4 p 欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスマッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症/ゴーハム病
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
363	レット症候群
364	レノックス・ガスター症候群
365	ロスモンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

別表3 特別障害者手当障害程度表

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

対象者 20歳以上の重度の障害者であって、次のアからエまでの一つに該当するものを対象とします。

- ア 別表3の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が2つ以上存するもの。
- イ 別表3の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障害が2つ存し、合わせて3つの障害が存するもの。
- ウ 別表3の3から5までに規定する身体の障害が1つ存し、それが特に重要であるため、日常生活動作能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。
- エ 別表3の6から7に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は、精神の障害にあっては、日常生活能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。

別表4 障害児福祉手当障害程度表

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注) 視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表5 児童扶養手当障害程度表

子供の障害程度

1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
 4. そしゃくの機能を欠くもの
 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 8. 一上肢機能の機能に著しい障害を有するもの
 9. 一上肢のすべての指を欠くもの
 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 11. 両下肢すべての指を欠くもの
 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

父又は母の障害程度

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 4. 両上肢のすべての指を欠くもの
 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 10. 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 11. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表6 特別児童扶養手当障害程度表

1級

1. 両眼の視力の和が0.03以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 3. 両上肢の機能に著しい障害を有すもの
 4. 両上肢のすべての指を欠くもの
 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 両眼の視力の和が0.07以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 3. 平衡機能に著しい障害を有すもの
 4. そしゃくの機能を欠くもの
 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 9. 一上肢のすべての指を欠くもの
 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 11. 両下肢すべての指を欠くもの
 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表7 生活福祉資金貸付条件一覧表

資金名	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 原則3ヶ月、最長12ヶ月 (3ヶ月ごと延長)	月額 200,000円以内 (単身世帯は150,000円以内)	6か月以内	10年以内
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内	10年以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内	6か月以内	10年以内
福祉資金	生業を営むのに必要な経費	4,600,000円以内	6か月以内	20年以内	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月以内 1,300,000円以内 1年以内 2,200,000円以内 2年以内 4,000,000円以内 3年以内 5,800,000円以内	6か月以内	8年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	6か月以内	7年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	6か月以内	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	6か月以内	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	6か月以内	10年以内	
	福祉費	負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年以内 1,700,000円以内	6か月以内	5年以内
			・療養期間が1年6か月以内 2,300,000円以内		
	福祉費	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年以内 1,700,000円以内	6か月以内	5年以内
			・介護サービスを受ける期間が1年6か月以内 2,300,000円以内		
	福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円以内	6か月以内	7年以内
	福祉費	冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内
	福祉費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内
	福祉費	就職・技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内
福祉費	その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	

教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高校・大学・専修学校等に就学するのに必要な経費	高等学校(専修学校高等課程含む) 月額 35,000円以内 高等専門学校 月額 60,000円以内 短期大学(専修学校専門課程含む) 月額 60,000円以内 大学 月額 65,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 ※貸付額により期間の目安あり
	就学支度費	学校教育法に規定する高校・大学・専修学校等への入学に際し必要な経費	500,000円以内		
不動産担保型生活費	不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、今お住いの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費	月額 300,000円以内 (土地の評価額の70%)	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住いの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費	保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時

- ・貸付対象者は低所得世帯、障害者世帯、高齢者が属する世帯です。
 - ・他の公的貸付制度の活用が優先されます。
- ※詳しくは、苫小牧市社会福祉協議会へお問い合わせください。(TEL:0144(32)7111)

別表8 各種減免等制度一覧

制度名	内容	対象要件	問合せ先
各種市税	市税を納めることが困難な際に、減免される場合があります。 (対象となる税の納期限までに申請が必要)	【市民税】 ・ 貧困により生活のための扶助を受けている場合 ・ 災害等により税の納付が困難と認められた場合	市市民税課 Tel:0144(32)6253
		【固定資産税・都市計画税】 ・ 災害等により甚大な被害を受けた ・ 貧困により生活のための公私の扶助を受けている	市資産税課 Tel:0144(84)4073
		【軽自動車税】 ・ 障害者(身体及び精神障害)に該当する	市市民税課 Tel:0144(32)6244
各種市税証明書発行手数料	証明発行手数料が減免になります。	生活保護を受けている (生活保護手帳の提示が必要となります)	市窓口サービス課 Tel:0144(32)6294
国民健康保険	【国民健康保険税】 特別な事情によって保険税の納入が困難な際に、保険税が減額となる場合があります。 (事前審査が必要)	次のいずれかに該当する場合 ・ 火災や風水害で被害を受けたとき ・ 病気や失業などにより所得が激減したとき	市保険年金課 Tel:0144(32)6418
	【医療費】 病院や薬局の窓口における一部負担金の支払いが困難な場合に、減免または猶予される場合があります。 (申請が必要)	災害や突然の失業等により、収入が一時的に生活保護に準じる状況となった場合	市保険年金課 Tel:0144(32)6425
後期高齢者医療制度	【保険料】 特別な事情によって保険料の納入が困難な際に、保険料が減額となる場合があります。 (申請が必要)	災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮していると、広域連合長が認めた場合 (詳細はご相談ください)	市保険年金課 Tel:0144(32)6418
	【医療費】 病院や薬局の窓口における一部負担金の支払いが困難な場合に、減免または猶予される場合があります。 (申請が必要)		市保険年金課 Tel:0144(32)6425
国民年金保険料	保険料の納付が免除または猶予される場合があります。 (法定免除、申請免除・納付猶予の区分あり)	【法定免除】 次のいずれかに該当する場合 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金の受給者 (1級・2級のみ) ・ 生活保護法における生活扶助の受給者 【申請免除・納付猶予】 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下または失業等の理由がある 【納付猶予】 50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下または失業等の理由があり世帯主の所得が一定額以上の場合	市保険年金課 Tel:0144(32)6429
市営住宅使用料	市営住宅使用料の支払いが困難となった際に、市営住宅使用料が減免される場合があります。	収入が生活保護の認定に準じる状況となった場合 (世帯の状況によって要件が異なるため、事前の相談が必要)	市住宅課 Tel:0144(32)6319
就学援助	小・中学校に通学する児童の保護者を対象に、学用品費や給食費など就学に必要な費用が援助される場合があります。	次のいずれかに該当する場合 ・ 生活保護を受けている (申請書を提出する必要はありません) ・ 経済的理由で生活が困窮している	市学校教育課 Tel:0144(32)6742
保育料	保育料の納入が困難であると認められる場合に、保育料が免除されます。	次のいずれかに該当する場合 ・ 災害で住居及び家財等に著しい損害を受け、その修復等に多額の費用を要する ・ 失業、休業、廃業で収入が著しく減少した(自己都合除く) ・ 災害、病気その他やむを得ない事由で扶養義務者の収入又は必要経費に著しい変動が生じた	市こども育成課 Tel:0144(32)6378

別表9 障害基礎年金・障害厚生年金障害等級表

1級

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 4. 両上肢の全ての指を欠くもの
 5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢の全ての指を欠くもの
10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢の全ての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

- 1 3. 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 1 4. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 1 5. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 1 6. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 1 7. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3級

- 1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
 - ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの
 - ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
 - 2. 両耳の聴力が 4 0 cm 以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
 - 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
 - 4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
 - 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
 - 6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
 - 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 - 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
 - 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
 - 1 0. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
 - 1 1. 両下肢の十趾の用を廃したもの
 - 1 2. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
 - 1 3. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
 - 1 4. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- (備考)
- 1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
 - 2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 - 3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 4. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表 10

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について

北海道では、道内に居住するアイヌの子弟で、経済的な理由により大学又は短期大学における教育を受けることが困難な方に、修学資金等を次のとおりお貸ししています。		
1 貸付額（各種対象条件あり）		
区分	修学資金	入学支度金
●国立・公立の大学又は短期大学に在学する方	月額 5万1,000円以内	一時金 3万8,500円以内
●私立の大学又は短期大学に在学する方	月額 8万2,000円以内	
2 貸付利率	●無利子	
3 貸付期間	●貸付を受けている方が在学する大学・短期大学の正規の修業年限以内です。	
4 返済期間	●退学や卒業により貸付金を返還するときは、返還計画書を提出し、20年以内に返還していただきます。	
※ 修学資金等の貸付を受ける方は、大学等修学資金等貸付申請書等の必要書類を別に指定する期日までに提出していただきます。		
※ 修学資金等の貸付を受ける方は連帯保証人の届出が必要になります。		

北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度について

北海道に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、高等・高等専門・専修各種学校に在学するアイヌの子弟が経済的な理由により修学が困難な方に、修学資金等を次のとおり補助します。			
1 補助額（各種対象要件あり）			
区分	修学資金	入学支度金	通学費
●国公立の高等学校及び高等専門学校に在学する方	月額 2万3,000円以内	一時金 2万4,200円以内	1か月に要した経費が1万円以上の場合 (一定の基準により補助します)
●専修学校及び各種学校に在学する方	月額 2万3,300円以内		
●私立の高等学校に在学する方	月額 4万3,000円以内	一時金 5万4,760円以内	月額7,500円以内 ※専修学校及び各種学校に在学する方は対象外
※ 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している方は、保護費分を補助対象費から除きます。			
※ 修学資金等の補助を受ける方は、各補助金交付申請書等の必要書類を別に指定する期日までに提出していただきます。			
※ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸預金の貸付又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による就学資金の貸付を受けない者であること。			

苫小牧市福祉施設一覧（高齢者）

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考	
介護老人ホーム	社福	緑陽会	苫小牧静和荘	80	053-0841	松風町2番15号	74-3338	74-3352		
	市	苫小牧市	高齢者福祉センター	-	053-0015	本幸町1丁目2番21号	34-5897	34-5899		
高齢者福祉センター	社福	緑陽会	西地域包括支援センター	-	059-1263	青雲町2丁目12番17号	61-7600	61-7401		
	社福	苫小牧慈光会	しらかば地域包括支援センター	-	053-0821	しらかば町5丁目5番6号	71-5225	71-5230		
地域包括支援センター	社福	山手の里	山手地域包括支援センター	-	053-0851	山手町1丁目1番2号	71-5565	71-5580		
	社福	ふれんど	南地域包括支援センター	-	053-0805	新富町1丁目3番7号	71-5005	71-5001		
	医療	王子総合病院	中央地域包括支援センター	-	053-0021	若草町3丁目4番8号	36-3712	37-0355		
	医療	平成醫塾	明野地域包括支援センター	-	053-0054	明野新町5丁目2番4号	53-4165	53-4166		
	社福	緑星の里	東地域包括支援センター	-	059-1305	沼ノ端中央4丁目14番24号	52-1155	52-1177		
	社福	緑陽会	緑陽園	110	059-1265	字樽前222番地の11	67-0166	68-8822		
	社福	緑陽会	緑樹園Ⅰ	40	053-0841	松風町2丁目17番	84-7337	84-7331		
	社福	緑陽会	緑樹園Ⅱ	40	053-0841	松風町2丁目17番	84-7337	84-7331		
	介護老人福祉施設	社福	緑星の里	陽明園	80	059-1365	字植苗51番地の177	58-2421	58-2422	
		社福	苫小牧慈光会	樽前慈生園	50	059-1262	美原町3丁目9番1号	67-5601	67-5602	
社福		山手の里	特別養護老人ホームアポロ園	50	053-0851	山手町1丁目12番3号	74-8377	74-8377		
社福		ふれんど	特別養護老人ホーム「彩」	120	053-0022	表町5丁目11番5号	31-2313	31-2333		
社福		陽樹会	特別養護老人ホーム陽のまりの樹	50	053-0005	元中野町2丁目3番3号	33-2818	33-2819		
社福		沼ノ端はくちよじ会	特別養護老人ホーム沼ノ端はくちよじ苑	50	059-1304	北栄町3丁目19番26号	84-3000	84-1560		
社福		ふれんど	地域密着型特別養護老人ホーム明德	29	059-1273	明德町4丁目6番21号	61-5755	61-5772		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		社福	苫小牧慈光会	地域密着型介護老人福祉施設 ケアセンターしらかばの郷	29	053-0821	しらかば町5丁目5番6号	71-1661	71-1662	
		社福	緑陽会	地域密着型特別養護老人ホーム花もみじ	29	053-0841	松風町2番15号	74-3388	74-3390	
		社福	緑陽会	老人保健施設みどりの苑	80	053-0841	松風町2番15号	84-7068	84-7069	
	社福	緑星の里	老人保健施設東胆振ケアセンター	100	059-1365	字植苗51番地の156	58-2323	58-2347		
	医療	延山会	老人保健施設苫小牧健樹園	58	059-1271	澄川町7丁目9番18号	67-3111	67-3114		
	医療	王子総合病院	介護老人保健施設ケアライブ王子	100	053-0021	若草町3丁目4番8号	36-7111	36-7070		
	医療	苫仁会	老人保健施設ライブスプリング桜木	100	053-0832	桜木町2丁目25番1号	71-2369	71-2269		
	医療	苫仁会	介護療養型老人保健施設かみや	69	053-0832	桜木町2丁目25番1号	71-1717	71-2551		
	介護医療院	医療	嵩仁会	苫都病院介護医療院	58	053-0021	若草町5丁目10番21号	34-2135	36-2769	
		医療	玄洋会	道央佐藤病院介護医療院	60	053-0841	字樽前234番地	67-0236	67-3125	
経過的軽費老人ホーム	医療	延山会	苫小牧澄川病院介護医療院	90	059-1271	澄川町7丁目9番18号	67-3111	67-3114		
	社福	山手の里	アドーネス園	50	053-0851	山手町1丁目12番3号	72-9222	72-9230		
ケアハウス	社福	苫小牧慈光会	樽前慈光園	50	059-1265	字樽前219番地の1	67-4467	67-5503		
	社福	緑星の里	ナイスデイやなぎ	50	053-0053	柳町4丁目11番36号	51-6111	51-6112		
	社福	楡	ケアハウス青葉	90	053-0807	青葉町2丁目9番27号	76-2000	76-0020		
	社福	陽樹会	ケアハウス陽だまりの樹	70	053-0005	元中野町2丁目3番3号	38-2811	38-2812		
	社福	ふれんど	ケアハウスはあへと	100	059-1273	明德町4丁目4番17号	67-8101	67-9810		
	社福	双樹会	ケアハウス恵みの里	100	053-0841	松風町1番11号	71-1601	75-7410		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	社福	緑陽会	地域密着型ケアハウスリバーサイド	29	053-0841	松風町2番15号	74-5599	74-3390	
		医療	玄洋会	グループホームあすなろ	18	059-1265	字樽前237番地の1	67-8881	67-8881	
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	社福	希望の里	グループホームむつみ	18	059-1265	字樽前159番地の198	68-6232	68-6232	
		社福	希望の里	グループホームなごみ	18	059-1275	北星町2丁目29番30号	68-7531	68-7531	
㈱		無限倶楽部	グループホーム幸福の里あすか	18	059-1275	字錦岡647番地の14	68-3555	68-3555		
社福		ふれんど	グループホームのどか	18	059-1273	明德町4丁目4番17号	67-8102	67-9810		
医療		延山会	グループホームCoCoすみかわ	6	059-1271	澄川町7丁目6番15号	67-3111	67-6520		
有限		花縁	グループホーム花縁	18	059-1271	澄川町4丁目3番5号	61-7321	61-7320		
有限		花縁	グループホーム花縁とさわ館	18	059-1261	とさわ町3丁目4番14号	61-7811	61-7812		
㈱		健康会	グループホームしらかば	18	059-1261	とさわ町3丁目4番1号	67-5401	67-5402		
㈱		INふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム日吉	18	053-0816	日吉町3丁目1番9号	72-6000	72-6116		

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム山法師	18	053-0816	日吉町1丁目2番23号	78-2180	75-5228	
	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム柘	18	053-0807	青葉町2丁目9番10号	75-8501	75-8503	
	(株)	TNふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームふるさと	18	053-0831	豊川町2丁目1番2号	76-0354	72-4231	
	社福	勤医協福祉会	勤医協グループホームコスモスとまこまい	18	053-0821	しらかば町2丁目15番2号	71-5525	76-1651	
	(株)	彩寿	グループホーム彩寿	18	053-0832	桜木町2丁目2番20号	71-3400	71-3401	
	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームいすの木	18	053-0046	住吉町2丁目8番9号	37-1330	37-1350	
	有限	ほのぼの月寒	グループホームほのぼの音羽	18	053-0044	音羽町2丁目10番1号	38-7200	38-7201	
	社福	緑星の里	グループホームハーモニー	18	059-1365	字植苗51番地の156	58-2245	58-2347	
	(株)	元気な介護	グループホームくらしさ沼ノ端	18	059-1305	沼ノ端中央2丁目1番42号	52-5062	52-5063	
	(株)	二千翔	グループホームほたる	18	059-1364	拓勇西町4丁目19番27号	57-5008	57-5008	
	(株)	ほほえみ	グループホームほほえみ	18	059-1304	北栄町4丁目13番3号	84-5611	84-5613	
	(株)	ニチイ学館	ニチイケアセンター 苫小牧	18	053-0811	光洋町1丁目5番17号	75-2361	75-2362	
	(株)	創生事業団	グループホームグッドケア・新中野	18	053-0006	新中野町1丁目3番20号	32-1294	36-0505	
	(株)	住拓工業	グループホーム福寿草	18	053-0015	本幸町1丁目3番5号	38-6300	38-6500	
	(株)	健康会	グループホーム柏木	18	053-0823	柏木町5丁目1番20号	71-5500	72-2800	
	(株)	健康会	グループホーム澄川	18	059-1271	澄川町3丁目2番5号	82-7696	82-7697	
	(株)	健康会	グループホーム豊川	18	053-0831	豊川町4丁目7番3号	82-9360	82-9361	
	(株)	TNふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームたく遊	18	059-1303	拓勇東町2丁目17番29号	82-7237	82-7238	
	社福	緑陽会	グループホーム風ぐるま	18	053-0841	松風町2番17号	84-8745	84-8746	
	社福	苫小牧慈光会	デイサービスセンター樽前慈生園	18	059-1265	字樽前219番地の18	68-3288	68-3288	
社福	緑星の里	デイサービスセンターやなぎ	18	053-0053	柳町4丁目11番36号	51-6789	51-6112		
(株)	えにし	デイサービスうとない	18	059-1365	字植苗227番地の65	51-8100	51-8101		
有限	ライフデザイン	デイハウスさくら指定通所介護事業所	13	053-0832	桜木町2丁目19番5号	76-2662	76-2663		
(株)	健康会	療養通所介護センターしらかば	9	059-1261	ときわ町3丁目4番1号	67-3681	67-3685		
医療	嵩仁会	苫都病院 デイサービスセンター わかくさ	18	053-0021	若草町5丁目10番16号	38-2660	38-2661		
合同	友和	デイサービス ラバンダー	10	059-1263	青雲町3丁目4番4号	67-3668	67-3674		
有限	ライフデザイン	デイハウスすみれ指定通所介護事業所	17	053-0816	日吉町4丁目1番22号	73-1650	73-1660		
(株)	オアシス	デイハウス おあしす	14	053-0842	有珠の沢町3丁目12番10号	84-5000	84-5002		
合同	あいりん	デイハウス いちご	10	053-0823	柏木町3丁目6番12号	75-1517	56-5998		
(株)	ふらっと	デイサービス ふらっと	18	053-0831	豊川町2丁目1番2号	82-8816	82-8206		
社福	勤医協福祉会	勤医協みやまの里デイサービス	18	053-0851	山手町2丁目14番9号	84-5867	84-5877		
医療	玄洋会	道央佐藤病院 デイサービスセンター しんとみ	18	053-0805	新富町1丁目3番5号	72-1112	71-1611		
(株)	大空	デイサービス ひまわり	10	053-0833	日新町4丁目6番17号	84-6197	84-6198		
(株)	スリーウェイ	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ苫小牧美園	18	053-0041	美園町2丁目11番9号	61-1092	61-1093		
(株)	ドリームバルーン	リハビリステーション ドリームバルーン日吉	18	053-0816	日吉町2丁目10番14号	82-8211	84-8088		
有限	スローライフ	LIFE REHABILITATION 希望のつぼみ 苫小牧しらかば	15	053-0821	しらかば町3丁目30番8号	71-5555	71-5556		
(株)	TETOL	デイサービスセンターらいふてらす苫小牧北光	18	053-0852	北光町4丁目12番20号	76-8288	76-8289		
社福	山手の里	デイサービスセンターアポロ園	18	053-0851	山手町1丁目12番3号	72-9191	74-8377		
合同	しろいケア	宅老所 昭ちゃん家	13	053-0821	しらかば町5丁目10番15号	84-6426	84-5701		
(株)	敬愛総合サービスセンター	リハビリ特化型デイサービス とまりハ明野	14	053-0054	明野新町3丁目1番22号	56-5717	56-5638		
(株)	らいふばでい	らいふばでい苫小牧店	18	053-0841	字糸井135番地の1	84-3582	84-3583		
合同	あいりん	デイハウスみかん	10	053-0832	桜木町4丁目1番6号	77-8221	77-4555		
(株)	ドリームバルーン	リハビリステーション ドリームバルーン音羽	10	053-0044	音羽町1丁目16番17号	84-8584	84-8586		
(株)	苫都貢献	けんけんパーク	15	053-0855	見山町3丁目1番3号	61-1919	61-1920		
医療	玄洋会	フィットネス デイ 拓勇	18	059-1302	拓勇西町4丁目1番15号	56-5656	53-0055		
合同	生きがい	リハビリデイ生きがい	15	053-0811	光洋町2丁目6番25号	84-7333	84-7389		
(株)	敬愛総合サービスセンター	デイサービスかすがの憩い	14	053-0031	春日町1丁目2番14号	84-8525	84-8526		
(株)	ドクターアイズ	リハニック イオンモール苫小牧	10	053-0053	柳町3丁目1番20号 イオンモール苫小牧2F	84-6740	84-6742		
(株)	コミュニティ苫小牧	作業活動型デイ「こぶし」	18	053-0015	本幸町1丁目1番5号	84-3885	84-3887		
(株)	らいふばでい	にじいろ春日町店	18	053-0031	春日町3丁目14番19号	35-2416	35-2417		

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
通所介護	社福	緑陽会	デイサービスセンターやすらぎ	25	059-1263	青雲町2丁目21番17号	61-7770	67-1000	
	(株)	優心	デイサービス ふるさと	35	053-0804	元町2丁目5番11号	61-1643	61-1837	
	社福	ふれんど	デイサービスセンターそよかぜ	46	059-1273	明徳町4丁目4番17号	67-8101	67-9810	
	有限	テイケイ	デイサービス 楽楽	25	053-0802	弥生町2丁目1番3号	71-7300	71-7311	
	(株)	ツクイ	ツクイ苫小牧柏木	60	053-0823	柏木町6丁目21番19号	71-5007	71-5008	
	(株)	ツクイ	ツクイ苫小牧本幸	60	053-0015	本幸町1丁目3番5号	38-6111	38-6112	
	社福	緑陽会	デイサービスセンター松風	25	053-0841	松風町2番15号	74-6699	74-6700	
	(株)	萌福祉サービス	デイサービスセンター フルールハピネスとまこまい	40	059-1275	字錦岡443番地の443	84-1212	84-1244	
	社福	勤医協福祉会	勤医協苫小牧 デイサービス 虹	35	053-0855	見山町1丁目8番23号	72-5310	72-5525	
	社福	勤医協福祉会	勤医協デイサービスコスモスふたば	25	053-0045	双葉町2丁目11番2号	38-5556	38-5557	
	社福	勤医協福祉会	勤医協デイサービスコスモスしらかば	25	053-0821	しらかば町2丁目15番2号	76-0500	76-1651	
	社福	勤医協福祉会	勤医協沼ノ端デイサービスなごや家	25	059-1304	北栄町2丁目27番20号	53-7588	53-8012	
	有限	ケアサポート赤坂	デイサービス絆	20	053-0821	しらかば町3丁目2番18号	71-6767	71-6767	
	医療	玄洋会	デイサービスセンター拓勇	30	059-1302	拓勇西町4丁目1番15号	53-0035	53-0055	
	(株)	もつと健康	レッツ倶楽部苫小牧	20	053-0031	春日町2丁目1番1号	31-3333	31-3334	
	(株)	ヤマチコーポレーション	機能訓練専門デイサービスきたえるーむ苫小牧中央	30	053-0851	山手町1丁目3番3号すまい第一ビル1F	84-5908	84-5908	
	社福	ふれんど	リハビリデイ「はるかぜ」	40	053-0022	表町5丁目11番5号	31-2311	31-2333	
	(株)	敬愛総合サービスセンター	デイサービスセンター優らいふ	22	053-0055	新明町4丁目20番22号	52-1122	52-1121	
	(株)	コミュニティミヤカワ	デイサービスほほえみ	22	059-1305	沼ノ端中央4丁目3番20号	52-5001	52-5004	
	(株)	もつと健康	レッツ倶楽部明野新町	20	053-0054	明野新町5丁目22番12号	84-5194	84-5195	
小規模多機能型居宅介護	有限	花縁	小規模多機能ホーム 花縁 すずらん館	29	059-1261	ときわ町3丁目4番11号	61-6011	61-6411	
	(株)	SHS	小規模多機能ホーム 花みずき	25	053-0821	しらかば町3丁目12番10号	72-8731	77-6648	
	(株)	ニチイ学館	ニチイケアセンター 苫小牧	25	053-0811	光洋町1丁目5番17号	75-7361	75-7362	
	(株)	創生事業団	小規模多機能型居宅介護 グッドケア・新中野	25	053-0006	新中野町1丁目3番20号	33-1294	36-0505	
	合同	恵	小規模多機能型居宅介護 縁の恵	15	053-0032	緑町2丁目6番22号	36-0777	38-6666	
	(株)	幸楽	小規模多機能ホーム すまいる	25	053-0833	日新町4丁目1番34号	71-6130	71-6140	
	(株)	元気な介護	小規模多機能型ホーム くらしさ苫小牧	29	053-0052	新開町1丁目14番6号	57-1051	57-1052	

苫小牧市福祉施設一覧(母子・児童・その他)

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
児童センター	市	苫小牧市	苫小牧市住吉児童センター		053-0046	住吉町2丁目5番17号	36-1448	36-1448	
	市	苫小牧市	苫小牧市日新児童センター		053-0833	日新町3丁目6番15号	76-6655	76-6655	
	市	苫小牧市	苫小牧市沼ノ端児童センター		059-1364	沼ノ端中央4丁目10番34号	57-6601	57-6601	
	市	苫小牧市	苫小牧市大成児童センター		053-0806	大成町1丁目1番21号	75-1841	72-6716	
	市	苫小牧市	苫小牧市あさひ児童センター		053-0018	旭町2丁目3番24号	35-6393	35-6393	
	市	苫小牧市	苫小牧市錦岡児童センター		059-1264	宮前町2丁目29番20号	82-7371	82-7371	
	市	苫小牧市	苫小牧市北栄児童センター		059-1304	北栄町3丁目3番3号	82-7069	57-8889	
助産施設	市	苫小牧市	苫小牧市助産施設		053-8567	清水町1丁目5番20号	33-3131	34-7511	
	医療	王子総合病院	王子総合病院助産施設		053-0021	若草町3丁目4番8号	32-8111	32-7119	
生活館	市	苫小牧市	苫小牧市生活館		053-0803	矢代町2丁目1番11号	72-4297	72-5993	
社会福祉センター	市	苫小牧市	苫小牧市社会福祉センター		053-0021	若草町3丁目3番8号	32-7111	34-8141	市民活動センター内
地域子育て支援センター	市	苫小牧市	とまこまい子育て支援センター		053-0015	本幸町1丁目2番21号	33-4751	33-4755	苫小牧市教育・福祉センター2F

苫小牧市保育所一覽

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考
	市	苫小牧市	みその保育園	130	053-0041	美園町4丁目26番10号	34-4339	84-3990	7:30～18:30	休日保育・一時保育・病後児保育・子育てルーム
	市	苫小牧市	いとい北保育園	120	053-0833	日新町4丁目3番15号	74-2110	74-2110	7:30～18:30	
			公立計	250						
	社福	錦岡福祉会	錦岡保育園	90	059-1264	宮前町2丁目28番15号	67-0033	67-8645	7:30～18:30	一時保育・子育てルーム
	社福	沼ノ端福祉会	拓勇おひさま保育園	90	059-1302	拓勇西町7丁目1番4号	52-0020	52-0030	7:30～19:00	病児・病後児保育(自園対応型)、延長保育(30分)
	社福	沼ノ端福祉会	沼ノ端おひさま保育園	60	059-1305	沼ノ端中央4丁目2番27号	55-0705	55-0655	7:30～19:00	延長保育(30分)・子育てルーム
	社福	中野福祉会	なかの保育園	100	053-0005	元中野町2丁目12番5号	38-5588	38-5587	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	福祉事業協会	ひよし保育園	66	053-0816	日吉町2丁目9番25号	73-7620	73-7620	7:00～19:00	延長保育(1時間)・病児・病後児保育(自園対応型)
	社福	福祉事業協会	こいせい保育園	60	053-0821	しらかば町5丁目6番14号	73-2600	73-2600	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	福祉事業協会	たいせい保育園	80	053-0806	大成町1丁目14番26号	72-9257	72-9257	7:00～19:00	延長保育(1時間)・休日保育
	社福	福祉事業協会	すえひろ保育園	60	053-0011	末広町1丁目2番22号	36-9656	36-9656	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	山手の里	山手キュービート保育園	50	053-0851	山手町1丁目12番3号	73-2762	73-2762	7:30～18:30	
	社福	福祉事業協会	さくらぎ保育園	70	053-0832	桜木町3丁目24番23号	73-7033	73-7033	7:00～19:00	延長保育(1時間)
	社福	東雲福祉会	うどない保育園	90	059-1307	ウトナイ南3丁目20番1号	82-8161	82-8162	7:00～19:00	延長保育(1時間)・休日保育・一時保育
	社福	福祉事業協会	あけの保育園	90	053-0054	明野新町5丁目13番30号	57-3543	57-3543	7:30～18:30	一時保育・子育てルーム
			法人計	906						
			合計	1,156						

苫小牧市認定こども園一覽

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考
	学法	浅利教育学園	認定こども園苫小牧もも花幼稚園	105	059-1271	澄川町3丁目16番8号	67-5650	67-5650	7:30～18:30	
	学法	苫小牧中央学園	認定こども園苫小牧中央幼稚園	120	053-0006	新中野町3丁目16番4号	84-7357	84-7358	7:30～18:30	
	学法	北海道キリスト教学園	認定こども園かおり幼稚園	135	053-0802	弥生町2丁目8番25号	72-5503	73-9111	7:30～18:30	
	社福	百合愛会	認定こども園幼稚園あいか	130	053-0053	柳町4丁目9番17号	53-0021	53-0022	7:00～19:00	一時保育・病児(在園児のみ)・延長保育(1時間)
	学法	勇私学園	認定こども園勇私幼稚園	75	059-1372	宇勇私142番地の22	56-2300	56-2300	7:30～18:30	
	学法	沼ノ端学園	はなぞの認定こども園	110	053-0853	花園町2丁目11番15号	71-6687	71-6787	7:30～18:30	
	学法	沼ノ端学園	認定こども園第2はくちよう幼稚園	300	059-1304	北栄町4丁目1番9号	55-2221	55-1414	7:30～18:30	
	学法	聖公会北海道学園	認定こども園苫小牧聖ルカ幼稚園	91	053-0018	旭町2丁目6番19号	36-1156	82-8686	7:30～18:30	
	学法	北海道徳風学園	認定こども園苫小牧あおぼ幼稚園	155	053-0855	見山町4丁目6番4号	72-7411	73-4376	7:00～19:00	延長保育(1時間)
	社福	明日萌	認定こども園苫小牧すみれ保育園	105	053-0803	矢代町3丁目7番4号	84-3520	73-2119	7:30～19:00	延長保育(30分)
	学法	坂本北海道学園	認定こども園エンゼル幼稚園	140	053-0821	しらかば町5丁目6番6号	72-0101	76-7788	7:30～18:30	
	学法	坂本北海道学園	認定こども園ピノキオ苫小牧幼稚園	120	053-0833	日新町3丁目6番10号	73-3111	76-7722	7:30～18:30	
	学法	鈴木学園	認定こども園苫小牧マーガレット幼稚園	240	053-0034	清水町2丁目11番8号	34-7810	36-2887	7:30～18:30	
	学法	ふたば学園	認定こども園苫小牧ふたば幼稚園	191	053-0027	王子町1丁目2番18号	34-6250	34-6300	7:30～18:30	一時保育
	学法	沼ノ端学園	幼保連携型認定こども園苫小牧ふたば幼稚園	210	059-1304	北栄町3丁目4番6号	55-3545	55-0725	7:00～19:00	延長保育(1時間)
	学法	原学園	認定こども園原学園ひかり幼稚園	115	053-0811	光洋町3丁目13番2号	74-4600	74-4620	7:30～18:30	
	社福	みやま福祉会	認定こども園おとわ	90	053-0044	音羽町2丁目10番8号	36-5056	36-5058	7:30～18:30	
	学法	小池学園	認定こども園苫小牧いずみ幼稚園	225	053-0042	三光町5丁目7番29号	33-5370	33-3524	7:30～18:30	
	学法	原学園	認定こども園ひかりの国幼稚園	200	053-0814	宇糸井353番地の1	74-4800	74-7071	7:30～18:30	
			合計	2,857						

苫小牧市小規模保育施設一覧

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考	
小規模保育施設	社福	明日萌	苫小牧なの花保育園	19	059-1307	ウトナイ南6丁目8番31号	53-6200	53-6250	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	パンビ保育園	19	059-1305	沼ノ端中央2丁目9番32号	53-0550	53-0551	7:30～18:30		
	個人	-	ひだまりのもり保育園	18	059-1302	拓勇西町4丁目14番25号	57-8205	57-8205	7:30～18:30		
	合同	苫小牧育成	苫小牧育成 そよかぜ保育園	18	053-0031	春日町2丁目10番12号	35-1010	35-1011	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	コアヲ保育園	19	059-1304	北栄町2丁目21番15号	61-1924	61-1942	7:30～18:30		
	学法	原学園	ひかりチャイルドケアセンター	19	053-0811	光洋町3丁目13番2号	75-1006	75-1006	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	パンダ保育園	19	059-1305	沼ノ端中央3丁目4番16号	84-1740	84-1760	7:30～18:30		
	学法	坂本北海道学園	ベビーエンゼル!!	19	053-0821	しらかほ町5丁目5番19号	75-7373	75-7373	7:30～18:30		
	学法	絆学園	青空こいほる保育園	19	053-0823	柏木町2丁目5番1号 1F	74-7459	84-8575	7:30～18:30		
	個人	-	第2ひだまりのもり保育園	19	059-1304	北栄町1丁目17番8号	84-7490	84-7491	7:30～18:30		
	学法	絆学園	青空こり保育園	19	059-1261	とさわ町3丁目7番24号	84-3248	84-3249	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	ヒヨコ保育園	19	059-1304	北栄町4丁目1番6号	84-8567	84-8568	7:30～18:30		
	学法	坂本北海道学園	ベビービノキオ	19	053-0833	日新町2丁目4番29号	76-0100	76-0100	7:30～18:30		
				合 計	245						

障害年金リーフレット

このページは、障害年金制度の周知のため、日本年金機構より市町村あてに送付されたリーフレットを、一部を除き掲載しております。ご不明な点は、リーフレット本文の問い合わせ先へご連絡ください。

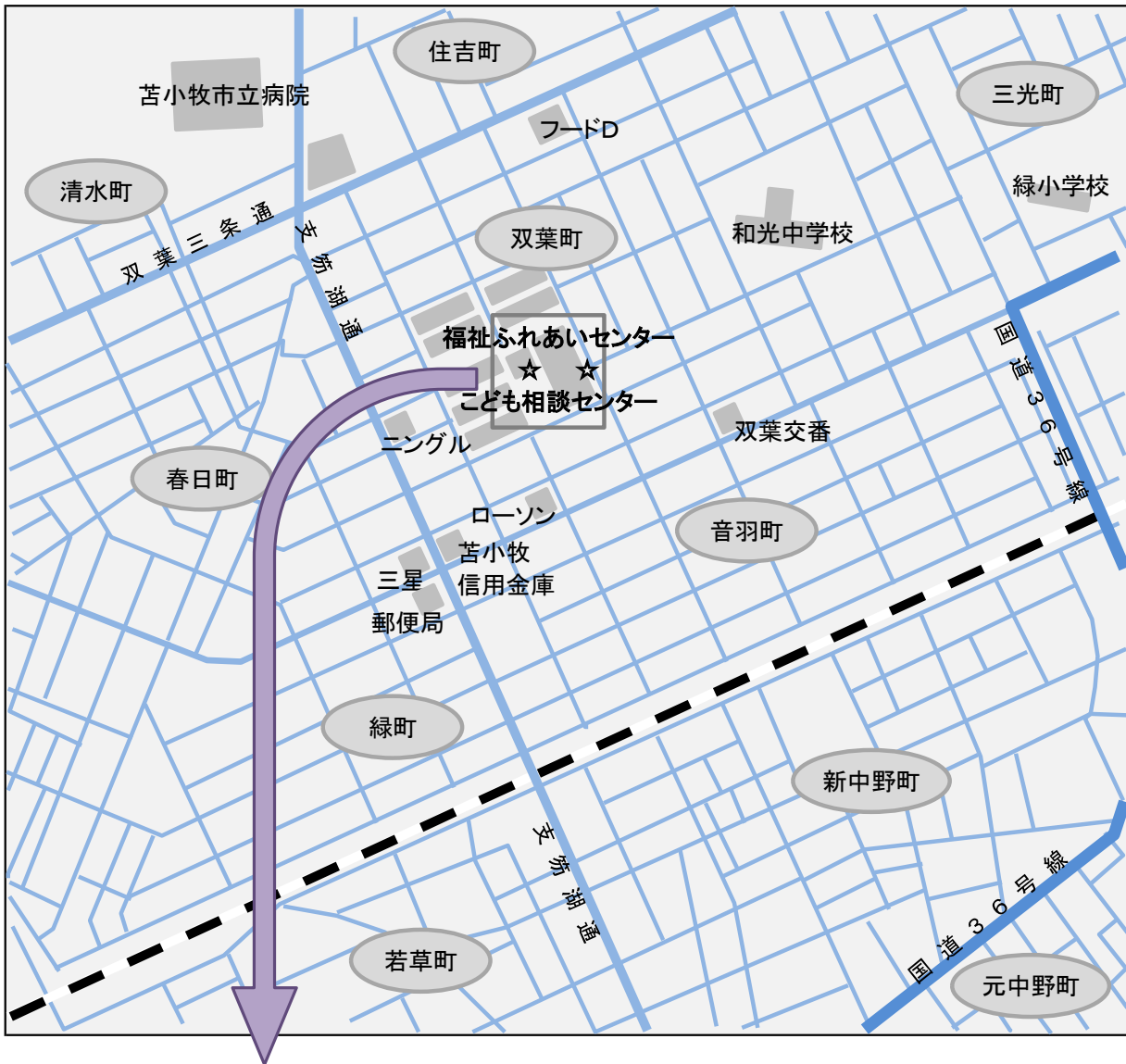
<p>障害者手帳の交付を受けた皆様へ</p> <p>障害年金をご存知ですか？</p> <p>障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。障害年金の受給要件や、請求手続き先等については、このリーフレットをご覧ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>【注意事項】</p><p>「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります。</p><p>また、他の年金との調整等がある場合もあります。</p></div>	<p>1. 受給要件</p> <p>障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。</p> <p>(1) 初診日に、年金に加入していること 障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、年金に加入している必要があります。</p> <p>※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間(日本国内に住んでいることが条件)に、初診日があるときも含みます。</p> <p>(2) 一定の障害の状態にあること 障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日)または65歳に達するまでに、一定の障害の状態にあることが必要です。</p> <p>(3) 一定の保険料を納付していること 初診日前に一定期間の保険料納付済期間があること、または直近1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。</p>
<p>2. 請求手続き</p> <p>障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。</p> <p>【請求手続き先】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"><p>障害基礎年金</p></div> <p>⇒お住まいの市(区)役所または 町村役場、お近くの年金事務所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"><p>障害厚生年金</p></div> <p>⇒お近くの年金事務所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>年金事務所の所在地・連絡先は、日本年金機構ホームページ(全国の相談・手続き窓口)で、ご確認ください。</p><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">全国の窓口 日本年金機構 <input type="button" value="検索"/></div></div>	<p>3. 問い合わせ先</p> <p>ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。 なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 15px; margin-top: 20px;"><p>お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！</p><p style="text-align: center;">0570-05-1165 050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165</p><p>お問い合わせの際は、<u>基礎年金番号</u>がわかるものをご用意ください。</p><p>【受付時間】 月曜日 午前 8:30～午後 7:00 火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00まで相談をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。</p></div>

関係機関所在地図



- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| ① 苫小牧市役所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号
Tel 0144-32-6111 |
| ② 苫小牧年金事務所 | 苫小牧市若草町2丁目1番14号
Tel 0144-36-6135 |
| ③ 苫小牧保健所 | 苫小牧市若草町2丁目2番21号
Tel 0144-34-4168 |
| ④ 市民活動センター | 苫小牧市若草町3丁目3番8号
Tel 0144-32-7111 |
| ⑤ 苫小牧警察署 | 苫小牧市旭町3丁目5番12号
Tel 0144-35-0110 |
| ⑥ 苫小牧税務署 | 苫小牧市旭町3丁目4番17号
Tel 0144-32-3165 |
| ⑦ 苫小牧道税事務所 | 苫小牧市旭町2丁目8番15号
Tel 0144-32-5285 |
| ⑧ 札幌法務局苫小牧支局 | 苫小牧市旭町3丁目3番7号
Tel 0144-34-7151 |
| ⑨ 札幌家庭裁判所
苫小牧支部 | 苫小牧市旭町2丁目7番12号
Tel 0144-32-3295 |

福祉ふれあいセンター・こども相談センター周辺地図



苦小牧市福祉ふれあいセンター

苦小牧市双葉町3丁目7番3号

■こども通園センターおおぞら園■

0144-34-5821 (通所)

0144-34-5823 (相談室あいす)

■貸館(会議室・体育館等)■

0144-82-8801

■あいあい(生活介護)■

0144-82-8262

■地域活動支援センターあさひ■

0144-34-5824

苦小牧市こども相談センター

苦小牧市双葉町3丁目7番2号

■市こども相談課■

0144-62-6369

■北海道室蘭児童相談所苦小牧分室■

0144-61-1882

苫小牧市あいサポート運動

苫小牧市あいサポート運動は、様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人に温かく接するとともに障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」や配慮を実践する「あいサポーター」を育成する運動です。

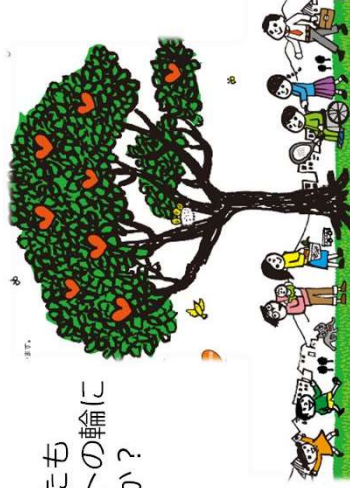


あいサポートの輪

障がいのある人は、日常の何気ない場面でも、誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば、今よりもずっとイキイキと暮らすことができます。

一人ひとりかややさしさをカタチで表せたら、そしてみんなのやさしさがつながれば、きっとこのまちはみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。

さあ、あなたもあいサポートの輪に入りませんか？



「あいサポーター」になるには

「あいサポーター」になるには、障がいのあ
る方に対する配慮などについて学ぶあいサポ
ーター研修に参加していただきます。
研修終了後に、あいサポーターの証である
【あいサポートバッジ】を差し上げます。



【出前講座のご案内】

あいサポーター研修を職場の研修や学校
の授業にご活用ください。

開催日程などでもできる限り柔軟にご対応
させていただきます。

【研修の内容（約75分）】

- ・ あいサポート運動の目的
- ・ 障がい特性理解のためのDVD視聴
- ・ 簡単な手話講座



お問い合わせ先

詳細は障がい福祉課
HPをご覧ください▼

苫小牧市福祉部障がい福祉課
(市役所1階14番窓口)

TEL : 0144-32-6356
FAX : 0144-36-3121



あいサポートでこころ、つながる

あいサポート運動



障がいを知り、共に生きる

苫小牧市



ヘルプマークとは

外見からは配慮を必要としていることが分りにくい方が、周りの方々に援助や配慮が必要であることを知らせるマークです。

対象となる方（一例）

- ・ 義足や人工関節を使用している方
- ・ 内部障がいや難病の方
- ・ 妊娠初期の方
- ・ その他援助や配慮を必要とする方



人工関節の方



妊娠初期の方



カバンなどに着用



必要事項が書けます



配布場所

- **市役所** (旭町4丁目5番6号)
 - ・ 障がい福祉課(本庁舎1階14番窓口)
 - ・ 健康支援課 (本庁舎4階1番窓口)
- **各出張所**
 - ・ のぞみ出張所 (のぞみコミセン内) (のぞみ町1丁目2番5号)
 - ・ 沼ノ端出張所 (沼ノ端交流センター内) (北栄町3丁目3番3号)
 - ・ 勇払出張所 (勇払公民館内) (字勇払33番地)
- **各証明取扱所**
 - ・ 豊川証明取扱所 (豊川コミセン内) (豊川町3丁目4番21号)
 - ・ 駅前証明取扱所 (ふれんどビル内) (表町5丁目11番5号)
 - ・ 住吉証明取扱所 (住吉コミセン内) (住吉町1丁目3番20号)

福祉ふれあいセンター

(双葉町3丁目7番3号)

市民活動センター

(若草町3丁目3番8号)



詳細は障がい福祉課
HPをご覧ください➡

♡ 助け合いのしるし ♡

ヘルプマークを

知ってますか？



援助や配慮が必要な方のためのマークです。
このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマークにはストラップがついていて、カバンなどに付けることができます。

苫小牧市福祉部障がい福祉課
(市役所1階14番窓口)

TEL : 0144-32-6356
FAX : 0144-36-3121



この冊子は障害者就労支援事業所「就労支援センターSnowdrop・Clover」で印刷しました。